新

社債等に関する業務規程

短期社債等に関する業務規程

旧

(目的)

(平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。) 第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管 振替機構(以下「機構」という。)が行う社債等 の振替に関する業務(以下「機構の振替業」と いう。) の実施に関し必要な事項を定める。

2 (略)

(用語)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 社債等振替制度 機構の振替業に係る社 <u>債等</u>の振替の仕組みをいう。
 - (2) 社債等 短期社債等又は一般債をいう。
 - (3) 短期社債等 第8条の規定により、機構の 振替業において取り扱う有価証券をいう。
 - (4) 一般債 第8条の2の規定により、機構の 振替業において取り扱う有価証券をいう。
 - (5) 口座管理機関 第 23 条の規定により、他 の者のために社債等の振替を行う口座を開設 した者であって、かつ、その上位機関のうち に、機構を含む者をいう。
 - (6) 直接口座管理機関 口座管理機関のうち、 機構から社債等の振替を行うための口座の開 設を受けた者をいう。
 - (7) 間接口座管理機関 口座管理機関のうち、 他の口座管理機関から社債等の振替を行うた めの口座の開設を受けた者であって、かつ、 機構の承認を受けたものをいう。

(8) (略)

(9) 加入者 振替機関等から第 16 条又は第 23 条の規定により、社債等の振替を行うための (目的)

- 第1条 この規程は、社債等の振替に関する法律│第1条 この規程は、社債等の振替に関する法律 (平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。) 第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管 振替機構(以下「機構」という。)が行う短期社 債等の振替に関する業務(以下「機構の振替業」 という。) の実施に関し必要な事項を定める。
 - 2 機構の振替業においては、国債を取り扱わな ll.

(用語)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 短期社債振替制度 機構の振替業に係る 短期社債等の振替の仕組みをいう。

(新設)

(2) 短期社債等 第8条の規定により、機構の 振替業において取り扱う社債等をいう。

- (3) 口座管理機関 第 23 条の規定により、他 の者のために短期社債等の振替を行う口座を 開設した者であって、かつ、その上位機関の うちに、機構を含む者をいう。
- (4) 直接口座管理機関 口座管理機関のうち、 機構から短期社債等の振替を行うための口座 の開設を受けた者をいう。
- (5) 間接口座管理機関 口座管理機関のうち、 他の口座管理機関から短期社債等の振替を行 うための口座の開設を受けた者であって、か つ、機構の承認を受けたものをいう。
- (6) 振替機関等 機構及び口座管理機関をい う。
- (7) 加入者 振替機関等から第 16 条第 1 項又 は第23条の規定により、短期社債等の振替を

口座の開設を受けた者をいう。

(10) (略)

- (11) 機構加入者口座 機構が第16条の規定に よる口座開設の申請に基づき、開設した口座 をいう。
- (12) 振替口座簿 振替機関等が作成する<u>社債</u> 等の振替を行うための口座簿をいう。

(13)~(17) (略)

- (18) 資金決済会社 加入者又は発行者のために、社債等の新規記録、振替、抹消並びに定時償還(一般債の銘柄の利払日のいずれかの日において、各社債の金額に対して均一の割合のみを償還し、その未償還割合が小数点以下10位未満の端数が生じないファクターで表現できる償還方法をいう。以下同じ。)及び利払に伴う資金決済を行う者として、あらかじめ機構に登録された者をいう。
- (19) 発行代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより<u>社債等</u>に係る新規記録<u>手続</u>を行う者として、あらかじめ機構

行うための口座の開設を受けた者をいう。

- (8) 機構加入者 加入者のうち、機構が機構加入者口座を開設した者をいう。
- (9) 機構加入者口座 機構が第 16 条<u>第1項</u>の 規定による口座開設の申請に基づき、開設し た口座をいう。
- (10) 振替口座簿 振替機関等が作成する<u>短期</u> 社債等の振替を行うための口座簿をいう。
- (11) 直近上位機関 加入者にとってその口座 が開設されている振替機関等をいう。
- (12) 上位機関 次のいずれかに該当するもの をいう。
- イ 直近上位機関
- ロ 直近上位機関の直近上位機関
- ハ 前ロ又はこの八の規定により上位機関に 該当するものの直近上位機関
- (13) 直近下位機関 振替機関等がこの規程に より口座を開設した口座管理機関をいう。
- (14) 下位機関 次のいずれかに該当するものをいう。
- イ 直近下位機関
- ロ 直近下位機関の直近下位機関
- ハ 前ロ又はこの八の規定により下位機関に 該当するものの直近下位機関
- (15) 共通直近上位機関 複数の加入者に共通 する上位機関であって、その下位機関のうち に当該各加入者に共通する上位機関がないも のをいう。
- (16) 資金決済会社 加入者又は発行者のため に、<u>短期社債等</u>の新規記録、振替、抹消に伴 う資金決済を行う者として、あらかじめ機構 に登録された者をいう。

(17) 発行代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより<u>短期社債等</u>に係る新規記録手続きを行う者として、あらかじ

に指定された者をいう。

- (20) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより社債等に係る払 込後から抹消までの手続を行う者として、あ らかじめ機構に指定された者をいう。
- (21) 自己口 振替口座簿において、加入者が 社債等についての権利を有するものを記録 し、又は記載する口座をいう。
- (22) 顧客口 振替口座簿中の口座管理機関の 口座において、当該口座管理機関又はその下 位機関の加入者が社債等についての権利を有 するものを記録し、又は記載する口座をいう。

<u>(23)~(25)</u> (略)

- (26) 機関口座 第60条に規定する機構の消却 義務を履行する目的のため、機構が自己のた めに社債等の振替を行うための口座をいう。
- (27) DVP決済 機構が渡方の社債等を便宜的に設けた発行口、振替口又は償還口に一時的に記録しておき、日本銀行においてこれに対応する資金決済が行われたことの確認をもって、当該社債等を受方に振り替える仕組みをいう。

(28)~(31) (略)

- め機構に指定された者をいう。
- (18) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより<u>短期社債等</u>に係る払込後から抹消までの<u>手続き</u>を行う者として、あらかじめ機構に指定された者をいう。
- (19) 自己口 振替口座簿において、加入者が 短期社債等についての権利を有するものを記 録し、又は記載する口座をいう。
- (20) 顧客口 振替口座簿中の口座管理機関の 口座において、当該口座管理機関又はその下 位機関の加入者が<u>短期社債等</u>についての権利 を有するものを記録し、又は記載する口座を いう。
- (21) 質権口 自己口において、加入者が質権者であるときの、質権に係る権利を記録し、 又は記載する口座をいう。
- (22) 保有口 自己口において、質権口に記録 された権利以外の権利を記録し、又は記載す る口座をいう。
- (23) 信託口 質権口及び保有口において、加入者が信託の受託者であるときの、信託財産を記録し、又は記載する口座をいう。
- (24) 機関口座 第60条に規定する機構の消却 義務を履行する目的のため、機構が自己のた めに<u>短期社債等</u>の振替を行うための口座をい う。
- (25) DVP決済 機構が渡方の<u>短期社債等</u>を 便宜的に設けた発行口、振替口又は償還口に 一時的に記録しておき、日本銀行においてこ れに対応する資金決済が行われたことの確認 をもって、当該<u>短期社債等</u>を受方に振り替え る仕組みをいう。
- (26) 非DVP決済 DVP決済以外の方式による決済をいう。
- (27) 発行口 DVP決済及び非DVP決済を 行うために機構が便宜的に設ける口座で、発 行者からの払込み等に係る事前通知の内容を 一時的に記録するための口座をいう。
- (28) 振替口 DVP決済を行うために機構が 便宜的に設ける口座で、振替により減額記録

(32) ファクター 一般債の銘柄に係る情報と して次の算式により算定された値をいう。

> 各社債の金額 <u>-</u> 各社債の金額に対する 定時償還済みの額

<u>ファクター = </u>

各社債の金額

(33) 実質金額 振替口座簿に記録又は記載された金額にファクターを乗じて得たものをいう。

(業務の取扱時間)

第3条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。)、機構加入者及び資金決済会社に通知する。

(休業日等)

第4条 (略)

2 機構は、必要があると認める場合には、臨時 休業日又は臨時業務取扱日を定めることができ る。この場合において、機構は、あらかじめそ の旨を発行者、機構加入者及び資金決済会社に される金額を一時的に記録するための口座をいう。

(29) 償還口 DVP決済及び非DVP決済を 行うために機構が便宜的に設ける口座で、抹 消により減額記録される金額を一時的に記録 するための口座をいう。

(新設)

(新設)

(業務の取扱時間)

- 第3条 機構の振替業に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則(以下単に「規則」という。)に別に定めるところを除くのほか、午前9時から午後5時までとする。
- 2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者(発行代理人及び支払代理人<u>を含む。以下この章において同じ。)及び機構加入者</u>に通知する。

(休業日等)

- 第4条 機構の振替業に係る休業日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 第 178 号)に規定する休日
 - (3) 1月2日及び3日並びに12月31日
- 2 機構は、必要があると認める場合には、臨時 休業日又は臨時業務取扱日を定めることができ る。この場合において、機構は、あらかじめそ の旨を発行者及び機構加入者に通知する。

通知する。

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合には、 業務の全部又は一部を臨時に停止することがで きる。この場合において、機構は、速やかにそ の旨を発行者、機構加入者及び資金決済会社に 通知する。

(機構からの通知方法等)

- 第6条 次に掲げる通知又はその他の行為により 通知すべき情報その他の情報は、この規程及び 規則で特に定める場合を除き、電磁的方法(電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法をいう。)であって、規 則で定めるものにより提供する。
 - (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところ により、発行者、機構加入者及び資金決済会 社に対して行う通知
 - (2) (略)
- 2 機構が、この規程及び規則で定めるところに より、発行者又は機構加入者に対して行う通知 は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、 次の各号に掲げる通知の区分に従い、当該各号 に定める者に対して行う。
 - (1) 短期社債等に係る通知 短期社債等の発行者及び機構加入者
 - (2) 一般債に係る通知
 - 一般債の発行者及び機構加入者

第2章 社債等の範囲等

(短期社債等の範囲)

第13条第1項の規定に基づき機構が当該有価証 券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次

(業務の臨時停止)

第5条 機構は、必要があると認める場合には、 業務の全部又は一部を臨時に停止することがで きる。この場合において、機構は、速やかにそ の旨を発行者及び機構加入者に通知する。

(機構からの通知方法等)

- 第6条 次に掲げる通知又はその他の行為により 通知すべき情報その他の情報は、この規程及び 規則で特に定める場合を除き、短期社債振替制 度に係る端末装置を利用した電磁的方法(電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信 の技術を利用する方法をいう。)であって、規則 で定めるものにより提供する。
 - (1) 機構が、この規程又は規則で定めるところ により、発行者及び機構加入者に対して行う 诵知
 - (2) 発行者及び機構加入者が、この規程又は規 則で定めるところにより、機構に対して行う 請求若しくは報告又は資料の提出

(新設)

第2章 短期社債等の範囲等

(短期社債等の範囲)

第8条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法|第8条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法 第13条第1項の規定に基づき機構が当該有価証 券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次 項に掲げる要件に該当するものを、<u>短期社債等</u> として機構の振替業において取り扱う。

(1)・(2) (略)

(3) 資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 97 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号。以下「旧資産流動化法」という。)第 2 条第 6 項に規定する特定短期社債を含む。)

(4)~(7) (略)

2 前項の場合において、短期社債等は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)・(2) (略)

(3) 国内で発行されるもの

(一般債の範囲)

第8条の2 機構は、次に掲げる有価証券(前条 に規定する有価証券を除く。)のうち、法第13 条第1項の規定に基づき機構が当該有価証券の 発行者の同意を得たもの(当該有価証券の発行 の決議又は決定において、当該決議又は決定に 基づき発行する有価証券の全部について法の規 項に掲げる要件に該当するものを、機構の振替 業において取り扱う。

- (1) 法第66条第1号に規定する短期社債
- (2) 保険業法 (平成7年法律第105号)第61 条の2第1項に規定する短期社債
- (3) 資産の流動化に関する法律(平成 10 年法 律第 105号)第2条第8項に規定する特定短 期社債(特定目的会社による特定資産の流動 化に関する法律等の一部を改正する法律(平 成12年法律第97号)附則第2条第1項の規 定によりなおその効力を有するものとされる 同法第1条の規定による改正前の特定目的会 社による特定資産の流動化に関する法律(平 成10年法律第105号)第2条第6項に規定す る特定短期社債を含む。)
- (4) 商工組合中央金庫法(昭和 11 年法律第 14 号)第 33 条ノ2 に規定する短期商工債券
- (5) 信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)第54条の3の2第1項に規定する短期債券
- (6) 農林中央金庫法(平成13年法律第93号) 第62条の2第1項に規定する短期農林債券
- (7) 一般振替機関の監督に関する命令(平成14年内閣府・法務省令第1号。以下「一般振替機関監督命令」という。)第38条第2項に規定する短期外債
- 2 前項の場合において、短期社債等は次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - (1) 割引の方法により発行されるもの
 - (2) 各社債の金額が、1 億円以上 100 万円単位で、かつ、均一であるもの

(新設)

定の適用を受けることとする旨を定めた有価証券に限る。)であり、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として機構の振替業において取り扱う。

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する社債(新 株予約権付社債を除く。)
- (2) 法第2条第1項第3号に規定する地方債
- (3) 法第2条第1項第4号に規定する投資信託 及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第 198号)に規定する投資法人債
- (4) 法第2条第1項第5号に規定する保険業法 に規定する相互会社の社債
- (5) 法第2条第1項第6号に規定する資産の流動化に関する法律に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除き、旧資産流動化法に規定する特定社債を含む。)
- (6) 法第2条第1項第7号に規定する特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(第1号及び第3号から前号までに掲げるものを除く。以下「特別法人債」という。)
- (7) 法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する外国又 は外国法人の発行する債券(新株予約権付社 債券の性質を有するものを除く。)に表示され るべき権利(以下「外債」という。)
- 2 前項の場合において、一般債は次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - (1) 国際標準化機構が定めた規格 ISO4217 に基づく通貨コードにより表示できる通貨(以下「通貨」という。) で発行されるもの
 - (2) <u>発行総額が 1000 万通貨単位以上であるも</u> <u>の</u>
 - (3) 各社債の金額が 1000 通貨単位以上 1000 通 貨単位刻みで、かつ、均一であるもの
 - <u>(4)</u> 次に掲げる方法により償還が行われるも <u>の</u>
 - イ 満期一括償還(償還期日(償還日(償還日 が第4条に規定する休業日又は一般債の銘 柄の発行条件に定める海外休日に該当する 場合には実際の償還の日)をいう。以下同

じ。) に全部の発行残高を償還する償還方法 をいう。)

口 定時償還

- ハ コールオプション(発行者の意思表示によ り、当該発行者が発行する銘柄の一般債につ いて、繰上償還(一般債の銘柄の払込日翌日 から償還期日の前日までにおいて、発行残高 の全部又は一部を償還する償還方法をいう。 以下同じ。) 又は定時償還をすることができ る権利をいう。以下同じ。) 行使に伴う繰上 償還
- 二 プットオプション(加入者の意思表示によ り、当該加入者の有する銘柄の一般債につい て、当該銘柄の一般債の発行者に対し、繰上 償還を請求できる権利をいう。以下同じ。) 行使に伴う繰上償還(当該銘柄の一般債の利 払日のいずれかの日において行われるもの に限る。)
- (5) 1 年あたりの利払の回数が 12 回以下である <u>もの</u>
- (6) 国内で発行されるもの

(発行者の同意)

第9条 機構は、前2条に規定する社債等につき 取扱いを開始する場合には、あらかじめ当該社 債等の発行者から、書面により法第13条第1項 の規定に基づく同意を得る。

2 (略)

(社債等の取扱いの廃止)

に掲げる事項に該当しなくなった場合には、当 該社債等を機構の振替業において取り扱わな L1.

(発行者、機構加入者及び資金決済会社への通知) (発行者及び機構加入者への通知) 第 11 条 機構は、短期社債等を機構の振替業にお いて、第8条の規定により取り扱う場合及び前 条の規定により取り扱わないこととなる場合に

(発行者の同意)

- |第9条 機構は、前条に規定する<u>短期社債等</u>につ き取扱いを開始する場合には、あらかじめ当該 短期社債等の発行者から、書面により法第 13 条第1項の規定に基づく同意を得る。
 - 2 前項の書面その他同意に関し必要な事項は、 規則でこれを定める。

(短期社債等の取扱いの廃止)

第 10 条 機構は、社債等が第 8 条又は第 8 条の 2 │ 第 10 条 機構は、短期社債等が第 8 条に掲げる事 項に該当しなくなった場合には、当該短期社債 等を機構の振替業において取り扱わない。

| 第 11 条 | 機構は、短期社債等を機構の振替業にお いて、第8条の規定により取り扱う場合及び前 条の規定により取り扱わないこととなる場合に は、当該短期社債等の発行者(発行代理人及び 支払代理人が選任されている場合には発行代理 人及び支払代理人)機構加入者及び資金決済会 社に、その旨を通知する。

(発行者)

第 12 条 発行者は、発行代理人及び支払代理人を 事前に機構に届け出なければならない。ただし、 短期社債等の発行者の場合にあっては、発行代 理人及び支払代理人を選任するときに限る。

(削る)

2 発行者は、前項の規定により機構に届け出た 事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対 し、その旨を届け出なければならない。

<u>3</u>・<u>4</u> (略)

(発行代理人)

行者に代わって機構との間の手続を行おうとす る者(法人に限る。)は、あらかじめ機構に対し 発行代理人としての申請を行わなければならな は、当該短期社債等の発行者(発行代理人及び 支払代理人を含む。)及び機構加入者に、その旨 を通知する。

(発行者)

- | 第 12 条 発行者は、短期社債等の新規記録及び抹 消の際に利用する資金決済会社を、事前に機構 に届け出なければならない。
- 2 発行者は、発行代理人及び支払代理人を選任 する場合には、事前に機構に届け出なければな らない。
- | 3 発行者は、前2項の規定により機構に届け出 た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に 対し、その旨を届け出なければならない。
- 4 機構は、発行者が次の各号のいずれかに該当 した場合には、当該発行者に対し取締役会の決 議に基づき戒告の処分を行うことができる。こ の場合において、機構は、遅滞なくその旨を公 表する。
 - (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この 規程、規則又は第75条の規定により機構が定 めるところに違反した場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の 適正かつ円滑な運営を確保するため必要であ ると機構が認めた場合
- 5 機構は、発行者が前項各号に掲げる場合に該 当し、当該発行者の業務方法に改善が必要と認 めるときは、当該発行者に対し、機構の振替業 に係る業務方法の改善について勧告を行う。こ の場合において、当該勧告を受けた発行者は、 速やかに機構に対し、書面により業務方法の改 善のための報告を行わなければならない。

(発行代理人)

第 13 条 <u>社債等</u>に係る新規記録<u>手続</u>について、発|第 13 条 <u>短期社債等</u>に係る新規記録<u>手続き</u>につ いて、発行者に代わって機構との間の手続きを 行おうとする者(法人に限る。)は、あらかじめ 機構に対し発行代理人としての申請を行わなけ L10

2 前項の場合において、機構は、申請者が<u>第6</u> <u>条に規定する方法に係る設備を備えるなど</u>、機 構との間で<u>社債等</u>の新規記録に係る業務を適 正、確実に遂行することができる能力を有する と認める場合には、発行代理人としての指定を 行う。

3~5 (略)

6 機構は、第4項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人)機構加入者及び資金決済会社に対し、当該発行代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7・8 (略)

ればならない。

- 2 前項の場合において、機構は、申請者が<u>短期 社債振替制度に係る端末装置を設置するなど</u>、 機構との間で<u>短期社債等</u>の新規記録に係る業務 を適正、確実に遂行することができる能力を有 すると認める場合には、発行代理人としての指 定を行う。
- 3 発行代理人は、第1項の規定により機構に申請した事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。
- 4 機構は、発行代理人が次の各号のいずれかに 該当した場合には、当該発行代理人に対し取締 役会の決議に基づき発行代理人としての指定の 取消し又は戒告の処分を行うことができる。
 - (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この 規程、規則又は第75条の規定により機構が定 めるところに違反した場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の 適正かつ円滑な運営を確保するため必要であ ると機構が認めた場合
- 5 機構は、前項の規定により発行代理人の指定 を取り消す場合には、当該発行代理人に対し、 その取消しの日を通知する。
- 6 機構は、第4項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。)及び機構加入者に対し、当該発行代理人の名称及びその取消しの日を通知する。
- 7 機構は、第4項に規定する処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。
- 8 機構は、発行代理人が第4項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(支払代理人)

- 第 14 条 <u>社債等</u>に係る払込後から抹消までの<u>手</u> 続について、発行者に代わって機構との間の<u>手</u> 続を行おうとする者(法人に限る。)は、あらか じめ機構に対し支払代理人としての申請を行わ なければならない。
- 2 前項の場合において、機構は、申請者が<u>第6</u> <u>条に規定する方法に係る設備を備えるなど</u>、機 構との間で<u>社債等</u>の抹消等に係る業務を適正、 確実に遂行することができる能力を有すると認 める場合には、支払代理人としての指定を行う。

3~5 (略)

6 機構は、第4項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人)機構加入者及び資金決済会社に対し、当該支払代理人の名称及びその取消しの日を通知する。

7・8 (略)

(支払代理人)

- 第 14 条 <u>短期社債等</u>に係る払込後から抹消までの<u>手続き</u>について、発行者に代わって機構との間の<u>手続き</u>を行おうとする者(法人に限る。)は、あらかじめ機構に対し支払代理人としての申請を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、機構は、申請者が<u>短期</u> 社債振替制度に係る端末装置を設置するなど、 機構との間で<u>短期社債等</u>の抹消等に係る業務を 適正、確実に遂行することができる能力を有す ると認める場合には、支払代理人としての指定 を行う。
- 3 支払代理人は、第1項の規定により機構に申請した事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。
- 4 機構は、支払代理人が次の各号のいずれかに 該当した場合には、当該支払代理人に対し取締 役会の決議に基づき支払代理人としての指定の 取消し又は戒告の処分を行うことができる。
 - (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この 規程、規則又は第75条の規定により機構が定 めるところに違反した場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の 適正かつ円滑な運営を確保するため必要であ ると機構が認めた場合
- 5 機構は、前項の規定により支払代理人の指定 を取り消す場合には、当該支払代理人に対し、 その取消しの日を通知する。
- 6 機構は、第4項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。)及び機構加入者に対し、当該支払代理人の名称及びその取消しの日を通知する。
- 7 機構は、第4項に規定する処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。
- 8 機構は、支払代理人が第4項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、機構の振替業に係る業務方法の改善について勧

(資金決済会社)

第15条 (略)

- 2 資金決済会社は、加入者又は発行者のために、 社債等の新規記録、振替、抹消<u>手続</u>に係る資金 決済をDVP決済により行う場合には、日銀ネットを利用する。
- 3 機構は、DVP決済を円滑に行うために必要と認めるときは、資金決済会社に対し、当該資金決済会社が日銀ネットを利用して行った社債等の資金決済に関し問合せを行う。

4・5 (略)

第1節 口座開設手続

(機構加入者口座の開設)

第 16 条 機構から社債等の振替を行うための口 座の開設を受けようとする者は、機構に対し、 開設を受けようとする口座が短期社債等に係る ものか、一般債に係るものかの別を明らかにし て申請しなければならない。

(削る)

(削る)

告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに機構に対し、書面により業務方法の改善のための報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

- 第 15 条 機構は、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取引先を有する金融機関等から申出があったときは、資金決済会社としての登録を行う。
- 2 資金決済会社は、加入者又は発行者のために、 短期社債等の新規記録、振替、抹消<u>手続き</u>に係 る資金決済をDVP決済により行う場合には、 日銀ネットを利用する。
- 3 機構は、DVP決済を円滑に行うために必要と認めるときは、資金決済会社に対し、当該資金決済会社が日銀ネットを利用して行った<u>短期</u> 社債等の資金決済に関し問合せを行う。
- 4 前項の場合において、資金決済会社は資金決済を依頼した加入者に対する照会等必要な措置を行う。
- 5 資金決済会社は、第1項の規定により機構に 申し出た事項に変更がある場合には、直ちに、 機構に対し、その旨を届け出なければならない。

第1節 口座開設手続き

(機構加入者口座の開設)

- 第 16 条 機構は、短期社債等の振替を行うための 口座の開設について申請を受けた場合におい て、当該申請者が次に掲げる基準に適合するも のと認めるときは、その者のために口座を開設 する。
 - (1) 当該申請者が法人であって、かつ、当該者 が機構加入者となることにより、短期社債振 替制度の信用が害され、又はその円滑な運営 が阻害されるおそれがないこと。
 - (2) 当該申請者が利用する前条に規定する資金決済会社その他規則で定める事項を機構に

- 2 機構は、前項の申請を受けた場合において、 当該申請者が次に掲げる基準に適合するものと 認めるときは、その者のために口座を開設する。
 - (1) 当該申請者が法第 44 条第 1 項各号に該当 する者又は機構が特に認める者(法人に限 る。) であること。
 - (2) 当該申請者が機構加入者となることによ り、社債等振替制度の信用が害され、又はそ の円滑な運営が阻害されるおそれがないこ ے.
 - (3) 当該申請者が利用する前条に規定する資 金決済会社その他規則で定める事項を機構に 届け出ていること。
- <u>3</u>・<u>4</u> (略)

- 5 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、 発行者(発行代理人及び支払代理人が選任され ている場合には発行代理人及び支払代理人。以 下この章において同じ。)、機構加入者及び資金 決済会社に対し、当該機構加入者口座の開設を 受ける者の名称及びその開設の日を通知する。
- 6 前各項に定めるもののほか、機構加入者口座 の開設に関し必要な事項は、規則で定める。

(届出事項)

- 規定する事項及び同条第3項に規定する書類に より機構に届け出た事項に変更がある場合に は、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なけ ればならない。
- 2 機構は、機構加入者の名称に変更があること | 2 機構は、機構加入者の名称に変更があること を知った場合には、発行者、他の機構加入者及 び資金決済会社に対し、その旨を通知する。
- 3 機構加入者は、第 16 条<u>第 2 項</u>第 1 号に掲げる

届け出ていること。

(新設)

- 2 機構加入者口座の開設を受けようとする者 は、機構に対し、当該者の登記事項証明書その 他規則で定める書類を提出しなければならな L10
- 3 機構は、機構加入者口座の開設を認めた場合 には、当該機構加入者口座の開設を受ける者に 対し、その開設の日を通知する。
- 4 機構は、機構加入者口座を開設する場合には、 発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。以 下この章において同じ。) 及び機構加入者に対 し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の名 称及びその開設の日を通知する。

(新設)

(届出事項)

- 第 19 条 機構加入者は、第 16 条<u>第 2 項第 3 号</u>に | 第 19 条 機構加入者は、第 16 条<u>第 1 項第 2 号</u>に 規定する事項及び同条第2項に規定する書類に より機構に届け出た事項に変更がある場合に は、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なけ ればならない。
 - を知った場合には、発行者及び他の機構加入者 に対し、その旨を通知する。
 - 3 機構加入者は、第16条<u>第1項</u>第1号に掲げる

事項に該当しなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(機構加入者口座の廃止)

第20条 (略)

- 2 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに 該当した場合には、その機構加入者の口座を廃 止する。
 - (1) (略)
 - (2) 第 16 条<u>第 2 項第 1 号又は第 2 号</u>に掲げる 事項に該当しなくなった場合
- 3 機構加入者は、自己の機構加入者口座が廃止 される場合には、その廃止前に、当該機構加入 者に係る社債等を他の口座に振り替えるための 手続をとらなければならない。

4・5 (略)

6 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、 発行者、機構加入者及び資金決済会社に対し、 その機構加入者の名称及びその廃止の日を通知 する。

第1節 口座開設手続

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第15号まで に掲げる者は、他の者のために、その申出によ り<u>社債等</u>の振替を行うための口座を開設するこ とができる。この場合において、あらかじめ機 構又は他の口座管理機関から<u>社債等</u>の振替を行 うための口座の開設を受けなければならない。 事項に該当しなくなった場合には、直ちに、機 構に対し、その旨を届け出なければならない。

(機構加入者口座の廃止)

- 第20条 機構加入者は、規則で定めるところにより、機構に対し、口座の廃止を申請することができる。当該申請は、その廃止の日として希望する日の1か月前までにしなければならない。
- 2 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに 該当した場合には、その機構加入者の口座を廃 止する。
 - (1) 前項の申請をした場合
 - (2) 第 16 条<u>第 1 項第 1 号</u>に掲げる事項に該当 しなくなった場合
- 3 機構加入者は、自己の機構加入者口座が廃止される場合には、その廃止前に、機構の振替口座簿における当該機構加入者に係るすべての短期社債等を他の口座に振り替えるための手続きをとらなければならない。
- 4 機構は、機構加入者口座の廃止に伴い生じた 損害については、責任を負わない。
- 5 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、 当該機構加入者に対し、その廃止の日を通知す る。
- 6 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、 発行者及び機構加入者に対し、その機構加入者 の名称及びその廃止の日を通知する。

第1節 口座開設手続き

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第15号まで に掲げる者は、他の者のために、その申出によ り<u>短期社債等</u>の振替を行うための口座を開設す ることができる。この場合において、あらかじ め機構又は他の口座管理機関から<u>短期社債等</u>の 振替を行うための口座の開設を受けなければな らない。 (口座管理機関における口座開設の審査)

- 第24条 口座管理機関は、前条の規定により他の 者から口座の開設の申請があった場合におい て、<u>当該申請者(短期社債等の口座開設におい</u> ては、法人に限る。)のために口座を開設する。
- 2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする 者は、当該口座管理機関に対し、規則で定める 書類を提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する場合において、口座管理機 関は、当該申請者について、金融機関等による 顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利 用の防止に関する法律(平成14年法律第32号) に規定する方法により、本人であることの確認 を行わなければならない。

4 (略)

(加入者との契約)

- 第26条 口座管理機関は、第24条の規定により 加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、 次に掲げる事項を含む契約を締結する。
 - (1) 当該加入者の口座は、社債等振替制度に基づき開設されるものであって、当該加入者の口座の取扱いについては、この契約に定めるところによるほか、法その他の法令及びこの規程その他の機構が社債等振替制度に関して定めた事項に従うこと。
 - (2) 口座管理機関が行う第 24 条<u>第 3 項</u>に規定 する本人確認のために、必要な書類の提出等 を行うこと。
 - (3) 当該加入者の口座(当該加入者が間接口座管理機関である場合においては、その顧客口を除く。以下次項第3号及び第3項第3号を除きこの条において同じ。)には、当該加入者が社債等についての権利を有するものに限り記録又は記載をすること。

(削る)

(口座管理機関における口座開設の審査)

- 第24条 口座管理機関は、前条の規定により他の 者から口座の開設の申請があった場合におい て、当該申請者が法人であることを認めたとき は、その者のために口座を開設する。
- 2 口座管理機関に口座の開設を受けようとする 者は、当該口座管理機関に対し、<u>当該者の登記</u> 事項証明書その他規則で定める書類を提出しな ければならない。

(新設)

3 口座管理機関は、第1項の規定により口座の 開設を認めた場合には、当該申請者にその旨を 通知しなければならない。

(加入者との契約)

- 第26条 口座管理機関は、第24条の規定により 加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、 次に掲げる事項を含む契約を締結する。
 - (1) 当該加入者の口座は、<u>短期社債振替制度</u>に 基づき開設されるものであって、当該加入者 の口座の取扱いについては、この契約に定め るところによるほか、法その他の法令及びこ の規程その他の機構が<u>短期社債振替制度</u>に関 して定めた事項に従うこと。
 - (2) 口座管理機関が行う第 24 条第 2 項に規定 する本人確認のために、必要な書類の提出等 を行うこと。
 - (3) 当該加入者の口座(当該加入者が間接口座管理機関である場合においては、その顧客口を除く。以下次号及び第5号において同じ。)には、当該加入者が短期社債等についての権利を有するものに限り記録又は記載をすること。
 - (4) 当該加入者の口座に記録又は記載されて いる短期社債等(差押えを受けたものその他

(削る)

(削る)

(4) 当該加入者は、その<u>氏名若しくは</u>名称又は 住所に変更があった場合には、直ちに、当該 口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。 (5)・(6) (略)

- (7) 口座管理機関は、自己又はその上位機関が 複数の直近上位機関から顧客口の開設を受け る場合には、当該加入者に対し、その旨並び に当該加入者が権利を有する社債等の銘柄の 金額について記録又は記載されている顧客口 を開設する直近上位機関及びその上位機関 (機構を除く。)を通知すること。
- 2 短期社債等に係る加入者の口座を開設する場合には、前項の契約は、同項各号に掲げるもののほか次に掲げる事項を含むものとする。

の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。)について、当該加入者は当該口座管理機関に対し、振替の申請を行うことができること。

- (5) 当該加入者の口座に記録又は記載されて いる短期社債等について、償還日が到来した 場合には、当該加入者から当該口座管理機関 に対し、当該短期社債等について、第52条の 規定により抹消の申請手続きを委任するこ と。
- (6) 当該加入者の口座に記録又は記載されて いる短期社債等(差押えを受けたものその他 の法令の規定により抹消又はその申請を禁止 されたものを除く。)の償還金は、第52条の 規定により当該口座管理機関が当該加入者に 代わって受領し、これを当該加入者に配分す ること。
- (7) 当該加入者は、その名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、当該口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。
- (8) 当該口座管理機関(法第44条第1項第15号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は同第81条第2項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。
- (9) 口座管理機関は当該加入者が間接口座管理機関である場合において、当該加入者に対して機構から通知された事項を連絡すること。

(新設)

- (1) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。)について、当該加入者は当該口座管理機関に対し、振替の申請を行うことができること。
- (2) 当該加入者の口座に記録又は記載されて いる短期社債等について、償還日が到来した 場合には、当該加入者から当該口座管理機関 に対し、当該短期社債等について、第52条の 規定により抹消の申請手続を委任すること。
- (3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)の償還金は、第52条の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。
- (4) 口座管理機関は、第8条の規定により機構 において取り扱う短期社債等の一部の銘柄の 取扱いを行わない場合(法第46条において準 用する法第14条に規定する不当な差別的取 扱いに該当しない場合に限る。)には、当該加 入者に対し、その旨を通知すること。
- 3 一般債に係る加入者の口座を開設する場合に は、第1項の契約は、同項各号に掲げるものの ほか次に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 当該加入者の口座に記録又は記載されて
 いる一般債(差押えを受けたものその他の法
 令の規定により振替又はその申請を禁止され
 たものを除く。)について、当該加入者は当該
 口座管理機関に対し、振替の申請を行うこと
 ができること。ただし、一般債の償還期日若
 しくは繰上償還期日(繰上償還日(繰上償還
 日が第4条に規定する休業日又は一般債の銘
 柄の発行条件に定める海外休日に該当する場
 合には実際の繰上償還の日)をいう。以下同
 じ。)又は償還期日、繰上償還期日、定時償還
 期日(定時償還日(定時償還日が第4条に規
 定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に

定める海外休日に該当する場合には実際の定時償還の日)をいう。以下同じ。)若しくは利払期日(利払日(利払日が第4条に規定する休業日又は一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に該当する場合には実際の利払の日)をいう。以下同じ。)の前営業日(以下「振替停止日」という。)に当該一般債に係る振替を行うための振替の申請を行うことができないこと。

- (2) 当該加入者の口座に記録又は記載されて いる一般債について、償還又は繰上償還が行 われる場合には、当該加入者から当該口座管 理機関に対し、当該一般債について、第 58 条の 25 の規定により抹消の申請手続を委任 すること。
- (3) 当該加入者の口座に記録又は記載されている機構関与銘柄(第6章の2第7節の規定により、償還金及び利金を取り扱う銘柄の一般債をいう。以下同じ。)(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)及び利金は、第58条の31の規定により当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。
- (4) 口座管理機関は、第8条の2の規定により 機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の 取扱いを行わない場合(法第46条において準 用する法第14条に規定する不当な差別的取 扱いに該当しない場合に限る。)には、当該加 入者に対し、その旨を通知すること。
- (5) 当該加入者の口座に記録又は記載されて いる機構非関与銘柄(機構関与銘柄以外の銘 柄の一般債をいう。以下同じ。)について当該 加入者が振替の申請を行う場合には、あらか じめ当該口座管理機関に対し、その旨を申し 出ること。
- 4 前項第3号の規定にかかわらず、口座管理機 関は、加入者との間で、当該加入者からの申出 に基づき、当該加入者の口座に記録又は記載さ

れている機構関与銘柄(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)の利金の全部又は一部を当該加入者以外の者に配分することを約することができる。

(間接口座管理機関の承認)

- 第27条 前節に定めるほか、第23条に規定する 口座管理機関のうち、当該口座管理機関が間接 口座管理機関となる場合には、当該間接口座管 理機関となる者は、規則で定めるところにより すべての上位機関を明示し、あらかじめ機構の 承認を得るための申請を行わなければならない。
- 2 (略)

- 3 機構は、第1項の申請につき、申請者が間接 口座管理機関となることにより、<u>社債等振替制</u> <u>度</u>の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害 されるおそれがないことが認められる場合に は、これを承認する。
- 4 (略)
- 5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。)機構加入者及び資金決済会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその承認の日を通知する。
- 6 <u>前各項</u>に定めるもののほか、間接口座管理機 関の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

(間接口座管理機関の承認)

- 第27条 前節に定めるほか、第23条に規定する 口座管理機関のうち、当該口座管理機関が間接 口座管理機関となる場合には、当該間接口座管 理機関となる者は、規則で定めるところにより 直近上位機関を明示し、あらかじめ機構の承認 を得るための申請を行わなければならない。
- 2 前項の申請において、申請者は、機構に対し 当該者の登記事項証明書を提出するとともに、 振替口座簿を作成し、これを備えること並びに この規程及びその他規則で定める事項を遵守す る旨を契約の内容として記載した書面を承認申 請書に添付しなければならない。
- 3 機構は、第1項の申請につき、申請者が間接 口座管理機関となることにより、<u>短期社債振替</u> <u>制度</u>の信用が害され、又はその円滑な運営が阻 害されるおそれがないことが認められる場合に は、これを承認する。
- 4 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う 場合には、当該間接口座管理機関に対し、その 承認の日を通知する。
- 5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。以下この章において同じ。)及び機構加入者に対し、当該間接口座管理機関の名称及びその承認の日を通知する。
- 6 <u>第1項から前項</u>までに定めるもののほか、間接口座管理機関の承認に関し必要な事項は、規則で定める。

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等) 第29条 (略)

- 2 機構は、間接口座管理機関の名称に変更があったことを知った場合には、発行者、機構加入 者及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。
- 3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第 1 号から第 15 号<u>まで</u>に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し) 第30条 (略)

2 (略)

3 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関 に係る承認が取り消される場合には、その取消 し前に、当該間接口座管理機関が口座の開設を 受けている直近上位機関の顧客口に記録又は記 載されている社債等を他の口座に振り替えるた めの手続をとらなければならない。

4 • 5 (略)

6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り 消す場合には、発行者<u>機構加入者及び資金決</u> 済会社に対し、当該間接口座管理機関の名称及 (間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

- 第29条 間接口座管理機関は、その名称又は住所 その他機構に届け出た事項に変更があった場合 には、直ちに機構に対し、その旨を届け出なけ ればならない。
- 2 機構は、間接口座管理機関の名称に変更があったことを知った場合には、発行者<u>及び機構加</u>入者に対し、その旨を通知する。
- 3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第 1 号から第 15 号に掲げる者でなくなった場合に は、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なけ ればならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

- 第30条 間接口座管理機関は、規則で定めるところにより、機構に対し、その間接口座管理機関の承認の取消しの申請をすることができる。当該申請は、その取消しの日として希望する日の1か月前までにしなければならない。
- 2 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいず れかに該当した場合には、その間接口座管理機 関の承認を取り消す。
 - (1) 前項の申請をした場合
 - (2) 法第 44 条第 1 項第 1 号から第 15 号までに 掲げる者でなくなった場合
- 3 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関に係る承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該間接口座管理機関が口座の開設を受けている直近上位機関の顧客口に記録又は記載されている短期社債等を他の口座に振り替えるための手続きをとらなければならない。
- 4 機構は、間接口座管理機関に係る承認の取消 しに伴い生じた損害については、責任を負わな い。
- 5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り 消す場合には、当該間接口座管理機関に対し、 その取消しの日を通知する。
- 6 機構は、間接口座管理機関に係る承認を取り 消す場合には、発行者<u>及び機構加入者</u>に対し、 当該間接口座管理機関の名称及びその取消しの

びその取消しの日を通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

- 第33条 短期社債等に係る振替口座簿(以下この | 第33条 機構が備える振替口座簿は各機構加入 章において単に「振替口座簿」という。) のうち 機構が備えるものは各機構加入者の口座ごとに 区分し、口座管理機関が備える振替口座簿は、 各加入者の口座ごとに区分する。
- 2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の | 2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の 口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を 記録する。
 - (1) (略)
 - (2) 短期社債等の銘柄
 - (3) 短期社債等の銘柄ごとの口座(区分口座が 開設されている場合には、各区分口座。以下 この条において同じ。)における増減額及び金
 - (4)・(5) (略)

- 3 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げ る事項を記録する。
 - (1) (略)
 - (2) 短期社債等の銘柄ごとの口座における増 減額及び金額
 - (3) (略)
- 4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入 者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事 項を記録又は記載する。
 - (1) (略)
 - (2) 短期社債等の銘柄
 - (3) 短期社債等の銘柄ごとの口座における増 減額及び金額
 - (4)・(5) (略)

日を通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

- 者の口座ごとに区分し、口座管理機関が備える 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。
- 口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を 記録する。
 - (1) 機構加入者の名称及び住所
 - (2) 銘柄
 - (3) 銘柄ごとの口座(区分口座が開設されてい る場合には、各区分口座。以下この条におい て同じ。) における増減額及び金額
 - (4) 機構加入者自己分の短期社債等に関し差 押命令等により処分の制限がされた場合にお いては、その旨の表示及び当該差押命令等が 送達された年月日
 - (5) その他社債等の振替に関する法律施行令 (平成14年政令第362号。以下「政令」とい う。) で定める事項
- 3 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げ る事項を記録する。
 - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 銘柄ごとの口座における増減額及び金額
 - (3) その他政令で定める事項
- 4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入 者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事 項を記録又は記載する。
 - (1) 加入者の名称及び住所
 - (2) 銘柄
 - (3) 銘柄ごとの口座における増減額及び金額
 - (4) 加入者自己分の短期社債等に関し差押命 令等により処分の制限がされた場合において は、その旨の表示及び当該差押命令等が送達

- 5 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録又は記載する。
 - (1) (略)
 - (2) 短期社債等の銘柄ごとの口座における増減額及び金額
 - (3) (略)

(振替口座簿に記録又は記載する短期社債等の金額の単位)

第 34 条 振替口座簿に記録又は記載する短期社 債等の金額は、各銘柄の<u>短期社債等</u>に係る各社 債の金額の整数倍とする。

第2節 新規記録手続

(新規記録手続に係る発行者からの通知)

- 第37条 短期社債等の発行者(発行代理人が選任されている場合には発行代理人。以下第38条第2項及び第41条第2号を除きこの節において同じ。)は、新たに短期社債等を発行する場合には、機構に対し、次に掲げる事項の通知を行わなければならない。
 - (1) 発行予定の短期社債等の銘柄に関する情報として、次に掲げるもの(以下<u>この章にお</u>いて「銘柄情報」という。)

イ~へ (略)

- (2) 発行予定の短期社債等の引受けに関する 情報として、次に掲げるもの(以下「引受情 報」という。)
- イ 払込みを行う加入者(以下<u>この章において</u> 「払込加入者」という。)の名称が明らかに なるものとして規則で定める事項

された年月日

- (5) その他政令で定める事項
- 5 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録又は記載する。
 - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 銘柄ごとの口座における増減額及び金額
 - (3) その他政令で定める事項

(振替口座簿に記録又は記載する短期社債等の金額の単位)

第 34 条 振替口座簿に記録又は記載する短期社 債等の金額は、各銘柄の<u>短期社債</u>に係る各社債 の金額の整数倍とする。

第2節 新規記録手続き

(新規記録手続きに係る発行者からの通知)

- 第37条 短期社債等の発行者(発行代理人が選任されている場合には発行代理人。以下第38条第2項及び第41条<u>第1項</u>第2号並びに同条第2項における合意に係る発行者を除きこの節において同じ。)は、新たに短期社債等を発行する場合には、機構に対し、次に掲げる事項の通知を行わなければならない。
 - (1) 発行予定の短期社債等の銘柄に関する情報として、次に掲げるもの(以下「銘柄情報」という。)
 - イ 短期社債等の銘柄
 - 口 発行総額
 - 八 各社債の金額
 - 二 払込日
 - ホ 償還日
 - へ その他規則で定める事項
 - (2) 発行予定の短期社債等の引受けに関する 情報として、次に掲げるもの(以下「引受情報」という。)
 - イ 払込みを行う加入者(以下「払込加入者」 という。)の名称が明らかになるものとして 規則で定める事項

口~二 (略)

- 2 前項の通知は、当該短期社債等の<u>払込日まで</u> 行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、新規記録手続に 係る発行者からの通知に関し必要な事項は、規 則で定める。

(決済方式の区分)

第38条 (略)

2 (略)

3 発行者は、DVP決済を指定する場合には、機構に対し、前条第1項の通知のほか、DVP 決済に関する情報として次に掲げるもの(以下 この章において「新規記録DVP決済情報」と いう。)を通知しなければならない。

(1)~(4) (略)

(発行口への記録)

- 第39条 機構は、発行者から第37条第1項に規定する通知(DVP決済の場合においては、新規記録DVP決済情報に係る通知を含む。)を受けた場合には、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。
 - (1) DVP決済の指定がない場合 機構は、銘柄情報及び引受情報に係る内

- ロ 払込加入者のために開設された当該短期 社債等の振替を行うための口座が明らかに なるものとして規則で定める事項
- ハ 加入者ごとの払込みに係る短期社債等の 金額
- ニ その他規則で定める事項
- 2 前項の通知は、当該短期社債等の<u>払込日の2</u> <u>営業日前から払込日までの間に</u>行うことができ る。

(新設)

(決済方式の区分)

- 第 38 条 短期社債等に係る新規記録時における 決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区 分する。
- 2 前項に規定する区分において、発行者及び払 込加入者のそれぞれの資金決済会社が異なる場 合であって、かつ、発行者及び払込加入者の合 意があるときは、DVP決済を指定することが できる。
- 3 発行者は、DVP決済を指定する場合には、機構に対し、前条第1項の通知のほか、DVP 決済に関する情報として次に掲げるもの(以下 「新規記録DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。
 - (1) DVP決済を指定する旨
 - (2) 払込みに係る資金決済金額
 - (3) 払込加入者が利用する資金決済会社
 - (4) その他規則で定める事項

(発行口への記録)

- 第39条 機構は、発行者から第37条第1項に規定する通知(DVP決済の場合においては、新規記録DVP決済情報に係る通知を含む。)を受けた場合には、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。
 - (1) DVP決済の指定がない場合 機構は、銘柄情報及び引受情報に係る内

容を発行口に記録し、発行者及び買方機構 加入者(機構加入者若しくはその加入者又 は機構加入者の下位機関若しくはその加 入者が払込みを行う場合における当該機 構加入者をいう。以下この章において同 じ。)に、当該記録内容及びその他規則で 定める事項を通知する。

(2) (略)

2 (略)

- 3 機構は、買方機構加入者から前項に規定する 通知を受けた場合には、次の各号に掲げる承認 の有無の区分に従い当該各号に定める措置を行 う。
 - (1) 通知事項が買方機構加入者により承認さ れた場合
 - イ 機構は銘柄情報、引受情報及び新規記録 D V P 決済情報を発行口に記録するとともに、 発行者及び買方機構加入者に対し、当該記録 内容及びDVP決済を行うために機構が付 した決済番号を通知する。
 - ロ 機構は、日本銀行に対し、発行口に記録し た銘柄の短期社債等に係る資金決済が日銀 ネットにより行われるために必要な情報と して規則で定める事項を、払込日に社債等振 替制度に係るシステムを通じて電磁的方法 により通知する。
 - (2) (略)

(DVP決済に係る資金決済)

済の方法は、次の各号に定めるところによる。

容を発行口に記録し、発行者及び買方機構 加入者(機構加入者若しくはその加入者又 は機構加入者の下位機関若しくはその加 入者が払込みを行う場合における当該機 構加入者をいう。以下同じ。) に、当該記 録内容及びその他規則で定める事項を通 知する。

- (2) DVP決済の指定がある場合 機構は、発行者及び買方機構加入者に、D V P 決済を行うために必要な情報として規 則で定める事項を通知する。
- 2 前項第2号の場合において、買方機構加入者 は当該通知事項の内容を確認し、その結果につ き承認の有無を機構に通知しなければならな
- 3 機構は、買方機構加入者から前項に規定する 通知を受けた場合には、次の各号に掲げる承認 の有無の区分に従い当該各号に定める措置を行 う。
 - (1) 通知事項が買方機構加入者により承認さ れた場合

機構は銘柄情報、引受情報及び新規記録D V P決済情報を発行口に記録するとともに、 発行者及び買方機構加入者に対し、当該記録 内容及びDVP決済を行うために機構が付 した決済番号を通知する。

(新設)

(2) 通知事項が買方機構加入者により承認さ れなかった場合

機構は発行者に対し、通知事項が承認され なかった旨を通知する。

(DVP決済に係る資金決済)

第 40 条 DVP決済の指定がある場合の資金決 │ 第 40 条 DVP決済の指定がある場合の資金決 済の方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 買方機構加入者が自らの計算において払 込みを行う場合

買方機構加入者は、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、買方機構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び発行資金決済情報(発行口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。)を連絡しなければならない。

(2) 買方機構加入者又はその下位機関の加入 者が払込みを行う場合

買方機構加入者は、払込加入者(当該払込加入者が資金決済会社を利用して資金決済を行う場合には資金決済会社)が、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

(払込みに伴う通知)

- 第 41 条 短期社債等の払込みに伴う機構への通知については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) DVP決済の指定がない場合

発行者は、発行口に記録されている自己の 発行する銘柄の短期社債等に係る払込みが 行われたことを確認したときは、機構に対 し、その旨を通知しなければならない。

(2) (略)

(1) 買方機構加入者が自らの計算において払 込みを行う場合

買方機構加入者は、短期社債等に伴う資金 振替である旨を指定して日銀ネットにより 資金の支払いを行うために規則で定める必 要な措置を行う。この場合において、資金決 済会社を利用して資金決済を行うときは、買 方機構加入者は資金決済会社に対し、短期社 債等に伴う資金振替である旨を指定して日 銀ネットにより資金の支払いを行うこと及 び発行資金決済情報(発行口に記録した情報 のうち資金決済に必要なものとして規則で 定める情報及び決済番号をいう。)を連絡し なければならない。

(2) 買方機構加入者又はその下位機関の加入者が払込みを行う場合

買方機構加入者は、払込加入者(当該払込加入者が資金決済会社を利用して資金決済を行う場合には資金決済会社)が、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

(払込みに伴う通知)

- 第 41 条 短期社債等の払込みに伴う機構への通知については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) DVP決済の指定がない場合

発行者は、発行口に記録されている自己の 発行する銘柄の短期社債等に係る払込みが 行われたことを確認したときは、機構に対 し、その旨を<u>規則で定める方法により</u>通知し なければならない。

(2) DVP決済の指定がある場合

前条各号の規定における日銀ネットによる 資金決済が行われ、短期社債等の払込みに伴 う資金決済の完了につき、機構が規則で定め るところにより確認したことをもって、第37 条第1項に規定する通知については、発行者 が行うべき当該短期社債等の払込みに伴う (削る)

第3節 振替手続

(振替<u>手続</u>)

第43条 (略)

- 2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口 を除く。)において減額の記録又は記載がされる 加入者(以下この章において「渡方加入者」と いう。)が、直近上位機関に対して行う。
- に掲げる事項(以下この章において「振替申請 情報」という。) を示さなければならない。 (1)・(2) (略)

(3) 増額の記録又は記載がされるべき口座(顧 客口を除く。以下この章において「振替先口 座」という。)が明らかになるものとして規則 で定める事項

(4)~(6) (略)

通知とみなす。

2 機構が前項第2号に規定する払込みに係る通 <u>知を確認できない場合において、発行者及び払</u> <u>込加入者との間で合意したときは、</u>発行者は機 構に対し、第38条第2項に規定するDVP決済 の指定を解除し非DVP決済による旨の通知を 行うことができる。

第3節 振替手続き

(振替<u>手続き</u>)

- 第43条 特定の銘柄の短期社債等について、振替 (機構における振替のうち、DVP決済により 行われる場合を除く。以下この節において同 じ。)の申請があった場合には、振替機関等は第 4 項から第 9 項までの規定により、当該申請に おいて第3項の規定により示されたところに従 い、その備える振替口座簿における減額若しく は増額の記録若しくは記載又は通知をしなけれ ばならない。
- 2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口 を除く。)において減額の記録又は記載がされる 加入者(以下「渡方加入者」という。)が、直近 上位機関に対して行う。
- 3 渡方加入者は、振替に係る申請において、次 │ 3 渡方加入者は、振替に係る申請において、次 に掲げる事項(以下「振替申請情報」という。) を示さなければならない。
 - (1) 当該振替において減額及び増額の記録又 は記載がされるべき短期社債等の銘柄及び金
 - (2) 渡方加入者の口座において減額の記録又 は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) 増額の記録又は記載がされるべき口座(顧 客口を除く。以下「振替先口座」という。)が 明らかになるものとして規則で定める事項
 - (4) 振替先口座(機関口座を除く。)において 増額の記録又は記載がされるのが、保有口か 質権口かの別
 - (5) 振替を行う日

- 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を 受けた振替機関等は、遅滞なく次に掲げる措置 を行う。
 - (1) 渡方加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額(以下<u>この章において</u>「振替金額」という。)についての減額の記録又は記載(2)~(4)(略)

5~9 (略)

- (6) その他規則で定める事項
- 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を 受けた振替機関等は、遅滞なく次に掲げる措置 を行う。
 - (1) 渡方加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額(以下「振替金額」という。)についての減額の記録又は記載
 - (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関でない場合には、直近上位機関に 対する前項第1号及び第3号から第6号まで に掲げる事項の通知
 - (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものである場合には、当該振替先口座の 前項第4号の規定により示された保有口又は 質権口における振替金額についての増額の記 録又は記載
 - (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものでない場合には、その直近下位機関 であって当該振替先口座の加入者の上位機関 であるものの口座の顧客口における振替金額 についての増額の記録又は記載並びに当該直 近下位機関に対する前項第1号及び第3号か ら第6号までに掲げる事項の通知
- 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を行う。
 - (1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における振替金額についての減額の記録 又は記載
 - (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関でない場合には、直近上位機関に 対する前項第2号の規定により通知を受けた 事項の通知
 - (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものである場合には、当該振替先口座の 第3項第4号の規定により示された保有口又

は質権口における振替金額についての増額の 記録又は記載

- (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものでない場合には、その直近下位機関 であって当該振替先口座の加入者の上位機関 であるものの口座の顧客口における振替金額 についての増額の記録又は記載及び当該直近 下位機関に対する前項第2号の規定により通 知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた振替機関等について準用 する。
- 7 第4項第4号又は第5項第4号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない。
 - (1) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第4号の規定により示された保有口又は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載
 - (2) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における振替金額についての増額の記録又は記載及び当該直近下位機関に対する第4項第4号又は第5項第4号の規定により通知を受けた事項の通知
- 8 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた口座管理機関について準 用する。
- 9 第4項から前項までに規定する増額の記録又は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第1項の振替申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託

10 前各項に定めるもののほか、この条の振替手続に関し必要な事項は、規則で定める。

<u>(日本銀行における担保の差入に係る振替手続の</u>特例)

第43条の2 日銀担保差入機構加入者(機構加入者以よその加入者が日本銀行に対して担保を差し入れる者となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。)が、日本銀行に対する担保の差入に伴う前条に規定する振替手続に係る振替の申請(通知を含む。)(機構に対して行われるものに限る。)を行う場合には、日本銀行が当該日銀担保差入機構加入者に代わってこれを行う。

第4節 機構における振替手続の特例

(決済方式の区分)

第 44 条 機構における振替時における決済方式 は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。

- 2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP決済の指定をすることができる。
 - (1) 渡方加入者と振替によりその口座(顧客口を除く。)において増額の記録がされる加入者 (以下この章において「受方加入者」という。) のそれぞれの資金決済会社が異なること。
 - (2) <u>渡方加入者及び受方加入者との間で合意</u> があること。
 - (3) 決済条件の照合結果により直接機構に振

口を開設している振替機関等は、法第68条第3 項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又 は記載する。

(新設)

(新設)

第4節 機構における振替手続きの特例

(決済方式の区分)

第 44 条 機構における振替時における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分し、機構により異なる機構加入者への振替が行われ、かつ、異なる資金決済会社により資金決済が行われる場合であって、渡方加入者及び振替によりその口座(顧客口を除く。)において増額の記録がされる加入者(以下「受方加入者」という。)との間で合意があるときは、DVP決済の指定をすることができる。

替の申請を行うこと。

(機構における振替手続)

第45条 機構における振替<u>手続</u>は、前条に規定する決済方式の区分のうちDVP決済に係る振替 <u>手続</u>については、次条から第50条までの規定によるものとする。

(削る)

(DVP決済に係る振替申請)

第46条 DVP決済が指定された場合には、渡方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る渡方となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。)は、機構に対し、振替申請情報の通知のほか、DVP決済に関する情報として次に掲げるもの(以下この章において「振替DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。

(1)~(4) (略)

2 前項に定めるもののほか、DVP決済に係る 振替申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(DVP決済に係る振替口への記録)

- 第 47 条 機構は、前条第 1 項の通知を受けた場合 には、次に定める措置を行う。
 - (1) 機構は、振替申請情報及び振替 D V P 決済 情報を振替を行う日に振替口に記録するとと もに、渡方機構加入者及び受方機構加入者(機 構加入者若しくはその加入者又は機構加入者 の下位機関若しくはその加入者が、振替に係

(機構における振替手続き)

- 第45条 機構における振替<u>手続き</u>は、前条に規定 する決済方式の区分のうちDVP決済に係る振 替<u>手続き</u>については、次条から第50条までの規 定によるものとする。
- 2 渡方機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が、振替に係る渡方となる場合における当該機構加入者をいう。以下同じ。)は機構に対し、振替を行おうとする日の前営業日から、振替の申請を行うことができる。

(DVP決済に係る振替申請)

第46条 DVP決済が指定された場合には、渡方機構加入者は、機構に対し、振替申請情報の通知のほか、DVP決済に関する情報として次に掲げるもの(以下「振替DVP決済情報」という。)を通知しなければならない。

- (1) DVP決済を指定する旨
- (2) 振替に係る資金決済金額
- (3) 渡方加入者及び受方加入者が利用する資 金決済会社
- (4) その他規則で定める事項

(新設)

(DVP決済に係る振替口への記録)

第 47 条 機構は、D V P決済が指定された場合に は、振替申請情報及び振替 D V P決済情報に係 る内容並びにその他規則で定める事項を、受方 機構加入者(機構加入者若しくはその加入者又 は機構加入者の下位機関若しくはその加入者 が、振替に係る受方となる場合における当該機 構加入者をいう。以下同じ。) に対し通知する。 いう。以下この章において同じ。) に対し、振 <u>替口に記録した内容及びDVP決済を行うた</u> めに機構が付した決済番号を通知する。

- (2) 機構は、日本銀行に対し、振替口に記録し た銘柄の短期社債等に係る資金決済が日銀ネ ットにより行われるために必要な情報として 規則で定める事項を、振替を行う日に社債等 振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法 により通知する。
- 2 前項に定めるもののほか、DVP決済に係る 振替口への記録等に関し必要な事項は、規則で 定める。

(DVP決済に係る資金決済)

- 第 48 条 DVP決済の指定がある場合の資金決 済の方法は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 受方機構加入者が自らの計算において支 払いを行う場合

受方機構加入者は、日銀ネットにより資金 の支払いを行うために規則で定める必要な 措置を行う。この場合において、資金決済会 社を利用して資金決済を行うときは、受方機 構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネット により資金の支払いを行うこと及び振替資 金決済情報 (振替口に記録した情報のうち資 金決済に必要なものとして規則で定める情 報及び決済番号をいう。) を連絡しなければ ならない。

(2) 受方機構加入者又はその下位機関の加入 者が支払いを行う場合

受方機構加入者は、支払いを行う者(当該 支払いを行う者が資金決済会社を利用して

- る受方となる場合における当該機構加入者を 2 前項の場合において、受方機構加入者は当該 通知事項の内容を確認し、その結果につき承認 <u>の有無を機構に通知しなければならない。</u>
 - 3 機構は、受方機構加入者から前項に規定する 通知を受けた場合には、次の各号に掲げる承認 の有無の区分に従い当該各号に定める措置を行 う。
 - (1) 通知事項が受方機構加入者により承認さ れた場合

機構は、振替申請情報及び振替DVP決済 情報を振替口へ記録するとともに、渡方機構 加入者及び受方機構加入者に対し、当該記録 内容及びDVP決済を行うために機構が付 した決済番号を通知する。

(2) 通知事項が受方機構加入者により承認さ れなかった場合

機構は渡方機構加入者に対し、通知事項が 承認されなかった旨を通知する。

(DVP決済に係る資金決済)

- 第 48 条 DVP決済の指定がある場合の資金決 済の方法は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 受方機構加入者が自らの計算において支 払いを行う場合

受方機構加入者は、短期社債等に伴う資金 振替である旨を指定して日銀ネットにより 資金の支払いを行うために規則で定める必 要な措置を行う。この場合において、資金決 済会社を利用して資金決済を行うときは、受 方機構加入者は資金決済会社に対し、短期社 債等に伴う資金振替である旨を指定して日 銀ネットにより資金の支払いを行うこと及 び振替資金決済情報(振替口に記録した情報 のうち資金決済に必要なものとして規則で 定める情報及び決済番号をいう。) を連絡し なければならない。

(2) 受方機構加入者又はその下位機関の加入 者が支払いを行う場合

受方機構加入者は、支払いを行う者(当該 支払いを行う者が資金決済会社を利用して 資金決済を行う場合には資金決済会社)が、 日銀ネットにより資金の支払いを行うため に規則で定める必要な措置を行わなければ ならない。

(DVP決済に係る振替記録)

第49条 機構は、DVP決済による振替に伴う日本銀行における資金決済の完了につき、機構が規則で定めるところにより確認した場合には、第47条<u>第1項</u>第1号の規定により振替口に記録した金額につき、渡方機構加入者の口座から減額の記録を行うとともに受方機構加入者の口座へ増額の記録を行う。

2 (略)

第5節 抹消手続

(抹消手続)

第51条 (略)

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下<u>この章において</u>「抹消申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。

資金決済を行う場合には資金決済会社)が、 短期社債等に伴う資金振替である旨を指定 して日銀ネットにより資金の支払いを行う ために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

(DVP決済に係る振替記録)

- 第49条 機構は、DVP決済による振替に伴う日本銀行における資金決済の完了につき、機構が規則で定めるところにより確認した場合には、第47条第3項第1号の規定により振替口に記録した金額につき、渡方機構加入者の口座から減額の記録を行うとともに受方機構加入者の口座へ増額の記録を行う。機構が、当該資金決済の完了を確認できない場合において、渡方加入者及び受方加入者との間で、第44条に規定するDVP決済の指定を解除し非DVP決済により行う旨を合意した場合も同様とする。
- 2 前項の規定により増額の記録を受けた口座が、振替先口座であって、かつ、信託口である場合は、第43条第1項の振替申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において機構は、法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録する。

第5節 抹消手続き

(抹消手続き)

- 第51条 特定の銘柄の短期社債等について、抹消 (次節に規定する場合を除く。)の申請があった 場合には、口座管理機関は、第4項から第6項 までの規定により、当該申請において第3項の 規定により示されたところに従い、その備える 振替口座簿における減額の記録若しくは記載又 は通知を行う。
- 2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下「抹消申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。

次に掲げる事項(以下この章において「抹消申 請情報」という。)を示さなければならない。 (1)~(3) (略)

4~6 (略)

(抹消手続の委任)

第52条 加入者(機構加入者を除く。)は、抹消 手続に伴う償還金の受領及び前条に規定する抹 消手続に係る事務のうち規則で定める事項につ いて、直近上位機関である口座管理機関に委任

- 3 抹消申請加入者は、抹消に係る申請において、 3 抹消申請加入者は、抹消に係る申請において、 次に掲げる事項(以下「抹消申請情報」という。) を示さなければならない。
 - (1) 当該抹消において減額の記録又は記載が されるべき短期社債等の銘柄及び金額
 - (2) 抹消申請加入者の口座において減額の記 録又は記載がされるのが、保有口か質権口か の別
 - (3) その他規則で定める事項
 - 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を 受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措 置を行う。
 - (1) 抹消申請加入者の口座の前項第2号の規定 により示された保有口又は質権口における同 項第1号の金額についての減額の記録又は記
 - (2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口 座管理機関である場合には、直近上位機関に 対する前項第1号の規定により示された事項 の通知
 - 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通 知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる 措置を行う。
 - (1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧 客口における第3項第1号の金額についての 減額の記録又は記載
 - (2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口 座管理機関である場合には、直近上位機関に 対する前項第2号の規定により通知を受けた 事項の通知
 - 6 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた口座管理機関について準 用する。

(抹消手続きの委任)

|第 52 条 加入者(機構加入者を除く。)は、抹消 手続きに伴う償還金の受領及び前条に規定する 抹消手続きに係る事務のうち規則で定める事項 について、直近上位機関である口座管理機関に する。

2 (略)

第6節 機構における抹消手続

(決済方式の区分)

第53条 (略)

- 2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入 者(自己又は前条に規定する委任を行った加入 者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。 以下この章において同じ。)に係る資金決済会社 及び短期社債等の発行者に係る資金決済会社が 同一の場合には非DVP決済とし、異なる場合 にはDVP決済とする。
- 3 (略)

(抹消申請)

- 第 54 条 機構が振替機関等として抹消を行う場 合には、抹消申請機構加入者は、機構に対し、 抹消申請情報及びDVP決済を行う場合の情報 として次の各号に掲げる事項(以下この章にお いて「抹消DVP決済情報」という。)を通知し なければならない。
 - (1) 抹消手続に係る資金決済金額
 - (2)・(3) (略)
- 2 (略)
- 3 前2項の規定にかかわらず、特定の銘柄の短 │ 3 前2項の規定にかかわらず、特定の銘柄の短

委任する。

2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座 管理機関である場合には、当該間接口座管理機 関はその直近上位機関である口座管理機関に同 様の委任を行わなければならない。当該直近上 位機関が間接口座管理機関である場合も同様と する。

第6節 機構における抹消手続き

(決済方式の区分)

- 第 53 条 機構が振替機関として抹消を行う場合 における決済方式は、DVP決済及び非DVP 決済に区分する。
- 2 前項の決済方式の区分は、抹消申請機構加入 者(自己又は前条に規定する委任を行った加入 者のために抹消手続きを行う機構加入者をい う。以下同じ。)に係る資金決済会社及び短期社 債等の発行者に係る資金決済会社が同一の場合 には非DVP決済とし、異なる場合にはDVP 決済とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、機構が必要と認め る場合には、規則に定めるところにより決済方 式の区分を別に定めることができる。

(抹消申請)

- |第 54 条 機構が振替機関等として抹消を行う場 合には、抹消申請機構加入者は、機構に対し、 抹消申請情報及びDVP決済を行う場合の情報 として次の各号に掲げる事項(以下「抹消DV P決済情報」という。)を通知しなければならな L1.
 - (1) 抹消手続きに係る資金決済金額
 - (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済 会計
 - (3) その他規則で定める事項
 - 2 抹消申請機構加入者は機構に対し、抹消を行 おうとする日の前営業日から、抹消の申請を行 うことができる。

期社債等に係る<u>償還日(当該日が抹消に係る銘</u> 柄の短期社債等の新規記録後に休業日となった 場合にはその前営業日。以下この章において同 じ。)において、規則で定める時限が到来した場 合には、第1項に規定する通知があったものと みなす。

4 前3項に定めるもののほか、機構が振替機関 として抹消を行う場合の抹消の申請に関し必要 な事項は、規則で定める。

(償還口への記録)

第55条 機構は、抹消申請機構加入者から前条に 規定する抹消申請を受けた場合には、次の各号 に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定め る措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

機構は、抹消申請情報を<u>償還日に</u>償還口へ 記録し、発行者(支払代理人が選任されてい る場合には支払代理人。以下この条において 同じ。)及び抹消申請機構加入者に対し、当 該記録内容及びDVP決済を行わない旨を 通知する。

(2) DVP決済の場合

- <u>イ</u>機構は、抹消申請情報及び抹消DVP決済 情報を<u>償還日に</u>償還口へ記録し、発行者及び 抹消申請機構加入者に対し、当該記録内容、 DVP決済を行う旨及びDVP決済を行う ために機構が付した決済番号を通知する。
- 口 機構は、日本銀行に対し、償還口に記録した銘柄の短期社債等に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として規則で定める事項を、償還日に社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。

(DVP決済に係る資金決済)

第 56 条 DVP決済を行う場合の資金決済において、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。以下この条において同じ。) は、日銀ネットにより資金の支払いを行うため

期社債等に係る<u>償還日</u>において、規則で定める 時限が到来した場合には、第1項に規定する通 知があったものとみなす。

(新設)

(償還口への記録)

第55条 機構は、抹消申請機構加入者から前条に 規定する抹消申請を受けた場合には、次の各号 に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定め る措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

機構は、抹消申請情報を償還口へ記録し、 発行者(支払代理人が選任されている場合に は支払代理人。以下この条において同じ。) 及び抹消申請機構加入者に対し、当該記録内 容及びDVP決済を行わない旨を通知する。

(2) DVP決済の場合

機構は、抹消申請情報及び抹消DVP決済情報を償還口へ記録し、発行者及び抹消申請機構加入者に対し、当該記録内容、DVP決済を行う旨及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。

(新設)

(DVP決済に係る資金決済)

第 56 条 DVP決済を行う場合の資金決済において、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。以下この条において同じ。)は、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定

に必要な措置を行う。この場合において、資金 決済会社を利用して資金決済を行うときは、発 行者は資金決済会社に対し、日銀ネットにより 資金の支払いを行うこと及び償還資金決済情報 (償還口に記録した情報のうち資金決済に必要 なものとして規則で定める情報及び決済番号を いう。)を連絡しなければならない。

(資金決済の確認)

- 第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 非DVP決済の場合

抹消申請機構加入者は、償還口に記録され ている抹消に係る銘柄の短期社債等につい て償還金の受領を確認したときは、機構に対 し、その旨を通知しなければならない。

(2) (略)

(削る)

(抹消記録)

- 第58条 機構は、抹消<u>手続</u>に伴う減額記録に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を行う。
 - (1) 非DVP決済の場合

機構は前条第1号の通知を受けた場合に は、第55条第1号の規定により償還口に記 して日銀ネットにより資金の支払いを行うために必要な措置を行う。この場合において、資金決済会社を利用して資金決済を行うときは、発行者は資金決済会社に対し、短期社債等に伴う資金振替である旨を指定して日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び償還資金決済情報(償還口に記録した情報のうち資金決済に必要なものとして規則で定める情報及び決済番号をいう。)を連絡しなければならない。

(資金決済の確認)

- 第 57 条 短期社債等の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 非 D V P 決済の場合

抹消申請機構加入者は、償還口に記録されている抹消に係る銘柄の短期社債等について償還金の受領を確認したときは、機構に対し、その旨を<u>規則で定める方法により</u>通知しなければならない。

(2) DVP決済の場合

機構は、短期社債等の償還に伴う資金決済の完了については、前条の規定における日銀ネットによる資金決済に関する日本銀行からの通知を、規則で定める方法により確認する。

2 機構が、前項第2号の当該資金決済の完了を確認できない場合において、抹消申請機構加入者及び発行者との間で合意したときは、抹消申請機構加入者は機構に対し、第53条第2項に規定するDVP決済の指定を解除し非DVP決済による旨の通知を行うことができる。

(抹消記録)

- 第58条 機構は、抹消<u>手続き</u>に伴う減額記録に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区分に 従い当該各号に定める措置を行う。
 - (1) 非DVP決済の場合

機構は前条<u>第1項</u>第1号<u>又は同条第2項</u>の 通知を受けた場合には、第55条第1号の規 録した金額につき抹消申請機構加入者の口 座の減額の記録を行う。

(2) D V P 決済の場合

機構は前条第 2 号の確認を行った場合には、第 55 条第 2 号の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は発 行者(支払代理人が選任されている場合には支 払代理人)及び抹消申請機構加入者に対し、当 該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通 知する。この場合において、当該通知を受けた 者は、その内容を確認する。

第6章の2 一般債の振替等に関する取扱い

第1節 振替口座簿

(振替口座簿の記録事項又は記載事項)

- 第58条の2 一般債に係る振替口座簿(以下この 章において単に「振替口座簿」という。)のうち 機構が備えるものは各機構加入者の口座ごとに 区分し、口座管理機関が備える振替口座簿は、 各加入者の口座ごとに区分する。
- 2 機構が備える振替口座簿中の各機構加入者の 口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事項を 記録する。
 - (1) 機構加入者の名称及び住所
 - (2) 一般債の銘柄
 - (3) 一般債の銘柄ごとの口座(区分口座が開設 されている場合には、各区分口座。以下この 条において同じ。)における増減額及び金額
 - (4) 第2号に掲げる銘柄が定時償還される銘柄 の一般債(以下「定時償還銘柄」という。)で ある場合においては、ファクター又は実質金 額
 - (5) 機構加入者自己分の一般債に関し差押命 令等により処分の制限がされた場合において は、その旨の表示及び当該差押命令等が送達 された年月日

定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

(2) DVP決済の場合

機構は前条<u>第1項</u>第2号の確認を行った場合には、第55条第2号の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は発 行者(支払代理人が選任されている場合には支 払代理人。)及び抹消申請機構加入者に対し、当 該抹消を行った旨その他規則で定める事項を通 知する。この場合において、当該通知を受けた 者は、その内容を確認する。

(新設)

(新設)

- (6) その他政令で定める事項
- 3 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録する。
 - (1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事 項
 - (2) 一般債の銘柄ごとの口座における増減額 及び金額
 - (3) その他政令で定める事項
- 4 口座管理機関が備える振替口座簿中の各加入 者の口座(顧客口を除く。)には、次に掲げる事 項を記録又は記載する。
 - (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 一般債の銘柄
 - (3) 一般債の銘柄ごとの口座における増減額 及び金額
 - (4) 第2号に掲げる銘柄が定時償還銘柄である 場合においては、ファクター又は実質金額
 - (5) 加入者自己分の一般債に関し差押命令等 により処分の制限がされた場合においては、 その旨の表示及び当該差押命令等が送達され た年月日
 - (6) その他政令で定める事項
- 5 前項の振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記録又は記載する。
 - (1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事 項
 - (2) 一般債の銘柄ごとの口座における増減額 及び金額
 - (3) その他政令で定める事項
- <u>(振替口座簿に記録又は記載する一般債の金額の単位)</u>
- 第58条の3 振替口座簿に記録又は記載する一般 債の金額は、各銘柄の一般債に係る各社債の金 額の整数倍とする。

(振替口座簿の保存)

第 58 条の 4 振替機関等は、振替口座簿を適正か つ確実に保存する。ただし、作成後 10 年を経過 したものについては、その記録又は記載を消除 (新設)

し、又はその記録又は記載に係る部分を廃棄す ることができる。

(振替口座簿の記録又は記載の変更又は訂正)

- 第58条の5 振替機関等は、その備える振替口座 簿に記録又は記載されている事項に変更が生じ たことを知った場合には、直ちに、当該振替口 座簿にその記録又は記載を行う。
- 2 振替機関等は、その備える振替口座簿の記録 又は記載に誤りがあることが明らかとなった場 合には、直ちに、当該記録又は記載の訂正を行 う。

第2節 新規記録手続

(新設)

(新設)

(銘柄情報に係る発行代理人からの通知)

第58条の6 一般債の発行者が新たに一般債を発行する場合には、発行者の発行代理人(以下この章において「発行代理人」という。)は、機構に対し、発行予定の一般債の銘柄に関する情報として、次に掲げる事項(以下この章において「銘柄情報」という。)の通知を行わなければならない。

- (1) 一般債の銘柄
- (2) 発行総額
- (3) 社債管理会社の商号
- (4) 各社債の金額及びその通貨
- (5) 払込日
- (6) 利払の有無
- (7) 利払日(利払がある一般債に限る。)
- (8) <u>利率(利払がある一般債に限る。次号において同じ。)</u>
- (9) 利率の変動の有無
- (10) 利金(利払がある一般債に限る。)の通貨
- (11) 償還日
- (12) 償還金の通貨
- (13) その他規則で定める事項
- 2 地方債に関する前項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条の6

- において読み替えて準用する商法(明治 32 年法律第 48 号)第 309 条第 1 項に規定する「地方債」 ノ募集又八管理ノ委託ヲ受ケタル会社」とする。
- 3 投資法人債に関する第1項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「投資法人債管理会社」とする。
- 4 特定社債に関する第1項第3号の規定の適用 については、同号中「社債管理会社」とあるの は「特定社債管理会社」とする。
- 5 特別法人債に関する第1項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」とする。
- 6 外債に関する第1項第3号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」とする。
- 7 第1項の通知は、当該一般債の払込日の前営 業日まで行うことができる。
- 8 機構は、発行代理人から第1項の通知を受けた場合には、当該発行代理人及び機構加入者に対し、新規記録手続を行うために必要な情報として規則で定める事項を通知する。
- 9 前各項に定めるもののほか、銘柄情報の通知 に関し必要な事項は、規則で定める。
- (銘柄情報の決定等に係る支払代理人からの通知)
- 第58条の7 発行者の支払代理人(以下この章に おいて「支払代理人」という。)は、当該発行者 が発行した一般債の銘柄情報のうち規則で定め る事項について決定等がなされた場合には、機 構に対し、その内容を通知しなければならない。

(新規記録情報に係る発行代理人からの通知)

第58条の8 一般債の発行者が新たに一般債を発 行する場合には、発行代理人は、機構に対し、 第58条の6第1項の通知のほか、次に掲げる事 項(以下「新規記録情報」という。)の通知を行 (新設)

<u>わなければならない。</u>

- (1) 払込みを行う加入者(以下この章において 「払込加入者」という。)の氏名又は名称が明 らかになるものとして規則で定める事項
- (2) 払込加入者のために開設された当該一般 債の振替を行うための口座が明らかになるも のとして規則で定める事項
- (3) 加入者ごとの払込みに係る一般債の金額
- (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知は、当該一般債の払込日まで行う ことができる。

(決済方式の区分)

- <u>第58条の9</u> 一般債に係る新規記録時における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。
- 2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP決済の指定をすることができる。
 - (1) 発行者及び払込加入者のそれぞれ資金決済会社が異なること。
 - (2) 発行者及び払込加入者との間で合意があること。
 - (3) <u>決済条件の照合結果により直接機構に新</u> 規記録情報の通知を行うこと。
- 3 発行代理人は、DVP決済を指定する場合に は、機構に対し、前条第1項の通知のほか、D VP決済に関する情報として次に掲げるもの (以下この章において「新規記録DVP決済情 報」という。)を通知しなければならない。
 - (1) DVP決済を指定する旨
 - (2) 払込みに係る資金決済金額
 - (3) 払込加入者が利用する資金決済会社
 - (4) 発行者が利用する資金決済会社
 - (5) その他規則で定める事項

(発行口への記録)

第 58 条の 10 機構は、発行代理人から第 58 条の 8 第 1 項に規定する通知(DVP決済の場合に おいては、新規記録DVP決済情報に係る通知 (新設)

を含む。)を受けた場合には、次の各号に掲げる 決済方法の区分に従い当該各号に定める措置を 行う。

(1) DVP決済の指定がない場合

機構は、銘柄情報のうち規則で定める事項 及び新規記録情報を発行口に記録し、発行代 理人及び買方機構加入者(機構加入者若しく はその加入者又は機構加入者の下位機関若 しくはその加入者が払込みを行う場合にお ける当該機構加入者をいう。以下この章にお いて同じ。)に、当該記録内容を通知する。

- (2) DVP決済の指定がある場合
- イ 機構は、銘柄情報のうち規則で定める事項、新規記録情報及び新規記録DVP決済情報を発行口に記録し、発行代理人及び買方機構加入者に対し、当該記録内容及びDVP決済を行うために機構が付した決済番号を通知する。
- 口 機構は、日本銀行に対し、発行口に記録した銘柄の一般債に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として規則で定める事項を、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。

(DVP決済に係る資金決済)

- 第 58 条の 11 <u>D V P 決済の指定がある場合の資金決済の方法は、次の各号に定めるところによる。</u>
 - (1) <u>買方機構加入者が自らの計算において払</u> 込みを行う場合

買方機構加入者は、日銀ネットにより資金 の支払いを行うために規則で定める必要な 措置を行う。この場合において、資金決済会 社を利用して資金決済を行うときは、買方機 構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネット により資金の支払いを行うこと及び発行資 金決済情報(発行口に記録した情報のうち資 金決済に必要なものとして規則で定める情 報及び決済番号をいう。)を連絡しなければ

ならない。

(2) <u>買方機構加入者又はその下位機関の加入</u> 者が払込みを行う場合

買方機構加入者は、払込加入者(当該払込加入者が資金決済会社を利用して資金決済を行う場合には資金決済会社)が、日銀ネットにより資金の支払いを行うために規則で定める必要な措置を行わなければならない。

(払込みに伴う通知)

第 58 条の 12 一般債の払込みに伴う機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) DVP決済の指定がない場合

発行代理人は、発行口に記録されている自己が発行代理人となっている発行者の発行する銘柄の一般債に係る払込みが行われたことを確認したときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

(2) DVP決済の指定がある場合

前条各号の規定における日銀ネットによる 資金決済が行われ、一般債の払込みに伴う資 金決済の完了につき、機構が規則で定めると ころにより確認したことをもって、第 58 条 の 8 第 1 項に規定する通知については、発行 代理人が行うべき当該一般債の払込みに伴 う通知とみなす。

(新規記録)

第 58 条の 13 機構は、前条に規定する通知があった場合には、当該通知に係る銘柄の一般債について、第 58 条の 10 第 1 号及び第 2 号イの規定により発行口に記録した金額につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める措置を行う。

(1) 機構が第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座を開設したものである場合 当該口座の保有口への増額の記録を行う。

(2) 機構が第 58 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する口座を開設したものでない場合 買方機構加入者である口座管理機関の口座 (新設)

の顧客口の増額記録を行うとともに、当該口 座管理機関に対し、銘柄情報及び新規記録情報のうち、第58条の6第1項第1号及び第 58条の8第1項第1号から第3号までに掲げる事項を通知しなければならない。

- 2 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた口座管理機関について準 用する。
- 3 前2項に規定する増額の記録又は記載において、第58条の8第1項第2号に規定する口座が信託口である場合は、第58条の8第1項の通知には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託口を開設している振替機関等は、法第68条第3項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又は記載する。
- 4 機構が、前3項に規定する新規記録を行った 場合には、発行代理人及び買方機構加入者に対 し、当該新規記録を行った旨その他規則で定め る事項を通知する。この場合において、当該通 知を受けた者は、その内容を確認する。

第3節 振替手続

(振替手続)

第 58 条の 14 特定の銘柄の一般債について、振替 (機構における振替のうち、DVP決済により行われる場合を除く。以下この節において同じ。)の申請があった場合には、振替機関等は第4項から第9項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記録若しくは記載又は通知をしなければならない。

- 2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下この章において「渡方加入者」という。)が、直近上位機関に対して行う。
- 3 渡方加入者は、振替に係る申請において、次

(新設)

<u>に掲げる事項(以下この章において「振替申請</u> 情報」という。)を示さなければならない。

- (1) <u>当該振替において減額及び増額の記録又</u> は記載がされるべき一般債の銘柄及び金額
- (2) 渡方加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
- (3) 増額の記録又は記載がされるべき口座(顧客口を除く。以下この章において「振替先口座」という。)が明らかになるものとして規則で定める事項
- (4) 振替先口座(機関口座を除く。)において 増額の記録又は記載がされるのが、保有口か 質権口かの別
- (5) 振替を行う日
- (6) その他規則で定める事項
- 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を 受けた振替機関等は、遅滞なく次に掲げる措置 を行う。
 - (1) 渡方加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有口又は質権口における同項第1号の金額(以下この章において「振替金額」という。)についての減額の記録又は記載
 - (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関でない場合には、直近上位機関に 対する前項第1号及び第3号から第6号まで に掲げる事項の通知
 - (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものである場合には、当該振替先口座の 前項第4号の規定により示された保有口又は 質権口における振替金額についての増額の記 録又は記載
 - (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものでない場合には、その直近下位機関 であって当該振替先口座の加入者の上位機関 であるものの口座の顧客口における振替金額 についての増額の記録又は記載並びに当該直 近下位機関に対する前項第1号及び第3号か ら第6号までに掲げる事項の通知

- 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を行う。
 - (1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における振替金額についての減額の記録 又は記載
 - (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関でない場合には、直近上位機関に 対する前項第2号の規定により通知を受けた 事項の通知
 - (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものである場合には、当該振替先口座の 第3項第4号の規定により示された保有口又 は質権口における振替金額についての増額の 記録又は記載
 - (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直 近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設 したものでない場合には、その直近下位機関 であって当該振替先口座の加入者の上位機関 であるものの口座の顧客口における振替金額 についての増額の記録又は記載及び当該直近 下位機関に対する前項第2号の規定により通 知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた振替機関等について準用 する。
- 7 第4項第4号又は第5項第4号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を行わなければならない。
 - (1) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第4号の規定により示された保有口又は質権口における振替金額についての増額の記録又は記載
 - (2) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関で

あって当該振替先口座の加入者の上位機関で あるものの口座の顧客口における振替金額に ついての増額の記録又は記載及び当該直近下 位機関に対する第4項第4号又は第5項第4 号の規定により通知を受けた事項の通知

- 8 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた口座管理機関について準 用する。
- 9 第4項から前項までに規定する増額の記録又 は記載において、振替先口座が信託口である場合は、第1項の振替申請には、政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内容を含むものとし、この場合において当該信託 口を開設している振替機関等は、法第68条第3 項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又 は記載する。
- 10 前各項に定めるもののほか、この条の振替手 続に関し必要な事項は、規則で定める。

<u>(日本銀行における担保の差入に係る振替手続の</u>特例)

第 58 条の 15 日銀担保差入機構加入者(機構加入者又はその加入者が日本銀行に対して担保を差し入れる者となる場合における当該機構加入者をいう。以下この章において同じ。)が、日本銀行に対する担保の差入に伴う前条に規定する振替手続に係る振替の申請(通知を含む。)(機構に対して行われるものに限る。)を行う場合には、日本銀行が当該日銀担保差入機構加入者に代わってこれを行う。

第4節 機構における振替手続の特例

(決済方式の区分)

第 58 条の 16機構における振替時における決済方式は、DVP決済及び非DVP決済に区分する。

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP決済の指定

(新設)

(新設)

をすることができる。

- (1) 渡方加入者と振替によりその口座(顧客口を除く。)において増額の記録がされる加入者 (以下この章において「受方加入者」という。) のそれぞれの資金決済会社が異なること。
- (2) <u>渡方加入者及び受方加入者との間で合意</u> があること。
- (3)決済条件の照合結果により直接機構に振替の申請を行うこと。

(機構における振替手続)

第 58 条の 17 機構における振替手続は、前条に 規定する決済方式の区分のうち D V P 決済に係 る振替手続については、次条から第 58 条の 22 までの規定によるものとする。

(DVP決済に係る振替申請)

- 第58条の18 DVP決済が指定された場合には、 渡方機構加入者(機構加入者若しくはその加入 者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入 者が、振替に係る渡方となる場合における当該 機構加入者をいう。以下この章において同じ。) は、機構に対し、振替申請情報の通知のほか、 DVP決済に関する情報として次に掲げるもの (以下この章において「振替DVP決済情報」 という。)を通知しなければならない。
 - (1) DVP決済を指定する旨
 - (2) 振替に係る資金決済金額
 - (3) <u>渡方加入者及び受方加入者が利用する資金決済会社</u>
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、DVP決済に係る 振替申請に関し必要な事項は、規則で定める。
- (DVP決済に係る振替口への記録)
- 第 58 条の 19 機構は、前条第 1 項の通知を受け た場合には、次に定める措置を行う。
 - (1) 機構は、振替申請情報及び振替 D V P決済 情報を振替を行う日に振替口に記録するとと もに、渡方機構加入者及び受方機構加入者(機

(新設)

(新設)

構加入者若しくはその加入者又は機構加入者 の下位機関若しくはその加入者が、振替に係 る受方となる場合における当該機構加入者を いう。以下この章において同じ。) に対し、振 替口に記録した内容及びDVP決済を行うた めに機構が付した決済番号を通知する。

- (2) 機構は、日本銀行に対し、振替口に記録した銘柄の一般債に係る資金決済が日銀ネットにより行われるために必要な情報として規則で定める事項を、振替を行う日に社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により通知する。
- 2 前項に定めるもののほか、DVP決済に係る 振替口への記録等に関し必要な事項は、規則で 定める。

(DVP決済に係る資金決済)

- 第 58 条の 20 <u>D V P 決済の指定がある場合の資金決済の方法は、次の各号に定めるところによる。</u>
 - (1) 受方機構加入者が自らの計算において支 払いを行う場合

受方機構加入者は、日銀ネットにより資金 の支払いを行うために規則で定める必要な 措置を行う。この場合において、資金決済会 社を利用して資金決済を行うときは、受方機 構加入者は資金決済会社に対し、日銀ネット により資金の支払いを行うこと及び振替資 金決済情報(振替口に記録した情報のうち資 金決済に必要なものとして規則で定める情 報及び決済番号をいう。)を連絡しなければ ならない。

(2) 受方機構加入者又はその下位機関の加入 者が支払いを行う場合

受方機構加入者は、支払いを行う者(当該 支払いを行う者が資金決済会社を利用して 資金決済を行う場合には資金決済会社)が、 日銀ネットにより資金の支払いを行うため に規則で定める必要な措置を行わなければ ならない。

<u>(DVP決済に係る振替記録)</u>

- 第 58 条の 21 機構は、DVP決済による振替に 伴う日本銀行における資金決済の完了につき、 機構が規則で定めるところにより確認した場合 には、第58条の19第1項第1号の規定により 振替口に記録した金額につき、渡方機構加入者 の口座から減額の記録を行うとともに受方機構 加入者の口座へ増額の記録を行う。
- 2 前項の規定により増額の記録を受けた口座 が、振替先口座であって、かつ、信託口である 場合は、第58条の14第1項の振替申請には、 政令第8条の規定に基づく信託の記録又は記載 に係る申請の内容を含むものとし、この場合に おいて機構は、法第68条第3項第5号に規定す る事項を振替口座簿に記録する。

(振替記録済みの通知)

第 58 条の 22 第 58 条の 14 及び前条の規定によ り、機構において振替が行われた場合には、機 構は渡方機構加入者及び受方機構加入者に対 し、当該振替を行った旨その他規則で定める事 項を通知する。この場合において、当該通知を 受けた者は、その内容を確認する。

(振替の制限)

- 第 58 条の 23 一般債の振替停止日に当該一般債 に係る振替を行うための振替の申請は、するこ とができない。ただし、第8条の2第2項第4 号二に規定するプットオプション行使に伴う繰 上償還の繰上償還期日に当該一般債に係る振替 (加入者からプットオプション行使の申請がな い分に係るものに限る。)を行うための振替の申 請については、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか、一般債に係る振替 の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第5節 抹消手続

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(抹消手続)

<u>について、抹</u> (新設)

- 第 58 条の 24 特定の銘柄の一般債について、抹 消(次節に規定する場合を除く。)の申請があっ た場合には、口座管理機関は、第 4 項から第 6 項までの規定により、当該申請において第 3 項 の規定により示されたところに従い、その備え る振替口座簿における減額の記録若しくは記載 又は通知を行う。
- 2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口 を除く。)において減額の記録又は記載がされる 加入者(以下この章において「抹消申請加入者」 という。)が、その直近上位機関に対して行う。
- 3 抹消申請加入者は、抹消に係る申請において、 次に掲げる事項(以下この章において「抹消申 請情報」という。)を示さなければならない。
 - (1) <u>当該抹消において減額の記録又は記載が</u> されるべき一般債の銘柄及び金額
 - (2) 抹消申請加入者の口座において減額の記録又は記載がされるのが、保有口か質権口かの別
 - (3) その他規則で定める事項
- 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を 受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措 置を行う。
 - (1) 抹消申請加入者の口座の前項第2号の規定 により示された保有口又は質権口における同 項第1号の金額についての減額の記録又は記 載
 - (2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口 座管理機関である場合には、直近上位機関に 対する前項第 1 号の規定により示された事項 の通知
- 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。
 - (1) <u>当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第3項第1号の金額についての減額の記録又は記載</u>
 - (2) <u>当該通知を受けた口座管理機関が間接口</u> 座管理機関である場合には、直近上位機関に 対する前項第2号の規定により通知を受けた

事項の通知

6 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた口座管理機関について準 用する。

(抹消手続の委任)

- 第 58 条の 25 加入者 (機構加入者を除く。) は、 前条に規定する抹消手続に係る事務のうち規則 で定める事項について、直近上位機関である口 座管理機関に委任する。
- 2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座 管理機関である場合には、当該間接口座管理機 関はその直近上位機関である口座管理機関に同 様の委任を行わなければならない。当該直近上 位機関が間接口座管理機関である場合も同様と する。

第6節 機構における抹消手続

(決済方式の区分)

- 第 58 条の 26 機構が振替機関として抹消を行う 場合における決済方式は、DVP決済及び非D VP決済に区分する。
- 2 前項の決済方式の区分は、次の各号のいずれ かに該当する場合は非DVP決済とし、それ以 外の場合はDVP決済とする。
 - (1) 抹消申請機構加入者(自己又は前条に規定する委任を行った加入者のために抹消手続を行う機構加入者をいう。以下この章において同じ。)に係る資金決済会社及び一般債の発行者に係る資金決済会社が同一の場合
 - (2) 機構における抹消手続に係る一般債が機 構非関与銘柄である場合
 - (3) 機構における抹消手続に係る一般債の償還金(繰上償還金を含む。以下この節において同じ。)の通貨が円以外である場合
- 3 前項の規定にかかわらず、機構が必要と認め る場合には、規則に定めるところにより決済方 式の区分を別に定めることができる。

(新設)

(新設)

(償還口への記録)

第 58 条の 27 機構は、特定の銘柄の一般債について、償還期日又は繰上償還期日の前営業日が到来したときには、抹消申請機構加入者から当該銘柄の一般債に係る抹消の申請があったものとして取り扱い、当該銘柄及び償還期日又は繰上償還期日の前営業日において各機構加入者口座に記録されている金額を償還口に記録する。

2 前項の規定にかかわらず、プットオプション 行使に伴う繰上償還に係る償還口の記録等に関 し必要な事項は、規則で定める。

(資金決済の確認)

第 58 条の 28 一般債の償還に伴う資金決済に係る機構への通知については、次の各号に定めるところによる。

(1) 非DVP決済の場合

抹消申請機構加入者は、償還口に記録され ている抹消に係る銘柄の一般債について償 還金の受領を確認した場合には、機構に対 し、その旨を通知しなければならない。

(2) D V P 決済の場合

機構は、DVP決済による一般債の償還に 伴う日本銀行における資金決済の完了につ き、規則で定める方法により確認する。

- 2 抹消申請加入者(機構加入者を除く。)は、特定の銘柄の機構非関与銘柄について償還金の受領を確認した場合には、その旨をその直近上位機関に対して通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた口座管理機関が間接口座 管理機関である場合には、その直近上位機関に 対して、前項の規定により通知を受けた事項を 通知しなければならない。当該通知を受けた口 座管理機関が間接口座管理機関である場合も同 様とする。

(抹消記録)

第 58 条の 29 機構は、抹消手続に伴う減額記録 に当たっては、次の各号に掲げる決済方法の区 (新設)

(新設)

分に従い当該各号に定める措置を行う。

(1) 非DVP決済の場合

機構は前条第1項第1号の通知を受けた場合には、第58条の27第1項の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

(2) DVP決済の場合

機構は前条第1項第2号の確認を行った場合には、第58条の27第1項の規定により償還口に記録した金額につき抹消申請機構加入者の口座の減額の記録を行う。

2 前項の抹消記録を行った場合には、機構は支 <u>払代理人及び抹消申請機構加入者に対し、当該</u> 抹消を行った旨その他規則で定める事項を通知 する。この場合において、当該通知を受けた者 は、その内容を確認する。

第7節 償還金及び利金の取扱い

(償還金及び利金の請求等に関する手続)

第58条の30機構加入者は、機構に対し、機構 関与銘柄 (差押えを受けたものその他の法令の 規定により抹消又はその申請を禁止されたもの を除く。以下この節において同じ。)の償還金(繰 上償還金及び定時償還金を含む。以下この節に おいて同じ。)及び利金の請求を委任しなければ ならない。この場合において、機構加入者(担 保受入機構加入者(加入者から一般債を担保と して受け入れる機構加入者であって、かつ、担 保差入機構加入者(担保受入機構加入者に担保 を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入 者に担保を差し入れた加入者の上位機関である 機構加入者をいう。以下同じ。)に当該一般債の 定時償還金及び利金を受領させることについて 機構が認める者をいう。以下同じ。)を除く。) は、機構に対し、機構関与銘柄の利金の請求を 行うために必要な利子所得課税に関する情報 (以下「課税情報」という。)として規則で定め る事項を通知しなければならない。

2 機構は、前項の委任に基づき、償還期日、繰

(新設)

上償還期日、定時償還期日又は利払期日が2営業日後に到来する機構関与銘柄のうち各機構加入者口座に記録されている一般債に係る償還金及び利金について、規則で定めるところにより支払代理人に請求する。

- 3 前項の場合において、支払代理人は、発行者から前項の請求に係る銘柄の一般債の償還金及び利金の支払いを受けたときは、規則で定めるところにより同項に規定する償還金及び利金を機構加入者に配分しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、償還金及び利金 の請求等に関する手続に関し必要な事項は、規 則で定める。

<u>(償還金及び利金の受領に係る上位機関への委任)</u>

- 第58条の31 加入者(機構加入者を除く。)は、 前条に規定する償還金及び利金の受領並びにそ の請求について、直近上位機関である口座管理 機関に委任する。
- 2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座 管理機関である場合には、当該間接口座管理機 関は、その直近上位機関である口座管理機関に 同様の委任及び機構加入者が前条第1項の通知 を行うために必要な課税情報の連絡を行わなけ ればならない。当該直近上位機関が間接口座管 理機関である場合も同様とする。

(手数料)

第59条 発行者、発行代理人及び支払代理人並び に機構加入者等は、次の各号に掲げる手数料及 び次項の規定により決定される手数料を、機構 に納入しなければならない。

(1)~(3) (略)

2 前項に掲げる手数料の料率<u></u>前項に掲げる手数料以外の手数料及びその料率<u>並びに納入方法</u>は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

(新設)

(手数料)

- 第59条 発行者(発行代理人及び支払代理人を含 む。)及び機構加入者等は、次の各号に掲げる手 数料及び次項の規定により決定される手数料 を、機構に納入しなければならない。
 - (1) 新規記録手数料
 - (2) 振替手数料
 - (3) 口座残高管理手数料
 - 2 前項に掲げる手数料の料率<u>並びに</u>前項に掲げる手数料以外の手数料及びその料率は、機構が 取締役会の決議を経てこれを定める。

(単年度積立額の配分)

- 第59条の3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額(加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の事業年度ごとの金額をいう。以下同じ。)は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える振替口座簿に記録された金額(定時償還銘柄である場合には実質金額。次項において同じ。)に応じて配分されるものとする。
- 2 機構は、その作成する振替口座簿について、 平成 15 年度から平成 19 年度までの各事業年度 の 3 月 31 日(以下「算定基準日」という。)に おける<u>金額(以下「算定基礎金額」という。)</u>の 総額を翌年度 4 月末日(当日が機構の休業日に 当たる場合は次の営業日)までに受託者に通知 する。
- 3 受託者は、次の算式により、第1項に規定する単年度積立額の配分に係る算定を行い、当該 算定の結果得られた金額(1円に満たない端数 が生じた場合は切り上げる。)を機構に通知しな ければならない。

単年度積立額のうち機構を 振替機関とする振替制度に = 単年度積立額 × 配分される金額

機構の備える振替口座簿における算定基礎金額の総額

法に基づく各振替制度の振替機関の備える 振替口座簿に<u>おける算定基礎金額</u>の総額

(負担金の額の算定方法)

第59条の4 (略)

2 各口座管理機関(法第44条第1項第15号に 掲げるものを除く。以下この章において同じ。) の負担金の額は、次の各号に定める定額負担金 及び比例負担金の合計の金額とする。

(1) (略)

(単年度積立額の配分)

- 第59条の3 加入者保護信託契約に規定された単年度積立額(加入者保護信託が信託財産として受け入れる当該信託の事業年度ごとの金額をいう。以下同じ。)は、機構を振替機関とする振替制度及び法に基づく他の振替制度との間において、それぞれの振替機関が備える振替口座簿に記録された金額に応じて配分されるものとする。
- 2 機構は、その作成する振替口座簿について、 平成 15 年度から平成 19 年度までの各事業年度 の 3 月 31 日(以下「算定基準日」という。)に おける<u>金額</u>の総額を翌年度 4 月末日(当日が機 構の休業日に当たる場合は次の営業日)までに 受託者に通知する。
- 3 受託者は、次の算式により、第1項に規定する単年度積立額の配分に係る算定を行い、当該 算定の結果得られた金額(1円に満たない端数 が生じた場合は切り上げる。)を機構に通知しな ければならない。

単年度積立額のうち機構を 振替機関とする振替制度に = 単年度積立額 × 配分される金額

機構の備える振替口座簿に<u>記録された金額</u>の総額

法に基づく各振替制度の振替機関の備える 振替口座簿に<u>記録された金額</u>の総額

(負担金の額の算定方法)

- 第59条の4 機構の負担金の額は、単年度積立額 のうち、前条第1項の規定により機構を振替機 関とする振替制度に配分された金額の3%相当 額(1円に満たない端数が生じた場合は切り上 げる。)とする。
- 2 各口座管理機関(法第44条第1項第15号に 掲げるものを除く。以下この章において同じ。) の負担金の額は、次の各号に定める定額負担金 及び比例負担金の合計の金額とする。
 - (1) 定額負担金

(2) 比例負担金

次の算式により算定された金額(1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。

比例負担金 =

ダイス 単年度積立額のうち機構を振替機関とする振替制度による 配分された金額

前項に規定する機構の負担 金の額及び前号に規定する 定額負担金の総額

口座管理機関ごとの振替口座簿における<u>算定基礎金額</u> の総額(下位機関に係る<u>算定基礎金額</u>を除く)・・・(a)

すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額

(負担金の支払方法及び支払期限)

第59条の5 (略)

2 各口座管理機関は、その作成する振替口座簿について、<u>算定基礎金額</u>の総額(当該口座管理機関の下位機関に係る<u>算定基礎金額</u>を除く。)を 当該算定基準日の属する事業年度の翌年度4月 未日までに受託者に通知しなければならない。

3~5 (略)

口座管理機関ごとに15万円とする。

(2) 比例負担金

次の算式により算定された金額(1 円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。

比例負担金 =

単年度積立額のうち機構を 振替機関とする振替制度に 配分された金額 前項に規定する機構の負担 金の額及び前号に規定する 定額負担金の総額

口座管理機関ごとの振替口座簿における<u>金額</u>の総額 (下位機関に係る<u>金額</u>を除く)・・・(a)

すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額

(負担金の支払方法及び支払期限)

- 第59条の5 機構は、算定基準日における口座管理機関の名称、住所その他規則で定める事項について、当該算定基準日の属する事業年度の翌年度4月末日(当日が機構の休業日に当たる場合は次の営業日)までに受託者に通知する。
- 2 各口座管理機関は、その作成する振替口座簿について、<u>算定基準日における金額</u>の総額(当該口座管理機関の下位機関に係る<u>金額</u>を除く。)を当該算定基準日の属する事業年度の翌年度 4 月末日までに受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の期限までに通知が到達しない場合には、通知が到達しない口座管理機関に対して、翌年度5月末日を期限として、速やかに当該通知をするよう適宜の方法により督促する。この場合において、受託者は当該督促を行った口座管理機関及び当該期限までに通知が到達しなかった口座管理機関の名称を速やかに機構に通知する。
- 4 受託者は、振替機関等ごとの負担金の額を前 条の規定に基づき算定し、当該負担金の額を支 払期限及び支払方法とともに翌年度6月末日ま でに振替機関等に通知する。
- 5 前項の支払期限は、算定基準日の属する事業 年度の翌年度7月末日とし、支払方法は受託者 が指定する口座への入金その他の受託者の定め

(積立ての期間)

第59条の7 (略)

2 前項の積立ては、平成 15 年度の算定基礎金額 を基準として算定する平成 15 年度に係る積立 てから開始し、平成 19 年度の算定基礎金額を基 準として算定する平成 19 年度に係る積立てに おいて終了する。

(途中参加における取扱い)

第59条の8 (略)

2~5 (略)

る方法とする。

(積立ての期間)

- 第59条の7 加入者保護信託に係るこの規程による積立ては、各算定基準日において負担金の支払義務を有する振替機関等が、当該算定基準日の属する事業年度に係る積立てを行う。
- 2 前項の積立ては、<u>平成 16 年 3 月 31 日における金額</u>を基準として算定する平成 15 年度に係る積立てから開始し、<u>平成 20 年 3 月 31 日における金額</u>を基準として算定する平成 19 年度に係る積立てにおいて終了する。

(途中参加における取扱い)

- 第59条の8 平成16年度以降に口座管理機関となった場合における当該口座管理機関の負担金の取扱いについては、次の各号に掲げる口座管理機関となった時期の区分に従い当該各号に定めるところによる。
 - (1) 平成 16 年度以降、平成 19 年度までの間に 口座管理機関となった場合

口座管理機関となった日の属する事業年度に係る負担金の支払時において、平成 15 年度から当該事業年度の直前事業年度までの期間に係る第 59 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する定額負担金を、当該負担金に加えて支払うものとする。

(2) 平成 20 年度以降に口座管理機関となった場合

平成 15 年度から平成 19 年度までの期間に 係る第 59 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する定 額負担金を一括して支払うものとする。

- 2 機構は、前項第2号の口座管理機関に係る機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の申請について、当該申請を行った者(以下この条において「申請者」という。)に対し、2週間以内の支払期限を定めて同号に規定する負担金を受託者に支払うべき旨を通知するとともに、当該通知を行った旨を受託者に通知する。
- 3 受託者は、機構から前項の通知を受けた場合

6 機構は、前項の通知を受けた後でなければ、 第2項の機構加入者口座の開設又は間接口座管 理機関の承認の手続を行わない。

(負担金の不払時の取扱い) 第59条の10 (略)

2 · 3 (略)

- 4 口座管理機関ごとの過年度負担金は、次の各 号に掲げる不払負担金の生じた時期の区分に従 い当該各号に定めるところにより、受託者が算 定した金額(1円に満たない端数が生じた場合 は切り上げる。)とする。
 - (1) 平成 15 年度から平成 18 年度までの間に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金 = 不払負担金

には、申請者に対し、前項の負担金の額及び支 払期限並びに受託者の定める支払方法を通知す る。

- 4 申請者は、前2項の通知に従い、受託者に対し、負担金を支払わなければならない。
- 5 受託者は、申請者から前項の負担金の支払い を受けた場合には、機構に対しその旨を速やか に通知する。
- 6 機構は、前項の通知を受けた後でなければ、 第2項の機構加入者口座の開設又は間接口座管 理機関の承認の手続きを行わない。

(負担金の不払時の取扱い)

- 第59条の10 受託者は、前条第1項の督促を行った口座管理機関及び当該督促により設けた期限までに負担金の支払いを行わなかった口座管理機関の名称及び不払いとなった金額を機構に通知する。
- 2 機構は、本章に規定する義務を履行しない口 座管理機関について、この規程に違反したもの として、必要と認める措置をとることができる ほか、必要に応じ、当該口座管理機関の主務官 庁と連携する。
- 3 第1項の負担金(以下「不払負担金」という。) については、不払負担金の生じた事業年度の翌 事業年度において負担金を支払う口座管理機関 (平成19年度においては当該年度に係る負担 金を支払う口座管理機関)が、次項に規定する ところにより再割当てを受け、当該再割当てに 係る金額(以下「過年度負担金」という。)を負 担する。
- 4 口座管理機関ごとの過年度負担金は、次の各号に掲げる不払負担金の生じた時期の区分に従い当該各号に定めるところにより、受託者が算定した金額(1円に満たない端数が生じた場合は切り上げる。)とする。
 - (1) 平成 15 年度から平成 18 年度までの間に係 る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの過年度負担金 = 不払負担金

不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における 口座管理機関ごとの振替口座簿における<u>算定基礎金額</u> の総額(下位機関に係る<u>算定基礎金額</u>を除く)・・・(a)

- ・ 不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額
- (2) 平成 19 年度に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの = 平成 20 年 8 月末日 過年度負担金 時点の不払負担金

平成 19 年度における口座管理機関ごとの振替口座簿における<u>算定基礎金額</u>の総額(下位機関に係る<u>算定基礎</u>金額を除く)・・・(a)

- 平成 19 年度におけるすべての口座管理機関に係る 上記(a)の金額の総額
- 5 過年度負担金に係る<u>手続</u>は、不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における負担金に係る<u>手続</u>と併せて行うものとする。ただし、前項第2号の場合においては、受託者は、同号の算式により過年度負担金を算定し、機構と協議の上決定した支払期限及び支払方法と併せて口座管理機関に通知する。
- 6 (略)

(機構の消却義務の履行に関する事項)

- 第60条 法第77条に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の額が第2号の額を超えるときは、機構は、自己の計算において、その超過額に相当する額の社債等を取得する。
 - (1) 機構の備える振替口座簿における機構加入者の口座に記録された当該銘柄の<u>社債等</u>の 金額の合計額
 - (2) 当該銘柄の<u>社債等</u>の発行総額(償還済みの 額を除く。)
- 2 前項第1号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなか

不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における 口座管理機関ごとの振替口座簿における<u>金額</u>の総額 (下位機関に係る<u>金額</u>を除く)・・・・(a)

- 不払負担金の生じた事業年度の翌事業年度における すべての口座管理機関に係る上記(a)の金額の総額
- (2) 平成 19 年度に係る負担金について不払負担金が生じた場合

口座管理機関ごとの = 平成 20 年 8 月末日 過年度負担金 時点の不払負担金

平成19年度における口座管理機関ごとの振替口座簿における金額の総額(下位機関に係る金額を除く)・・・(a)

- 平成 19 年度におけるすべての口座管理機関に係る 上記(a)の金額の総額
- 5 過年度負担金に係る<u>手続き</u>は、不払負担金の 生じた事業年度の翌事業年度における負担金に 係る<u>手続き</u>と併せて行うものとする。ただし、 前項第2号の場合においては、受託者は、同号 の算式により過年度負担金を算定し、機構と協 議の上決定した支払期限及び支払方法と併せて 口座管理機関に通知する。
- 6 前2項の規定は、過年度負担金について不払いが生じた場合について準用する。

(機構の消却義務の履行に関する事項)

- 第60条 法第77条に規定する権利の取得があった銘柄の短期社債等につき、加入者の有する当該銘柄の短期社債等の総額が当該銘柄の短期社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の額が第2号の額を超えるときは、機構は、自己の計算において、その超過額に相当する額の短期社債等を取得する。
 - (1) 機構の備える振替口座簿における機構加入者の口座に記録された当該銘柄の<u>短期社債</u> 等の金額の合計額
 - (2) 当該銘柄の<u>短期社債等</u>の発行総額(償還済 みの額を除く。)
- 2 前項第1号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなか

- ったものがある場合において、法第 77 条の規定 により当該記録に係る金額の<u>社債等</u>を取得した 者のないことが証明されたときは、当該記録が なかったとした場合の額とする。
- 3 機構は、第1項の規定により社債等を取得したときは、直ちに、発行者に対し当該社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする。この場合において、当該社債等に係る権利は消滅し、機構は当該社債等に係る振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

- 第 61 条 機構は前条に規定する<u>手続</u>を行う場合 には、機関口座を開設する。
- 2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口 座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項 を記録する。
 - (1) 社債等の銘柄
 - (2) 社債等の銘柄ごとの金額
 - (3) 社債等の銘柄ごとの金額の減額及び増額 の原因
- (口座管理機関の消却義務の履行に関する事項) 第62条 法第77条に規定する権利の取得があった銘柄の社債等につき、加入者の有する当該銘柄の社債等の総額が当該銘柄の社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の額が第2号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。
 - (1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿に おける当該口座管理機関の加入者の口座に記 録され、又は記載された当該銘柄の<u>社債等</u>の 金額の合計額
 - (2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口に記録され、又は記載された当該

- ったものがある場合において、法第 77 条の規定により当該記録に係る金額の<u>短期社債等</u>を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の額とする。
- 3 機構は、第1項の規定により<u>短期社債等</u>を取得したときは、直ちに、発行者に対し当該<u>短期</u> 社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をする。この場合において、当該<u>短期社債</u> 等に係る権利は消滅し、機構は当該<u>短期社債等</u> に係る振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

- 第 61 条 機構は前条に規定する<u>手続き</u>を行う場合には、機関口座を開設する。
- 2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口 座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項 を記録する。
 - (1) 銘柄
 - (2) 銘柄ごとの金額
 - (3) 銘柄ごとの金額の減額及び増額の原因
- (口座管理機関の消却義務の履行に関する事項) 第62条 法第77条に規定する権利の取得があった銘柄の短期社債等につき、加入者の有する当該銘柄の短期社債等の総額が当該銘柄の短期社債等の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第1号の額が第2号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の短期社債等について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。
 - (1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿に おける当該口座管理機関の加入者の口座に記 録され、又は記載された当該銘柄の<u>短期社債</u> 等の金額の合計額
 - (2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備え る振替口座簿における当該口座管理機関の口 座の顧客口に記録され、又は記載された当該

銘柄の社債等の金額

2 (略)

- 3 第1項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の社債等を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の社債等を取得しなければならない。
- 4 口座管理機関は、第1項の規定により免除の 意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位 機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければ ならない。
 - (1) (略)
 - (2) 当該免除の意思表示に係る<u>社債等</u>の銘柄 及び金額
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けた ときは、直ちに、同項第2号に掲げる銘柄の<u>社</u> <u>債等</u>について、その備える振替口座簿において 次に掲げる記録又は記載をしなければならな い。

(1)~(2) (略)

(社債等に関する重要な事項等の通知)

- 第67条 発行者は、規則で定めるところにより、 社債等に関する権利及び取扱いに関し、重要な 事項を決定した場合又は社債等に関する重要な 事実が発生した場合には、その内容を機構に対 して通知しなければならない。
- 2 機構は、発行者から前項に規定する通知を受

銘柄の短期社債等の金額

- 2 第 60 条第 2 項の規定は、次に掲げる事項につ いて準用する。
 - (1) 前項第1号に掲げる金額
 - (2) 前項第2号に規定する顧客口における増額 又は減額の記録又は記載であって当該記録又 は記載に係る権利の発生、移転又は消滅が生 じなかったものがある場合における同号に掲 げる金額
- 3 第1項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の<u>短期社債等</u>を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の<u>短期社債</u>等を取得しなければならない。
- 4 口座管理機関は、第1項の規定により免除の 意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位 機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければ ならない。
 - (1) 当該免除の意思表示をした旨
 - (2) 当該免除の意思表示に係る<u>短期社債等</u>の 銘柄及び金額
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けた ときは、直ちに、同項第2号に掲げる銘柄の<u>短</u> 期社債等について、その備える振替口座簿にお いて次に掲げる記録又は記載をしなければなら ない。
 - (1) 前項の口座管理機関の口座の自己口における同項第2号に掲げる金額の減額の記録又は記載
 - (2) 前号の口座の顧客口における前項第2号に 掲げる金額の増額の記録又は記載

(短期社債等に関する重要な事項等の通知)

- 第67条 発行者は、規則で定めるところにより、 <u>短期社債等</u>に関する権利及び取扱いに関し、重要な事項を決定した場合又は<u>短期社債等</u>に関す る重要な事実が発生した場合には、その内容を 機構に対して通知しなければならない。
- 2 機構は、発行者から前項に規定する通知を受

けた場合には、機構加入者<u>及び資金決済会社</u>に 通知する。

(過大記録の未然防止)

第68条 (略)

- 2 前項に規定する目的のため、機構は振替口座 簿における<u>社債等</u>の銘柄ごとの機構加入者口座 の合計金額及び当該銘柄の発行総額<u>(償還済み</u> の額<u>を除く。)</u>を日々確認する。
- 3 第1項に規定する目的のため、直接口座管理機関は、<u>社債等</u>の銘柄ごとの顧客口の金額につき機構から通知を受け、その備える振替口座簿における金額と照合のうえ、その結果を規則で定めるところにより機構に通知しなければならない。
- 4 (略)

(一般債における証明書の供託)

- 第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 5 項の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている一般債について法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。
- 2 加入者は、前項の規定による請求をする場合 には、当該請求を受ける当該直近上位機関に対 し、次に掲げる事項を記載した所定の請求書を 提出しなければならない。
 - (1) 請求者の氏名又は名称及び住所
 - <u>(2)</u> 請求の目的
 - (3) 請求の対象となる加入者に係る口座
 - (4) その他証明すべき事項を特定するに足りる事項

けた場合には、機構加入者に通知する。

(過大記録の未然防止)

- 第 68 条 振替機関等はその備える振替口座簿に おいて、過大記録の発生することを未然に防止 するため、細心の注意をもって管理する。
- 2 前項に規定する目的のため、機構は振替口座 簿における<u>短期社債等</u>の銘柄ごとの機構加入者 口座の合計金額及び当該銘柄の発行総額を日々 確認する。
- 3 第1項に規定する目的のため、直接口座管理機関は、短期社債等の銘柄ごとの顧客口の金額につき機構から通知を受け、その備える振替口座簿における金額と照合のうえ、その結果を規則で定めるところにより機構に通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、間接口座管理機関の行う金額 の照合の場合について準用する。

- 3 第1項の規定により証明書の交付を受けた加入者は、当該証明書を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該証明書の対象となった一般債について、振替の申請、抹消の申請又は償還金(繰上償還金を含む。)の受領をすることができない。
- 4 間接口座管理機関は、加入者に証明書の交付を行った場合には、当該間接口座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並びに当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額を通知しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。
- 5 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前項の通知を受けた場合には、機構に対し、その旨、当該証明書の対象となった一般債の銘柄及び金額並びに当該一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。
- 6 前2項の規定は、加入者から証明書の返還が 行われた場合について準用する。
- 7 機構は、機構加入者から前2項に規定する通 知を受けた場合には、発行者の支払代理人に対 し、その内容を書面により通知する。

(社債等の内容の公示)

第69条 機構は<u>社債等</u>の発行者から、<u>社債等</u>の払 込みに関する通知を受けた場合には、法第87 条に基づき、規則で定める方法により当該<u>社債</u> 等に関する内容を公示する。

(差押え等に関する口座管理機関からの通知)

第70条の2 間接口座管理機関は、その備える振 替口座簿の自己口に記録又は記載されている社 債等について差押命令等による処分の制限に関 する通知の送達を受けた場合には、当該間接口 座管理機関の直近上位機関に対し、その旨並び に当該社債等の銘柄及び金額を通知しなければ ならない。当該直近上位機関が間接口座管理機 関である場合も同様とする。

(短期社債等の内容の公示)

第69条 機構は<u>短期社債等</u>の発行者から、<u>短期社債等</u>の払込みに関する通知を受けた場合には、 法第87条に基づき、規則で定める方法により当該短期社債等に関する内容を公示する。

- 2 機構加入者は、その備える振替口座簿の自己 口に記録又は記載されている社債等について差 押命令等による処分の制限に関する通知の送達 を受けた場合又は前項の通知を受けた場合に は、機構に対し、その旨、当該社債等の銘柄及 び金額並びに当該社債等の銘柄が記録されてい る機構が備える振替口座簿における区分口座を 書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、差押命令等の申立ての取下 <u>げ又は取消等に関する通知の送達を受けた場合</u> について準用する。
- 4 機構は、前2項に規定する通知に係る社債等 の銘柄が一般債である場合には、当該銘柄の発 行者の支払代理人に対し、その内容を書面によ り通知する。

(報告及び調査)

第71条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第1項に規定する場合その他<u>社債等</u> 振替制度の円滑な運営を図るために必要がある

(報告及び調査)

- 第71条 口座管理機関は、第62条に規定する場合その他法第19条に規定する事故が生じた場合には、直ちに、その旨及び次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。
 - (1) 事故が発生した営業所の名称
 - (2) 事故を起こした取締役、執行役、監査役又は使用人の氏名及び役職名
 - (3) 事故の概要
- 2 口座管理機関は、前項の規定に基づき報告を した事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、 次に掲げる事項を機構に報告しなければならな い。
 - (1) 事故の詳細
 - (2) 改善策
- 3 機構は、機構の振替業の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合には、その理由を示して、発行者(発行代理人及び支払代理人を含む。以下この章において同じ。)機構加入者及び間接口座管理機関に対し、機構の振替業に関し必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 4 機構は、第1項に規定する場合その他<u>短期社</u> <u>債振替制度</u>の円滑な運営を図るために必要があ

と認める場合には、口座管理機関が備える振替口座簿を閲覧することができる。

(DVP決済に係る申請取消しの禁止)

第74条 機構における新規記録、振替、抹消の各 <u>手続(DVP決済による手続</u>に限る。)において、 発行者及び機構加入者がこの規程の定めるとこ ろにより資金決済に係る連絡を行い、資金決済 会社が日銀ネットにより資金の支払いを行った 後においては、当該発行者及び当該機構加入者 は新規記録、振替及び抹消の各<u>手続</u>に係る申請 を取り消すことができない。

(所要事項の決定等)

第75条 機構は、<u>社債等振替制度</u>を適正かつ確実 に行うため、この規程に定めるもののほか必要 な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講 ずることができる。

(制度の廃止)

第76条 機構は、社債等振替制度の存続の必要がないと認める場合には、6か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第22条第1項の規定により法第3条第1項の指定を取り消された場合には、この限りでない。

(準拠法及び合意管轄)

- 第77条 <u>社債等振替制度</u>に関する機構と<u>発行者、</u>機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会 社との間の権利義務についての準拠法は、日本 法とする。
- 2 社債等振替制度に関する機構と発行者、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において発行者、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し訴訟を提起することを妨げられない。

ると認める場合には、口座管理機関が備える振 替口座簿を閲覧することができる。

(DVP決済に係る申請取消しの禁止)

第74条 機構における新規記録、振替、抹消の各 <u>手続き(DVP決済による手続き</u>に限る。)において、発行者及び機構加入者がこの規程の定めるところにより資金決済に係る連絡を行い、資金決済会社が日銀ネットにより資金の支払いを行った後においては、当該発行者及び当該機構加入者は新規記録、振替及び抹消の各<u>手続き</u>に係る申請を取り消すことができない。

(所要事項の決定等)

第75条 機構は、<u>短期社債振替制度</u>を適正かつ確実に行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(制度の廃止)

第76条 機構は、<u>短期社債振替制度</u>の存続の必要がないと認める場合には、6か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、 法第22条第1項の規定により法第3条第1項の 指定を取り消された場合には、この限りでない。

(準拠法及び合意管轄)

- 第 77 条 <u>短期社債振替制度</u>に関する機構と<u>機構</u> 加入者及び間接口座管理機関</u>との間の権利義務 についての準拠法は、日本法とする。
- 2 短期社債振替制度に関する機構と発行者、機構加入者及び間接口座管理機関との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において機構加入者及び間接口座管理機関に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

(一般債の特例)

第2条 特例一般債(法附則第10条に規定する特 例社債、法附則第27条に規定する特例地方債、 法附則第28条に規定する特例投資法人債、法附 則第29条に規定する特例社債、法附則第30条 に規定する特例特定社債、法附則第31条に規定 する特例特別法人債及び法附則第 36 条に規定 する特例外債のうち第8条の2第2項(第2号 から第 4 号までを除く。) に掲げる要件に該当 し、各社債の金額が 1000 通貨単位以上 1000 通 貨単位刻みであり、第8条の2第2項第4号に 掲げる方法又は定時償還の方法によらず特定の 利払期日に発行総額の一部を償還する方法によ り償還が行われる有価証券をいう。以下同じ。) のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特 例一般債の発行者の同意を得たものであって、 振替受入簿に記録又は記載がされたものについ ては、一般債とみなして、この規程の規定(第 8条、第8条の2、第11条、第26条第2項、第 6章、第58条の6、第58条の8から第58条の 13 まで及び第 69 条を除く。) を適用する。この 場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規 定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それ ぞれ同表の右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
	字句	
第 10 条	第8条又は第8条	特例一般債
	の2に掲げる事項	
第 24 条第 1 項	当該申請者(短期	当該申請者
	社債等の口座開	
	設においては、法	
	人に限る。)	
第26条第3項第5	機構関与銘柄以	機構関与銘柄及

号	外の	び実質記番号管
		理銘柄(特例一般
		債のうち、定時償
		還の方法によら
		ず特定の利払期
		日に発行総額の
		一部を償還する
		銘柄をいう。以下
		同じ。) 以外の
第 58 条の 3	各社債の金額	各社債の金額(各
		社債の金額が複
		数ある場合はそ
		の最低額)
第 58 条の 26 第 2	 機構非関与銘柄	機構非関与銘柄
項第2号	NX1再러드I夫] J 포디기(1)	又は実質記番号
· 埃尔 2 与		で理銘柄
第 58 条の 28 第 2	機構非関与銘柄	機構非関与銘柄
	(成件手) 可如例	
項 		又は実質記番号
77 00 47 77 4 TE	- 7V/= //\nh	管理銘柄
第 60 条第 1 項	の発行総額(について振替受
		入簿に記録又は
		記載がされた金
		額の合計額(当該
		記録又は記載の
		効力が生じなか
		った場合におけ
		る当該記録又は
		記載に係る金額
		及び
第 60 条第 2 項	発生、移転又は消	発生(振替受入簿
	滅	の記録又は記載
		の効力の発生を
		含む。) 移転又は
		消滅(振替受入簿
		の記録又は記載
		の効力の消滅を
		含む。)
	より当該	より当該口座に
		おける当該

第 62 条第 1 項	の発行総額 (について振替受
		入簿に記録又は
		記載がされた金
		額の合計額(当該
		記録又は記載の
		効力が生じなか
		った場合におけ
		る当該記録又は
		記載に係る金額
		及び
第62条第2項第2	発生、移転又は消	発生(振替受入簿
号	滅	の記録又は記載
		の効力の発生を
		含む。) 移転又は
		消滅 (振替受入簿
		の記録又は記載
		の効力の消滅を
		含む。)
第 68 条第 2 項	の発行総額(について振替受
		入簿に記録又は
		記載がされた金
		額の合計額(当該
		記録又は記載の
		効力が生じなか
		った場合におけ
		る当該記録又は
		記載に係る金額
		及び

(特例一般債の銘柄情報に係る発行代理人からの 通知)

第3条 第58条の6(第7項を除く。)の規定は、 特例一般債の発行者が法第13条第1項の同意を 機構に対し与えた場合について準用する。この 場合において、次の表の左欄に掲げる規程の規 定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それ ぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとす る。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
---------	---------	---------

	字句	
第 58 条の 6 第 1	発行予定の一般	特例一般債
項	債	
第 58 条の 6 第 1	一般債	特例一般債
項第1号		
第 58 条の 6 第 1	各社債の金額	各社債の金額(各
項第 4 号		社債の金額が複
		数ある場合はそ
		の最低額。以下こ
		の項において同
		じ。)
第 58 条の 6 第 1	一般債	特例一般債
項第7号		
第 58 条の 6 第 2	地方債	特例地方債
項		
第 58 条の 6 第 3	投資法人債	特例投資法人債
項		
第 58 条の 6 第 4	特定社債	特例特定社債
項		
第 58 条の 6 第 5	特別法人債	特例特別法人債
項		
第 58 条の 6 第 6	外債	特例外債
項		
第 58 条の 6 第 8	新規記録手続	振替受入簿の記
項		録又は記載の申
		請

(振替受入簿の備付け)

第4条 機構は、振替受入簿を備える。

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第5条 特例一般債(機構が法第13条第1項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例一般債について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示

さなければならない。

- (1) 特例一般債の銘柄及び金額
- (2) 特例一般債の社債券(商法第306条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。)の番号
- (3) 特例加入者の氏名又は名称及び住所
- (4) 特例一般債の登録機関(社債等登録法(昭和17年法律第11号)第2条に規定する登録機関をいう。以下同じ。)の名称(同法第3条第1項の規定により登録されているもの(処分の制限に係る登録、質権(転質の場合を含む。)の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。)である場合に限る。)
- (5) 特例加入者の口座
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の申請をする特例加入者は、機構に対し、 当該申請に係る特例一般債の社債券(弁済期が 到来していない利札が欠けていないものに限 る。)を提出しなければならない。ただし、当該 特例一般債が登録債である場合には、当該特例 一般債に係る法附則第14条第3項に規定する証 明をもって、社債券の提出に代えることができ る。
- 3 前2項に定めるもののほか、特例一般債に係 る振替受入簿の記録又は記載の申請に関し必要 な事項は規則で定める。

(機構による特例一般債に係る振替受入簿への記録又は記載及び通知)

第6条 機構は、前条第1項の申請を受けた場合には、同項第1号から第4号までの事項及び当該申請に係る振替受入簿への記録又は記載をする年月日を振替受入簿に記録又は記載する。この場合において、機構は、特例一般債の発行者(登録債にあっては、発行者及び登録機関)に対し、振替受入簿への記録又は記載を行った旨を通知する。

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の 停止期間) 第7条 機構は、必要があると認める場合には、 特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載を することができない期間を定めることができ る。

(特例一般債に係る振替口座簿への記録又は記載 及び通知)

- 第8条 機構は、附則第6条の規定により振替受 入簿への記録又は記載をした場合において、機 構が附則第5条第1項の申請により示された口 座を開設したものであるときは、当該申請に係 る特例一般債の銘柄について、その備える振替 口座簿における当該申請に係る特例加入者の自 己口において、当該申請に基づく増額の記録を する。
- 2 機構は、附則第6条の規定により振替受入簿への記録又は記載をした場合において、機構が 附則第5条第1項の申請により示された口座を 開設したものでないときは、当該申請に係る特 例一般債の銘柄について、その備える振替口座 簿における当該申請に係る特例加入者の上位機 関である機構加入者の顧客口において、当該申 請に基づく増額の記録をする。この場合におい て、機構は、当該機構加入者に対し、次に掲げ る事項を通知する。
 - (1) 当該特例一般債の銘柄及び金額
 - (2) 特例加入者の氏名又は名称が明らかになるものとして規則で定める事項
- 3 前2項の規定は、前項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における 当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 4 前3項に規定する増額の記録又は記載において、特例加入者の口座が信託口である場合は、 附則第5条第1項の申請には、政令第8条の規 定に基づく信託の記録又は記載に係る申請の内 容を含むものとし、この場合において当該信託 口を開設している振替機関等は、法第68条第3 項第5号に規定する事項を振替口座簿に記録又 は記載する。

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の 抹消)

- 第9条 特例加入者は、その有する特例一般債に ついて附則第5条第1項の申請をする権限を有 しない者の申請により振替受入簿の記録又は記 載がされた場合において、当該特例一般債につ いて第58の24の抹消の申請が行われていると きは、機構に対し、当該特例一般債に係る振替 受入簿の記録又は記載の抹消の申請をすること ができる。
- 2 機構は、前項の抹消の申請を受けた場合には、 当該申請に係る特例一般債について、振替受入 簿の記録又は記載を抹消する。この場合におい て、機構は、当該記録又は記載に係る特例一般 債の発行者に対し、振替受入簿の記録又は記載 が抹消された旨を通知する。

(特例一般債の内容の公示)

第 10 条 機構は特例一般債の発行者から、附則第 3 条において準用する第 58 条の 6 の通知を受けた場合には、法附則第 17 条で準用する法第 87 条に基づき、規則で定める方法により当該特例 一般債に関する内容を公示する。

(特例一般債に係る発行者の同意に関する公告) 第11条 機構は、前条の公示をもって、法附則第 18条に基づく特例一般債に係る発行者の同意 に関する公告を行ったものとして取り扱う。

(適用)

- 第12条 特例地方債に関する附則第5条第1項第 2号及び第2項の規定の適用については、附則 第5条第1項第2号中「社債券(商法第306条 第1項に規定する債券」とあるのは「証券(地 方財政法第5条の5第1項に規定する証券」と、 附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「証 券」とする。
- 2 特例投資法人債に関する附則第5条第1項第 2号及び第2項の規定の適用については、附則

第5条第1項第2号中「社債券(商法第306条 第1項に規定する債券」とあるのは「投資法人 債券(投資信託及び投資法人に関する法律第 139条の6第1項において準用する商法第306 条第1項に規定する投資法人債券」と、附則第 5条第2項中「社債券」とあるのは「投資法人 債券」とする。

- 3 相互会社の特例社債に関する附則第5条第1 項第2号の規定の適用については、同号中「商 法第306条第1項」とあるのは「保険業法第61 条第2項において準用する商法第306条第1項」 とする。
- 4 特例特定社債に関する附則第5条第1項第2 号及び第2項の規定の適用については、附則第 5条第1項第2号中「社債券(商法第306条第1 項に規定する債券」とあるのは「特定社債券(資 産の流動化に関する法律第113条第1項におい て準用する商法第306条第1項に規定する特定 社債券(旧資産流動化法第113条第1項におい て準用する商法第306条第1項に規定する特定 社債券を含む。)」と、附則第5条第2項中「社 債券」とあるのは「特定社債券」とする。
- 5 特例特別法人債に関する附則第5条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、附則第5条第1項第2号中「社債券(商法第306条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。)」とあるのは「債券」と、附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「債券」とする。
- 6 特例外債に関する附則第5条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、附則第5条 第1項第2号中「社債券(商法第306条第1項 に規定する債券をいう。以下同じ。)」とあるの は「債券」と、附則第5条第2項中「社債券」 とあるのは「債券」とする。

新

社債等に関する業務規程施行規則

IB ____

短期社債等に関する業務規程施行規則

(用語)

第1条 この規則において、<u>社債等</u>に関する業務 規程(以下「規程」という。)の用語と同一の用 語は、同一の意味を持つものとする。

- 2 <u>この規則において、次の各号に掲げる用語の</u> 意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定金融機関等 租税特別措置法(昭和32 年法律第26号)第8条第1項に規定する金融 機関又は同条第2項に規定する証券業者等を いう。
 - (2) 指定内国法人 租税特別措置法第8条第3 項に規定する内国法人をいう。
 - (3) 公共法人等 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 11 条第 1 項に規定する内国法人、 同条第 2 項に規定する外国法人又は同条第 3 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者をいう。
 - (4) 外国政府等 外国の政府(地方公共団体を含む。) 外国の中央銀行、これらのいずれか若しくは双方によって所有されている機関又は国際機関等であって、利子所得に係る所得税が免除され、又は免税の承認を受けているものをいう。
 - (5) 特定投資法人等 租税特別措置法第9条の 4 第 1 項各号に掲げる法人であって、その資 産として運用している一般債について同項に 規定する帳簿への登載を受けているものをい う。
 - (6) 利付債 国際機関債以外の利払がある一 般債をいう。
 - (7) 割引債等 利払がない一般債をいう。
 - (8) 国際機関債 条約又は国際間の協定等に よりその利子につき源泉徴収を免除されてい る国際機関等が発行する一般債をいう。
 - (9) <u>利付債等</u> 利付債及び国際機関債をいう。

(用語)

第1条 この規則において、<u>短期社債等</u>に関する 業務規程(以下「規程」という。)の用語と同一 の用語は、同一の意味を持つものとする。

- (10) 利付債(源泉徴収不適用分等) 次に掲 げる利付債(利払期日及び利払日翌日以外の 日に、課税分口座(別表 2 に掲げる課税種別 が課税分である区分口座をいう。以下同じ。) から振り替えられ、その振替後に利払期日が 到来していないものを除く。)をいう。
- <u>イ</u> <u>指定金融機関等、国、公共法人等、外国政</u> 府等又は特定投資法人等が所有する利付債
- 口 指定内国法人が所有する利付債(今回の利 払日に係る利金の計算期間が確認日(指定内 国法人が租税特別措置法施行令(昭和32年 政令第43号)第3条の3第8項の確認を受 けた日をいう。以下同じ。)以後一年を経過 する日までの期間内に開始するものに限 る。)

(情報の提供方法)

第2条 規程第6条に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

- (1) 発行者、機構加入者、若しくは資金決済会 社の事務所又は機構が認めた場所に設置する 機構が提供する統合Web機能を利用するた めの端末装置(以下「統合Web端末」とい う。)からの入出力
- (2) 発行者、機構加入者又は資金決済会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの(以下「ファイル伝送」という。)
- (3) ファイル伝送以外の発行者、機構加入者又 は資金決済会社のコンピュータ・システムに よるデータ授受の方法であって機構が適当と 認めるもの(以下「CPU直結」という。)
- 2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。

(情報の提供方法)

第2条 規程第6条に規定する規則で定めるものは、発行者若しくは機構加入者の事務所又は機構が認めた場所に設置する短期社債振替制度に係る端末装置(以下「機構CP端末」という。)からの入出力をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項に掲げる機構 CP 端末の利用時間及びその制限は、別表1の業務別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。

(障害発生時の取扱い)

第3条 機構は、前条に規定する方法による情報 の授受ができない状況にあり、又は困難な状況 にあると認める場合には、発行者、機構加入者 及び資金決済会社に対し、速やかに次の各号に 掲げる事項を通知する。

(1)~(4) (略)

2 前項の通知は、原則として統合Web端末へ | 2 前項の通知は、原則として機構CP端末への表 の表示によるものとし、当該表示を行うことが できない場合には、ファクシミリ又は書面の送 付により行う。

第2章 社債等の範囲等

(同意書)

- の各号に掲げる事項を記載した所定の書面(以 下「同意書」という。)とする。
 - (1) 発行者は、その発行する社債等を、法に基 づき機構の振替業において機構の定める日か ら取り扱うことについて同意すること。
 - (2)・(3) (略)

2 · 3 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続) 第5条 (略)

(障害発生時の取扱い)

- |第3条 機構は、前条に規定する方法による情報 の授受ができない状況にあり、又は困難な状況 にあると認める場合には、発行者及び機構加入 者に対し、速やかに次の各号に掲げる事項を通 知する。
 - (1) 障害の発生時刻
 - (2) 障害の影響範囲
 - (3) 対応方法
 - (4) 復旧見込時間
 - 示によるものとし、当該表示を行うことができ ない場合には、ファクシミリ又は書面の送付に より行う。

第2章 短期社債等の範囲等

(同意書)

- 第4条 規程第9条第1項に規定する書面は、次 | 第4条 規程第9条第1項に規定する書面は、次 の各号に掲げる事項を記載した所定の書面(以 下「同意書」という。) とする。
 - (1) 発行者は、その発行する短期社債等を、法 に基づき機構の振替業において機構の定める 日から取り扱うことについて同意すること。
 - (2) 発行者は、規程及びこの規則並びに機構が 講ずる必要な措置に従うこと。
 - (3) 発行者は、機構が定める機構の振替業の業 務処理の方法に従うこと。
 - 2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付す るものとする。
 - (1) 登記事項証明書
 - (2) 代表者の印鑑証明書
 - (3) 機構に届出を要する事項を記載した書面
 - 3 発行者は、前項に規定する書類により機構に 届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、 機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(機構加入者口座の開設申請の手続き)

第5条 規程第16条第1項の規定により口座の開

- 2 規程第16条第2項第3号に規定する事項は、 開設を申請する口座区分とする。
- 3 規程第16条第3項に規定する書類は、次に掲 げる書類をいう。

(1)~(3) (略)

4 規程第 16 条第 2 項第 3 号の規定にかかわら ず、日本銀行が機構加入者口座の開設を申請す る場合には、資金決済会社に係る届出を要しな ll.

(区分口座の取扱い)

第5条の2 規程第18条第2項に規定する区分口 座は、別表2で定めるところによる。

(機構加入者口座の廃止申請の手続) 第6条 (略)

(口座管理機関における口座の開設申請の手続)

- に掲げる事項につき約諾する書面をいう。
 - (1) 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必 要な措置に従うこと。
 - (2) 機構が定める機構の振替業の業務処理方 <u>法に従う</u>こと。

設を申請しようとする者は、所定の口座開設申 請書を機構に提出しなければならない。

- 2 規程第16条第1項第2号に規定する事項は、 開設を申請する口座区分とする。
- 3 規程第16条第2項に規定する書類は、次に掲 げる書類をいう。
 - (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 次に掲げる事項を記載した約諾書
 - イ 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必 要な措置に従うこと。
 - ロ 機構が定める機構の振替業の業務処理方 法に従うこと。
 - (3) 機構に届出を要する事項を記載した書面 (新設)

(新設)

(機構加入者口座の廃止申請の手続き)

第6条 規程第20条第1項の規定により機構加入 者口座の廃止を申請しようとする機構加入者 は、所定の口座廃止申請書を機構に提出しなけ ればならない。

(口座管理機関における口座の開設申請の手続 き)

- 第7条 規程第24条第2項に規定する書類は、次│第7条 規程第24条第2項に規定する書類は、次 に掲げる書類をいう。
 - (1) 口座開設申請書
 - (2) 代表者の印鑑証明書
 - (3) 次に掲げる事項につき約諾する書面
 - イ 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必 要な措置に従うこと。
 - ロ 機構が定める機構の振替業の業務処理方 法に従うこと。

(間接口座管理機関の承認に関する事項) 第8条 (略)

(削る)

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手続) 第9条 (略)

第1節 新規記録手続

(新規記録手続における通知事項)

- 第 10 条 規程第 37 条第 1 項第 1 号へに規定する │第 10 条 規程第 37 条第 1 項第 1 号へに規定する 発行者の通知事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) (略)
 - (2) 保証(次条第1項の保証を除く。)の有無 又は劣後若しくは責任財産限定の特約等の短 期社債等の銘柄の属性
 - (3)~(5) (略)

- (6) 保証コード(保証人の名称及び保証種別を 示すものとして機構が付したコードをいう。 以下同じ。)(次条第1項に規定する場合に限 る。)
- 2 · 3 (略)

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

- 第8条 規程第27条第1項の規定により機構の承 認を申請する者は、次に掲げる書類を機構に提 出しなければならない。
 - (1) 所定の間接口座管理機関承認申請書
 - (2) 代表者の印鑑証明書
 - (3) 機構に届出を要する事項を記載した書面
- 2 前項の申請者が、その口座の開設を受ける口 座管理機関は1社に限るものとする。

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手続き)

第9条 規程第30条第1項の規定により間接口座 管理機関の承認の取消しを申請しようとする間 接口座管理機関は、所定の間接口座管理機関承 認取消申請書を機構に提出しなければならな 11

第1節 新規記録手続き

(新規記録手続きにおける通知事項)

- 発行者の通知事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 商法第304条の規定により短期社債等を発 行するときは、その旨及び各発行者の負担部 分
 - (2) 保証若しくは物上担保権の設定の有無又 は劣後若しくは責任財産限定の特約等の銘柄 の属性
 - (3) 新規記録手続時に発行者が利用する資金 決済会社
 - (4) 支払代理人を利用するときは当該支払代
 - (5) 抹消手続時に発行者が利用する資金決済 会社

(新設)

2 短期外債に関する前項第1号の規定の適用に ついては、同号中「商法第304条の規定により」

とあるのは「発行者が合同して」とする。

3 規程第37条第1項第2号イ及び口に規定する 事項は、買方機構加入者の名称及び区分口座と する。

<u>(保証に係る手続)</u>

第 10 条の 2 発行者は、規程第 37 条第 1 項の通知に係る銘柄の短期社債等に本邦の法令による保証が付される場合には、次に掲げる書類をあらかじめ機構に提出しなければならない。

- (1) <u>保証人の名称、保証の種別及び保証期間を</u> 記載した所定の書面
- (2) 保証人の登記事項証明書
- (3) 保証人の代表者の印鑑証明書
- 2 機構は、前項の書類の提出を受けた場合には、 発行者に対し書面により保証コードを通知する。
- 3 発行者は、第1項の規定により機構に届け出 た事項に変更がある場合には、直ちに機構に対 し、その旨を届け出なければならない。

(発行口への記録に伴う通知事項)

- 第 11 条 規程第 39 条第 1 項第 1 号に規定する通知事項は、新規記録に係る銘柄の<u>短期社債等の</u>ISIN コード(国際標準化機構が定めた規格ISO6166 に基づく証券系コードであり、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいう。)とする。
- 2 規程第39条第1項第2号に規定する通知事項 は、次の各号に掲げる通知対象の区分に従い、 当該各号に定める事項とする。
 - (1) 発行者 新規記録に係る銘柄の<u>短期社債等の</u>ISIN コード
 - (2) 買方機構加入者

新規記録に係る銘柄の<u>短期社債等の</u>ISIN コード、引受情報及び新規記録 DVP決済 情報

3 規程第39条第3項第1号ロに規定する通知事 項は、次に掲げる事項とする。 (新設)

(発行者及び買方機構加入者に対する通知事項)

- 第 11 条 規程第 39 条第 1 項第 1 号に規定する通知事項は、新規記録に係る銘柄の ISIN コード (国際標準化機構が定めた規格 ISO6166 に基づく証券系コードであり、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいう。) とする。
- 2 規程第39条第1項第2号に規定する通知事項 は、次の各号に掲げる通知対象の区分に従い、 当該各号に定める事項とする。
 - (1) 発行者 新規記録に係る銘柄の ISIN コード
 - (2) 買方機構加入者

新規記録に係る銘柄の ISIN コード、引受 情報及び新規記録 DVP決済情報

- (1) 決済番号
- (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 払込日

(DVP決済に係る資金決済指図)

- て、買方機構加入者は日銀ネットによる資金の 支払いを行うときに、決済番号の指定により指 図を行わなければならない。
- 2 規程第40条第1号に規定する情報は、新規記 録に係る銘柄の短期社債等の払込日、発行者が 利用する資金決済会社及び新規記録DVP決済 情報をいう。
- 3 規程第40条第2号に規定する措置として、買 方機構加入者は、払込加入者又はその利用する 資金決済会社が日銀ネットによる資金の支払い を行うために、下位機関に対して発行資金決済 情報の連絡を行わなければならない。

(払込みに伴う通知の方法)

- う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通 じて電磁的方法により日本銀行から通知を受 け、次に掲げる事項を照合することにより行う。
 - <u>(1)</u> 決済番号
 - (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
 - (3) 発行者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 払込日

(新規記録済通知に係る事項)

第14条 規程第42条第4項に規定する事項は、 新規記録を行った銘柄の短期社債等に係る銘柄 情報、引受情報及び新規記録 DVP決済情報(D V P 決済が行われた場合に限る。) をいう。

(DVP決済に係る資金決済指図)

- 第 12 条 規程第 40 条第 1 号に規定する措置とし │ 第 12 条 規程第 40 条第 1 号に規定する措置とし て、買方機構加入者は日銀ネットによる資金振 替を行うときに、決済番号を含めて指図を行わ なければならない。
 - 2 規程第40条第1号に規定する情報は、新規記 録に係る銘柄の払込日、発行者が利用する資金 決済会社及び新規記録DVP決済情報をいう。
 - 3 規程第40条第2号に規定する措置として、買 方機構加入者は、払込加入者又はその利用する 資金決済会社が日銀ネットによる資金振替を行 うために、下位機関に対して発行資金決済情報 の連絡を行わなければならない。

(払込みに伴う通知の方法)

- 第 13 条 規程第 41 条第 2 号に規定する機構が行 │ 第 13 条 規程第 41 条第 1 項第 1 号に規定する方 法は、機構 CP 端末からの入力により行わなけれ ばならない。
 - 2 規程第41条第1項第2号に規定する機構が行 う確認は、短期社債振替制度に係るシステムを 通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受 け、次に掲げる事項を照合することにより行う。
 - (1) 決済番号
 - (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
 - (3) 発行者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 払込日

(新規記録済通知に係る事項)

第14条 規程第42条第4項に規定する事項は、 新規記録を行った銘柄に係る銘柄情報、引受情 報及び新規記録DVP決済情報(DVP決済が 行われた場合に限る。)をいう。

第2節 振替手続

(振替<u>手続</u>における通知事項) 第15条 (略)

2 規程第43条第3項第6号に規定する事項は、 振替に係る銘柄の<u>短期社債等の</u>ISIN コードと する。

(振替の一時停止又は解除の申告)

- 第15条の2 渡方機構加入者は、振替の申請(規程第46条の規定によるDVP決済に係る振替申請を除く。以下この章において同じ。)について、振替の申請による機構における振替の処理(以下この章において「振替処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「振替の一時停止」という。)の申告又は振替の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「振替の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 渡方機構加入者は、振替の申請と同時に振 替の一時停止の申告をしようとする場合に は、その旨を明らかにして、振替の申請を機 構にしなければならない。
 - (2) 渡方機構加入者は、振替の申請後に振替の 一時停止又は解除の申告をしようとする場合 には、その旨を明らかにして、振替の一時停 止又は解除の申告を機構にしなければならな い。この場合において、振替の一時停止又は 解除の申告は、振替処理が未了の分(以下こ の章において「振替未了分」という。)に限り、

第2節 振替手続き

(振替<u>手続き</u>における通知事項)

- 第 15 条 規程第 43 条第 3 項第 3 号に規定する事項(同条第 4 項第 2 号、第 5 項第 2 号及び第 6 項の規定により該当する場合における当該事項を含む。)は、受方加入者の直近上位機関の名称とする。ただし、渡方加入者が機構加入者である場合(同条第 4 項第 2 号、第 5 項第 2 号及び第 6 項においては振替機関等が機構加入者である場合)においては、当該事項は受方機構加入者の名称及び区分口座とする。
- 2 規程第43条第3項第6号に規定する事項は、 振替に係る銘柄のISINコードとする。

することができる。

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、規程第 43 条の 2 の規定により日本銀行が日銀担保差入機 構加入者に代わって行う振替手続に係る振替の 申請について、振替の一時停止の申告をしよう とする場合には、日銀担保差入機構加入者は、 その旨をあらかじめ機構に通知しなければなら ない。

<u>(口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の</u> 申告を受けている場合の取扱い)

第 15 条の 3 機構は、振替の申請を受けた場合であって、振替の申請により減額するべき口座残高が不足するとき又は振替の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該振替の一時停止が解除されたときに、振替処理を行う。

第3節 機構における振替手続の特例

(DVP振替の一時停止又は解除の申告)

- 第16条 渡方機構加入者は、規程第46条の規定による振替申請(以下この章において「DVP振替申請により機構が振替口に記録する処理(以下この章において「DVP振替処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「DVP振替の一時停止」という。)の申告又はDVP振替の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「DVP振替の一時停止と解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 渡方機構加入者は、DVP振替申請と同時 にDVP振替の一時停止の申告をしようとす る場合には、その旨を明らかにして、DVP 振替申請を機構にしなければならない。
 - (2) 渡方機構加入者は、DVP振替申請後にD VP振替の一時停止又は解除の申告をしよう とする場合には、その旨を明らかにして、D VP振替の一時停止又は解除の申告を機構に

(新設)

第3節 機構における振替手続きの特例

<u>しなければならない。この場合において、D</u> VP振替の一時停止又は解除の申告は、DV P振替処理が未了の分(以下この章において) 「DVP振替未了分」という。) に限り、する ことができる。

(口座残高が不足する場合又はDVP振替の一時 停止の申告を受けている場合の取扱い)

第16条の2機構は、DVP振替申請を受けた場 合であって、DVP振替申請により減額するべ き口座残高が不足するとき又はDVP振替の一 時停止の申告を受けているときには、当該口座 残高が発生したとき又は当該DVP振替の一時 停止が解除されたときに、DVP振替処理を行 う。

(振替口への記録に伴う通知事項)

- 第 16 条の 3 規程第 47 条第 1 項第 2 号に規定す る通知事項は、次に掲げる事項とする。
 - <u>(1)</u> 決済番号
 - (2) 渡方機構加入者が利用する資金決済会社
 - (3) 受方機構加入者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 振替を行う日

(DVP決済に係る資金決済指図)

- <u>第 16 条の 4</u> 規程第 48 条第 1 号に規定する措置 │<u>第 16 条</u> 規程第 48 条第 1 号に規定する措置とし として、受方機構加入者は日銀ネットによる資 金の支払いを行うときに、決済番号の指定によ り指図を行わなければならない。
- 2 (略)
- 3 規程第48条第2号に規定する措置として、受 方機構加入者は、受方加入者又はその利用する 資金決済会社が日銀ネットによる資金の支払い を行うために、下位機関に対して振替資金決済 情報の連絡を行わなければならない。
- (DVP決済に係る振替手続の完了の確認方法)

(新設)

(新設)

(DVP決済に係る資金決済指図)

- て、受方機構加入者は日銀ネットによる資金振 替を行うときに、決済番号を含めて指図を行わ なければならない。
- 2 規程第48条第1号に規定する情報は、振替を 行う日及び振替DVP決済情報をいう。
- 3 規程第48条第2号に規定する措置として、受 方機構加入者は、受方加入者又はその利用する 資金決済会社が日銀ネットによる資金振替を行 うために、下位機関に対して振替資金決済情報 の連絡を行わなければならない。

(DVP決済に係る振替手続きの完了の確認方 法)

う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通 じて電磁的方法により日本銀行から通知を受 け、次に掲げる事項を照合することにより行う。 (1)~(5) (略)

(振替済通知に係る事項)

第18条 規程第50条に規定する事項は、振替を 行った銘柄の短期社債等に係る振替申請情報及 び振替DVP決済情報(DVP決済が行われた 場合に限る。)をいう。

第4節 抹消手続

(抹消手続における通知事項)

第19条 規程第51条第3項第3号に規定する事 | 第19条 規程第51条第3項第3号に規定する事 項は、抹消に係る銘柄の短期社債等の ISIN コー ドとする。

(抹消手続の委任事項)

第20条 (略)

第5節 機構における抹消手続

(機構における抹消手続に係る決済方式の区分に 関する特則)

第21条 機構における抹消手続において、抹消申 請機構加入者が日本銀行である場合には、規程 第53条第3項の規定により、当該抹消手続に係 る決済方式は非DVP決済によるものとする。

(機構における抹消手続に係る開始時限) 第22条 規程第54条第3項に規定する時限は、

第 17 条 規程第 49 条第 1 項に規定する機構が行 │ 第 17 条 規程第 49 条第 1 項に規定する機構が行 う確認は、短期社債振替制度に係るシステムを 通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受 け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

- (1) 決済番号
- (2) 渡方加入者が利用する資金決済会社
- (3) 受方加入者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 振替を行う日

(振替済通知に係る事項)

第18条 規程第50条に規定する事項は、振替を 行った銘柄に係る振替申請情報及び振替DVP 決済情報(DVP決済が行われた場合に限る。) をいう。

第4節 抹消手続き

(抹消手続きにおける通知事項)

項は、抹消に係る銘柄の ISIN コードとする。

(抹消手続きの委任事項)

第20条 規程第52条第1項に規定する事項は、 償還時の抹消申請情報に係る直近上位機関への 诵知をいう。

第5節 機構における抹消手続き

(機構における抹消手続きに係る決済方式の区分 に関する特則)

第21条 機構における抹消手続きにおいて、抹消 申請機構加入者が日本銀行である場合には、規 程第53条第3項の規定により、当該抹消手続き に係る決済方式は非 D V P 決済によるものとす る。

(機構における抹消手続きに係る開始時限) 第22条 規程第54条第3項に規定する時限は、 各銘柄の短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)における償還日(当該日が抹消に係る銘柄の短期社債等の新規記録後に休業日となった場合にはその前営業日。以下この節及び別表1において同じ。)の午後3時とする。

各銘柄の短期社債等(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)における償還日(当該日が抹消に係る銘柄の新規記録後に休業日となった場合にはその前営業日。以下同じ。)の午後3時とする。

(抹消の一時停止又は解除の申告)

第22条の2 抹消申請機構加入者は、抹消の申請について、抹消の申請により機構が償還口に記録する処理(以下この章において「抹消処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「抹消の一時停止」という。)の申告又は抹消の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「抹消の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 抹消申請機構加入者は、抹消の申請と同時 に抹消の一時停止の申告をしようとする場合 には、その旨を明らかにして、抹消の申請を 機構にしなければならない。
- (2) 抹消申請機構加入者は、抹消の申請後に抹消の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、抹消の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、抹消の一時停止又は解除の申告は、抹消処理が未了の分(以下この章において「抹消未了分」という。)に限り、することができる。

(口座残高が不足する場合又は抹消の一時停止の 申告を受けている場合の取扱い)

第22条の3 機構は、抹消の申請を受けた場合で あって、抹消の申請に基づき減額するべき口座 残高が不足するとき又は抹消の一時停止の申告 を受けているときには、当該口座残高が発生し たとき又は当該抹消の一時停止が解除されたと きに、抹消処理を行う。

(償還口への記録に伴う通知事項)

(新設)

- 第22条の4 規程第55条第2号口に規定する通 知事項は、次に掲げる事項とする。
 - <u>(1)</u> 決済番号
 - (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済 <u>会</u>社
 - (3) 発行者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 償還日

(DVP決済に係る資金決済指図)

- 行者は日銀ネットによる資金の支払いを行うと きに、決済番号の指定により指図を行わなけれ ばならない。
- 2 (略)

(抹消手続に伴う通知の方法)

- 第 24 条 規程第 57 条第 2 号に規定する機構が行 | 第 24 条 規程第 57 条第 1 項第 1 号に規定する方 う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通 じて電磁的方法により日本銀行から通知を受
 - (1) 決済番号
 - (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済 <u>会</u>社
 - (3) 発行者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 償還日

(抹消済通知に係る事項)

第25条 規程第58条第2項に規定する事項は、 抹消を行った銘柄の短期社債等に係る抹消申請 情報及び抹消DVP決済情報(DVP決済が行 われた場合に限る。)をいう。

(買入消却)

第26条 (略)

(新設)

(DVP決済に係る資金決済指図)

- 第 23 条 規程第 56 条に規定する措置として、発 │ 第 23 条 規程第 56 条に規定する措置として、発 行者は日銀ネットによる資金振替を行うとき に、決済番号を含めて指図を行わなければなら ない。
 - 2 規程第56条に規定する情報は、償還日及び抹 消DVP決済情報をいう。

(抹消手続きに伴う通知の方法)

- 法は、機構 CP 端末からの入力により行わなけれ <u>ばならない</u>。
- <u>け、次に掲げる事項を照合することにより行う。</u> <u>2</u> 規程第57条第1項第2号に規定する機構が行 う確認は、短期社債振替制度に係るシステムを 通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受 け、次に掲げる事項を照合することにより行う。
 - (1) 決済番号
 - (2) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済 会社
 - (3) 発行者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 償還日

(抹消済通知に係る事項)

第25条 規程第58条第2項に規定する事項は、 抹消を行った銘柄に係る抹消申請情報及び抹消 DVP決済情報(DVP決済が行われた場合に 限る。) をいう。

(買入消却)

第26条 特定の銘柄の短期社債等について、買入

- 2 前項の申請は、買入消却によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下<u>この章において</u>「買入消却申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。
- 3 買入消却申請加入者は、買入消却に係る申請において、次に掲げる事項(以下<u>この章において</u>「買入消却申請情報」という。)を示さなければならない。
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 買入消却に係る<u>短期社債等の</u>銘柄の ISIN コード
- 4~6 (略)

消却の申請があった場合には、口座管理機関は、 第4項から第6項までの規定により、当該申請 において第3項の規定により示されたところに 従い、その備える振替口座簿における減額の記 録若しくは記載又は通知を行う。

- 2 前項の申請は、買入消却によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下「買入消却申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。
- 3 買入消却申請加入者は、買入消却に係る申請 において、次に掲げる事項(以下「買入消却申 請情報」という。)を示さなければならない。
 - (1) 当該買入消却において減額の記録又は記載がされるべき短期社債等の銘柄及び金額
 - (2) 買入消却申請加入者の口座において減額 の記録又は記載がされるのが、保有口か質権 口かの別
 - (3) 買入消却に係る銘柄の ISIN コード
- 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を 受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措 置を行う。
 - (1) 買入消却申請加入者の口座の前項第2号の 規定により示された保有口又は質権口におけ る同項第1号の金額についての減額の記録又 は記載
 - (2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口 座管理機関である場合には、直近上位機関に 対する前項第1号の規定により示された事項 の通知
- 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。
 - (1) 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第3項第1号の金額についての減額の記録又は記載
 - (2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に

対する前項第2号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた口座管理機関について準 用する。

(機構の振替口座簿における買入消却)

第27条 前条第4項の規定により申請を受けた口座管理機関並びに同条第5項及び第6項の規定により通知を受けた口座管理機関が、機構加入者である場合には、当該機構加入者(自己分の短期社債等に係る買入消却を行う機構加入者を含む。以下この章において「買入消却申請機構加入者」という。)は、機構に対し、買入消却申請情報を通知しなければならない。

2 (略)

3 機構は、前項の記録を行った場合には、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人)及び買入消却申請機構加入者に対し、 買入消却申請情報及び当該買入消却を行った旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(買入消却の一時停止又は解除の申告)

第27条の2 買入消却申請機構加入者は、前条に 規定する買入消却申請情報の通知(以下この章 において「買入消却の申請」という。)について、 当該買入消却の申請による機構における買入消 却の処理(以下この章において「買入消却処理」 という。)を一時停止する措置(以下この章において「買入消却の一時停止」という。)の申告又 は買入消却の一時停止を解除する措置の申告 (以下この章において「買入消却の一時停止又 は解除の申告」という。)をしようとする場合に は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 買入消却の申請機構加入者は、買入消却の申 請と同時に買入消却の一時停止の申告をしよ

(機構の振替口座簿における買入消却)

- 第27条 前条第4項の規定により申請を受けた口座管理機関並びに同条第5項及び第6項の規定により通知を受けた口座管理機関が、機構加入者である場合には、当該機構加入者(自己分の短期社債等に係る買入消却を行う機構加入者を含む。以下「買入消却申請機構加入者」という。)は、機構に対し、買入消却申請情報を通知しなければならない。
- 2 機構は、前項の通知を受けた場合には、買入 消却申請情報に係る金額につき、買入消却申請 機構加入者の口座の減額の記録を行う。
- 3 機構は、前項の記録を行った場合には、発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人。)及び買入消却申請機構加入者に対し、買入消却申請情報及び当該買入消却を行った旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

うとする場合には、その旨を明らかにして、 買入消却の申請を機構にしなければならない。

(2) 買入消却申請機構加入者は、買入消却の申請後に機構における買入消却の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、買入消却の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、買入消却の一時停止又は解除の申告は、買入消却処理が未了の分(以下この章において「買入消却未了分」という。)に限り、することができる。

(口座残高が不足する場合又は買入消却の一時停止の申告を受けている場合の取扱い)

第27条の3 機構は、買入消却の申請を受けた場合であって、買入消却の申請に基づき減額するべき口座残高が不足するとき又は買入消却の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該買入消却の一時停止が解除されたときに、買入消却処理を行う。

第6節 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

第27条の4 機構は、同一銘柄の短期社債等について振替の申請、DVP振替申請、抹消の申請及び買入消却の申請を受けた場合には、次に定めるところにより、振替処理、DVP振替処理、 抹消処理及び買入消却処理を行う。

(1) 業務開始時における一の営業日(以下この 条において「当該営業日」という。)を振替を 行う日とする振替の申請(振替を行う日の前 営業日までに行われたものに限る。)及び業務 開始後におけるその振替未了分、当該営業日 を振替を行う日とするDVP振替申請(振替 を行う日の前営業日までに行われたものに限 る。)及び業務開始後におけるそのDVP振替 未了分、当該営業日を償還日とする抹消の申 請(償還日の前営業日までに行われたものに (新設)

(新設)

限る。)及び業務開始後におけるその抹消未了 分並びに当該営業日を買入消却を行う日とす る買入消却申請(買入消却を行う日の前営業 日までに行われたものに限る。)及び業務開始 後におけるその買入消却未了分については別 表3に定める処理順位で、同一の処理種別内 で複数の申請が競合する場合は機構が受け付 けた順位でそれぞれ処理を行う。

- (2) 当該営業日を振替を行う日とする振替の申請及びDVP振替申請、当該営業日を償還日とする抹消の申請並びに当該営業日を買入消却を行う日とする買入消却の申請(当該営業日に行われたものに限る。)については、前号に規定する振替未了分、DVP振替未了分、抹消未了分及び買入消却未了分の処理を終了した後、別表3に定める処理種別にかかわらず、機構が受け付けた順位で処理を行う。
- 2 前項の場合において、機構は、振替の一時停止の申告を受けている振替未了分、DVP振替の一時停止の申告を受けているDVP振替未了分、抹消の一時停止の申告を受けている抹消未了分及び買入消却の一時停止の申告を受けている買入消却未了分については、これらの一時停止が解除された後、前項第1号及び第2号の処理順位で処理する。

第5章の2 一般債の振替等に関する取扱い

第1節 新規記録手続

(銘柄情報に係る発行代理人の通知事項等)

第 27 条の 5 規程第 58 条の 6 第 1 項第 13 号に規 定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商法第304条の規定により一般債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分
- (2) 担保権(次号に規定する物上担保権を除 く。)を設定する一般債を発行するときは、そ の旨
- (3) 担保附社債信託法(明治38年法律第52号) の規定により物上担保権を設定する一般債を

(新設)

(新設)

発行するときは、同法第 35 条各号に掲げる事 項

- (4) 商法第301条第3項に規定する打ち切り発 行の有無
- (5) 保証が付されている一般債を発行すると きは、その旨及びその内容
- (6) <u>劣後又は責任財産限定の特約が付されて</u> いる一般債を発行するときは、その旨
- (7) 発行者の略称
- (8) 一般債の銘柄の回号
- (9) 発行代理人
- (10) 支払代理人
- (11) 発行者が利用する資金決済会社
- (12) <u>初回の利払日(利払がある一般債に限る。</u> 次号において同じ。)
- (13) 償還日直前の利払日における利払の有無
- (14) 利率が変動するときは、その内容
- (15) 規程第 58 条の 6 第 1 項第 4 号及び第 12 号に規定する通貨が異なる場合であって、か つ、同号に規定する通貨が円以外であるとき は、換算に用いる為替相場
- (16) 償還日、繰上償還日、定時償還日又は利 払日が規程第4条に規定する休業日又は当該 一般債の銘柄の発行条件に定める海外休日に 該当するときの処理方法
- (17) 定時償還銘柄を発行するときは、その旨、 初回の定時償還の日及び各社債の金額に対す る定時償還の額
- (18) コールオプションが付されている銘柄の 一般債(以下「コールオプション銘柄」とい う。)を発行するときは、その旨及びその内容
- (19) プットオプションが付されている銘柄の 一般債(以下「プットオプション銘柄」とい う。)を発行するときは、その旨及びその内容
- (20) 機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別
- (21) 支払代理人が当該一般債の償還金(繰上 償還金及び定時償還金を含む。)又は利金を機 構加入者に配分する際に当該支払代理人が同 日に当該機構加入者に配分すべき他の一般債 の償還金又は利金と合算せず配分する方法

- (以下「個別承認方式」という。)の採用の有無(機構関与銘柄の場合に限る。以下次号において同じ。)
- (22) 利払がある一般債であるときは、一通貨 あたりの利子額(一般債の銘柄の発行条件に 従って、1 通貨単位に係る利金計算により得 られた値(小数点以下13位未満の端数が生じ た場合は切り捨てる。)をいう。以下同じ。)
- 2 地方債に関する前項第1号の規定の適用については、同号中「商法第304条」とあるのは「地方財政法第5条の7」とする。
- 3 相互会社の社債に関する第1項第1号の規定 の適用については、同号中「商法第304条」と あるのは「保険業法第61条第2項において準用 する商法第304条」とする。
- 4 外債に関する第1項第1号及び第3号の規定 の適用については、同項第1号中「商法第304 条の規定により」とあるのは「発行者が合同し て」と、同項第3号中「担保附社債信託法(明 治38年法律第52号)の規定により物上担保」 とあるのは「担保」と、「同法第35条各号に掲 げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契 約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証 書の表示」する。
- 5 第1項第1号に規定する各発行者の負担部分 及び同項第3号に規定する事項のうち分割発行 の方法については、次条に規定する発行要項(一 般債の銘柄に関する発行条件を記載するものを いう。以下同じ。)の提出により、機構に対して 通知を行う。
- 6 規程第 58 条の 6 第 8 項に規定する通知事項 は、発行予定の一般債の銘柄の ISIN コードとす る。

(発行要項の提出)

- (1) 機構関与銘柄である場合当該一般債の銘柄情報を通知した翌営業日
- (2) 機構非関与銘柄である場合 当該一般債の払込日の前営業日
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、機構非関与 銘柄が次に掲げる要件のいずれにも該当しない 場合には、発行要項の提出を要しない。
 - (1) 利率が変動であること。
 - (2) コールオプションが付されていること。
 - (3) プットオプションが付されていること。
 - (4) 商法第304条の規定により発行すること。
 - (5) 担保附社債信託法の規定により物上担保 権を設定する一般債を分割発行により発行す ること。
- 3 地方債に関する前項第 4 号の規定の適用については、同号中「商法第 304 条」とあるのは「地方財政法第 5 条の 7」とする。
- 4 相互会社の社債に関する第2項第4号の規定 の適用については、同号中「商法第304条」と あるのは「保険業法第61条第2項において準用 する商法第304条」とする。
- 5 外債に関する第2項第4号の規定の適用については、同号中「商法第304条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」とする。
- <u>(銘柄情報の決定等に係る支払代理人の通知事項</u> <u>等)</u>
- 第 27 条の 7 規程第 58 条の 7 に規定する規則で 定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 規程第 58 条の 6 第 1 項第 8 号に規定する 利率
 - (2) 利払期日(第27条の5第1項第16号に規 定する海外休日がロンドン又はニューヨーク におけるもの以外のときに限る。)
 - (3) 第 27 条の 5 第 1 項第 17 号に規定する定時 <u>償還の額</u>
 - (4) 第 27 条の 5 第 1 項第 18 号に規定するコー ルオプションの内容
 - (5) 第 27 条の 5 第 1 項第 19 号に規定するプットオプションの内容

- (6) 第 27 条の 5 第 1 項第 20 号に規定する機構 関与銘柄か機構非関与銘柄かの別(機構非関 与銘柄を機構関与銘柄に変更する場合に限 る。)
- (7) 第 27 条の 5 第 1 項第 21 号に規定する個別 承認方式の採用の有無
- (8) 第 27 条の 5 第 1 項第 22 号に規定する一通 貨あたりの利子額
- (新規記録情報に係る発行代理人の通知事項)
- 第 27 条の 8 規程第 58 条の 8 第 1 項第 1 号及び 第 2 号に規定する事項は、買方機構加入者の名 称及び区分口座とする。
- 2 規定第58条の8第1項第4号に規定する事項 は、新規記録に係る銘柄の一般債のISINコード とする。
- (発行口への記録に伴う通知事項)
- 第27条の9 規程第58条の10第1号及び第2号 <u>イに規定する事項は、払込日及び発行代理人と</u> する。
- 2 規程第 58 条の 10 第 2 号口に規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 決済番号
 - (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
 - (3) 発行者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 払込日
- (DVP決済に係る資金決済指図)
- 第 27 条の 10 規程第 58 条の 11 第 1 号に規定する措置として、買方機構加入者は日銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決済番号の指定により指図を行わなければならない。
- 2 規程第58条の11第1号に規定する情報は、 新規記録に係る銘柄の一般債の払込日及び新規 記録DVP決済情報をいう。
- 3 規程第 58 条の 11 第 2 号に規定する措置として、買方機構加入者は、払込加入者又はその利用する資金決済会社が日銀ネットによる資金の

(新設)

(新設)

支払いを行うために、下位機関に対して発行資 金決済情報の連絡を行わなければならない。

(払込みに伴う通知の方法)

第 27 条の 11 規程第 58 条の 12 第 2 号に規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀行から通知を受け、次に掲げる事項を照合することにより行う。

- (1) 決済番号
- (2) 払込加入者が利用する資金決済会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 払込日

(新規記録済通知に係る事項)

第 27 条の 12 規程第 58 条の 13 第 4 項に規定す る事項は、新規記録を行った銘柄の一般債に係 る払込日、発行代理人、新規記録情報及び新規 記録 D V P 決済情報 (D V P 決済が行われた場 合に限る。) をいう。

<u>第 2 節</u> 振替手続

(振替手続における通知事項)

第27条の13 規程第58条の14第3項第3号に 規定する事項(同条第4項第2号、第5項第2 号及び第6項の規定により該当する場合におけ る当該事項を含む。)は、受方加入者の直近上位 機関の名称とする。ただし、渡方加入者が機構 加入者である場合(同条第4項第2号、第5項 第2号及び第6項においては振替機関等が機構 加入者である場合)においては、当該事項は受 方機構加入者の名称及び区分口座とする。

2 規程第 58 条の 14 第 3 項第 6 号に規定する事項は、振替に係る銘柄の一般債の ISIN コードとする。

(利払期日における自動振替処理)

第 27 条の 14 機構加入者は、機構が行う自動振

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

替処理(機構加入者口座における自己口の課税 分口座に記録されている一般債について、その 利払期日に、別表4に規定する区分口座間の振 替を行う処理をいう。以下この章において同 じ。)を希望する場合には、あらかじめ機構に対 し、その旨を通知しなければならない。当該通 知を受けた場合には、機構は、当該機構加入者 から自動振替処理に係る振替の申請があったも のとして取り扱う。

(振替の一時停止又は解除の申告)

- 第27条の15 渡方機構加入者は、振替の申請(規程第58条の18の規定によるDVP決済に係る振替申請を除く。以下この章において同じ。)について、振替の申請による機構における振替の処理(以下この章において「振替処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「振替の一時停止」という。)の申告又は振替の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「振替の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 渡方機構加入者は、振替の申請と同時に振替の一時停止の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、振替の申請を機構にしなければならない。
 - (2) 渡方機構加入者は、振替の申請後に振替の 一時停止又は解除の申告をしようとする場合 には、その旨を明らかにして、振替の一時停 止又は解除の申告を機構にしなければならな い。この場合において、振替の一時停止又は 解除の申告は、振替処理が未了の分(以下こ の章において「振替未了分」という。)に限り、 することができる。
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、規程第 58 条の 15 の規定により日本銀行が日銀担保差入 機構加入者に代わって行う振替手続に係る振替 の申請について、振替の一時停止の申告をしよ うとする場合には、日銀担保差入機構加入者は、 その旨をあらかじめ機構に通知しなければなら

ない。

(口座残高が不足する場合又は振替の一時停止の 申告を受けている場合の取扱い)

第 27 条の 16 機構は、振替の申請を受けた場合であって、振替の申請により減額するべき口座残高が不足するとき又は振替の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該振替の一時停止が解除されたときに、振替処理を行う。

第3節 機構における振替手続の特例

(DVP振替の一時停止又は解除の申告)

- 第27条の17 渡方機構加入者は、規程第58条の18の規定による振替申請(以下この章において「DVP振替申請」という。)について、DVP振替申請により機構が振替口に記録する処理(以下この章において「DVP振替処理」という。)を一時停止する措置(以下この章において「DVP振替の一時停止」という。)の申告又はDVP振替の一時停止を解除する措置の申告(以下この章において「DVP振替の一時停止を解除する措置の申告人は下この章において「DVP振替の一時停止又は解除の申告」という。)をしようとする場合には、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 渡方機構加入者は、DVP振替申請と同時 にDVP振替の一時停止の申告をしようとす る場合には、その旨を明らかにして、DVP 振替申請を機構にしなければならない。
 - (2) 渡方機構加入者は、DVP振替申請後にDVP振替の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、DVP振替の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、DVP振替の一時停止又は解除の申告は、DVP振替処理が未了の分(以下この章において「DVP振替未了分」という。)に限り、することができる。

(新設)

(新設)

<u>(口座残高が不足する場合又はDVP振替の一時</u> 停止の申告を受けている場合の取扱い)

第 27 条の 18 機構は、DVP振替申請を受けた 場合であって、DVP振替申請により減額する べき口座残高が不足するとき又はDVP振替の 一時停止の申告を受けているときには、当該口 座残高が発生したとき又は当該DVP振替の一 時停止が解除されたときに、DVP振替処理を 行う。 (新設)

(振替口への記録に伴う通知事項)

第 27 条の 19 規程第 58 条の 19 第 1 項第 2 号に 規定する通知事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 決済番号
- (2) 渡方機構加入者が利用する資金決済会社
- (3) 受方機構加入者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 振替を行う日

(DVP決済に係る資金決済指図)

- 第 27 条の 20 規程第 58 条の 20 第 1 号に規定する措置として、受方機構加入者は日銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決済番号の指定により指図を行わなければならない。
- 2 規程第58条の20第1号に規定する情報は、 振替を行う日及び振替DVP決済情報をいう。
- 3 規程第58条の20第2号に規定する措置として、受方機構加入者は、受方加入者又はその利用する資金決済会社が日銀ネットによる資金の支払いを行うために、下位機関に対して振替資金決済情報の連絡を行わなければならない。

(DVP決済に係る振替手続の完了の確認方法) 第 27 条の 21 規程第 58 条の 21 第 1 項に規定す る機構が行う確認は、社債等振替制度に係るシ ステムを通じて電磁的方法により日本銀行から 通知を受け、次に掲げる事項を照合することに より行う。_

- (1) 決済番号
- (2) 渡方加入者が利用する資金決済会社

(新設)

(新設)

- (3) 受方加入者が利用する資金決済会社 (4) 資金決済金額 (5) 振替を行う日 (振替済通知に係る事項) 第 27 条の 22 規程第 58 条の 22 に規定する事項 は、振替を行った銘柄の一般債に係る振替申請 情報及び振替DVP決済情報(DVP決済が行 われた場合に限る。) をいう。 る事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 課税分口座から源泉徴収不適用分等口座 (別表2に掲げる課税種別が源泉徴収不適用 分等である区分口座をいう。)への振替(特定 の銘柄の一般債の利払期日及び利払日翌日に 行うものを除く。)を行うための振替の申請 は、することができないこと。 (2) 機構非関与銘柄について、他の機構加入者
- (その他の振替の制限) 第 27 条の 23 規程第 58 条の 23 第 2 項に規定す (新設) 口座への振替を行うための振替の申請は、す ることができないこと。 2 前項第2号の場合において、機構非関与銘柄 の支払代理人は、渡方加入者から当該機構非関 与銘柄について振替を行う旨の申出を受けたと きは、規程第58条の7に規定する方法により当 該機構非関与銘柄を機構関与銘柄に変更しなけ ればならない。 第4節 抹消手続 (新設) (抹消手続における通知事項) 第 27 条の 24 規程第 58 条の 24 第 3 項第 3 号に (新設) 規定する事項は、抹消に係る銘柄の一般債の

第5節 機構における抹消手続

(新設)

(機構における抹消手続に係る決済方式の区分に 関する特則)

(新設)

第 27 条の 26 機構における抹消手続において、 抹消申請機構加入者が日本銀行である場合に は、規程第 58 条の 26 第 3 項の規定により、当 該抹消手続に係る決済方式は非 D V P 決済によ るものとする。

(新設)

(プットオプション行使に関する手続)

- 第 27 条の 27 プットオプション銘柄を有する加入者(機構加入者を除く。)は、プットオプションを行使する場合には、直近上位機関である口座管理機関に対し、次に掲げる事項(以下「プットオプション行使情報」という。)を通知する。
 (1) プットオプション行使に係る銘柄の一般債の ISIN コード
 - (2) プットオプションを行使する金額
- 2 前項の通知を受けた口座管理機関が間接口座 管理機関である場合には、当該間接口座管理機 関は、その直近上位機関である口座管理機関に 同様の通知を行わなければならない。当該直近 上位機関が間接口座管理機関の場合も同様とす る。
- 3 機構加入者は、前2項の通知を受けた場合及 び当該機構加入者が自己の有するプットオプション銘柄についてプットオプションを行使する 場合には、機構に対し、プットオプション行使 情報を通知しなければならない。
- 4 機構は、機構加入者から前項の通知を受けた 場合には、当該機構加入者から抹消の申請があったものとして取り扱うとともに、プットオプション行使情報を償還口に記録する。この場合において、機構は、当該プットオプション銘柄の支払代理人及び当該機構加入者に対し、当該記録内容を通知する。
- 5 機構加入者は、前項の通知後、第3項の通知 を取り消すことができない。

(抹消手続に伴う通知の方法)

第 27 条の 28 規程第 58 条の 28 第 1 項第 2 号に 規定する機構が行う確認は、社債等振替制度に 係るシステムを通じて電磁的方法により日本銀 行から通知を受け、次に掲げる事項を照合する ことにより行う。

- (1) 決済番号
- (2) <u>抹消申請機構加入者が利用する資金決済</u> 会社
- (3) 発行者が利用する資金決済会社
- (4) 資金決済金額
- (5) 償還期日

(抹消済通知に係る事項)

- 第 27 条の 29 規程第 58 条の 29 第 2 項に規定する事項は、抹消を行った銘柄の一般債に係る抹消申請情報及び次に掲げる事項(DVP決済が行われた場合に限る。)をいう。
 - (1) 抹消申請機構加入者が利用する資金決済 会社
 - (2) 発行者が利用する資金決済会社

(買入消却)

- 第 27 条の 30 特定の銘柄の一般債について、買入消却の申請があった場合には、口座管理機関は、第 4 項から第 6 項までの規定により、当該申請において第 3 項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記録若しくは記載又は通知を行う。
- 2 前項の申請は、買入消却によりその口座(顧客口を除く。)において減額の記録又は記載がされる加入者(以下この章において「買入消却申請加入者」という。)が、その直近上位機関に対して行う。
- 3 買入消却申請加入者は、買入消却に係る申請 において、次に掲げる事項(以下この章におい て「買入消却申請情報」という。)を示さなけれ ばならない。
 - (1) 当該買入消却において減額の記録又は記

(新設)

(新設)

載がされるべき一般債の銘柄及び金額

- (2) 買入消却申請加入者の口座において減額 の記録又は記載がされるのが、保有口か質権 口かの別
- (3) <u>買入消却に係る一般債の銘柄の ISIN コー</u> <u>ド</u>
- 4 第1項の申請があった場合には、当該申請を 受けた口座管理機関は、遅滞なく次に掲げる措 置を行う。
 - (1) 買入消却申請加入者の口座の前項第2号の 規定により示された保有口又は質権口におけ る同項第1号の金額についての減額の記録又 は記載
 - (2) 当該申請を受けた口座管理機関が間接口 座管理機関である場合には、直近上位機関に 対する前項第 1 号の規定により示された事項 の通知
- 5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに次に掲げる措置を行う。
 - (1) <u>当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口における第3項第1号の金額についての</u>減額の記録又は記載
 - (2) 当該通知を受けた口座管理機関が間接口 座管理機関である場合には、直近上位機関に 対する前項第2号の規定により通知を受けた 事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第2号(この項において 準用する場合を含む。)の通知があった場合にお ける当該通知を受けた口座管理機関について準 用する。

(機構の振替口座簿における買入消却)

第 27 条の 31 前条第 4 項の規定により申請を受けた口座管理機関並びに同条第 5 項及び第 6 項の規定により通知を受けた口座管理機関が、機構加入者である場合には、当該機構加入者(自己分の一般債に係る買入消却を行う機構加入者を含む。以下この章において「買入消却申請機構加入者」という。) は、機構に対し、買入消却

申請情報を通知しなければならない。

- 2 機構は、前項の通知を受けた場合には、買入 消却申請情報に係る金額につき、買入消却申請 機構加入者の口座の減額の記録を行う。
- 3 機構は、前項の記録を行った場合には、発行者の支払代理人及び買入消却申請機構加入者に対し、買入消却申請情報及び当該買入消却を行った旨を通知する。この場合において、当該通知を受けた者は、その内容を確認する。

(買入消却の一時停止又は解除の申告)

- 第27条の32 買入消却申請機構加入者は、前条 に定める買入消却申請情報の通知(以下この章 において「買入消却の申請」という。)について、 当該買入消却の申請による機構における買入消 却の処理(以下この章において「買入消却処理」 という。)を一時停止する措置(以下この章にお いて「買入消却の一時停止」という。)の申告又 は買入消却の一時停止を解除する措置の申告 (以下この章において「買入消却の一時停止又 は解除の申告」という。)をしようとする場合に は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 買入消却申請機構加入者は、買入消却の申 請と同時に買入消却の一時停止の申告をしよ うとする場合には、その旨を明らかにして、 買入消却の申請を機構にしなければならな い。
 - (2) 買入消却申請機構加入者は、買入消却の申請後に機構における買入消却の一時停止又は解除の申告をしようとする場合には、その旨を明らかにして、買入消却の一時停止又は解除の申告を機構にしなければならない。この場合において、買入消却の一時停止又は解除の申告は、買入消却処理が未了の分(以下この章において「買入消却未了分」という。)に限り、することができる。

(口座残高が不足する場合又は買入消却の一時停止の申告を受けている場合の取扱い) 第 27 条の 33 機構は、買入消却の申請を受けた (新設)

場合であって、買入消却の申請に基づき減額するべき口座残高が不足するとき又は買入消却の一時停止の申告を受けているときには、当該口座残高が発生したとき又は当該買入消却の一時停止が解除されたときに、買入消却処理を行う。

(買入消却の制限)

第27条の34 一般債の振替停止日に当該一般債 に係る買入消却を行うための買入消却の申請 は、することができない。ただし、規程第8条 の2第2項第4号ニに規定するプットオプショ ン行使に伴う繰上償還の繰上償還期日に当該一 般債に係る買入消却(加入者からプットオプション行使の申請がない分に係るものに限る。)を 行うための買入消却の申請については、この限 りでない。

第6節 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

第 27 条の 35 機構は、同一銘柄の一般債につい で振替の申請、DVP振替申請及び買入消却の 申請を受けた場合には、次に定めるところによ り、振替処理、DVP振替処理及び買入消却処 理を行う。

(1) 業務開始時における一の営業日(以下この 条において「当該営業日」という。)を振替を 行う日とする振替の申請(振替を行う日の前 営業日までに行われたものに限る。)及び業務 開始後におけるその振替未了分、当該営業日 を振替を行う日とするDVP振替申請(振替 を行う日の前営業日までに行われたものに限 る。)及び業務開始後におけるそのDVP振替 未了分並びに当該営業日を買入消却を行う日 とする買入消却申請(買入消却を行う日の前 営業日までに行われたものに限る。)及び業務 開始後におけるその買入消却を行う日の前 営業日までに行われたものに限る。)及び業務 開始後におけるその買入消却未了分について は別表3に定める処理順位で、同一の処理種 別内で複数の申請が競合する場合は機構が受 け付けた順位でそれぞれ処理を行う。 (新設)

(新設)

- (2) 当該営業日を振替を行う日とする振替の申請及びDVP振替申請並びに当該営業日を買入消却を行う日とする買入消却の申請(当該営業日に行われたものに限る。)については、前号に規定する振替未了分、DVP振替未了分、及び買入消却未了分の処理を終了した後、別表3に定める処理種別にかかわらず、機構が受け付けた順位で処理を行う。
- 2 前項の場合において、機構は、振替の一時停止の申告を受けている振替未了分、DVP振替の一時停止の申告を受けているDVP振替未了分及び買入消却の一時停止の申告を受けている 買入消却未了分については、これらの一時停止が解除された後、前項第1号及び第2号の処理順位で処理する。

第7節 償還金及び利金の取扱い

(新設)

(課税情報の通知)

第 27 条の 36 機構加入者は、機構に対し、規程 第 58 条の 30 第 1 項に規定する課税情報として、 利払期日が 2 営業日後に到来する機構関与銘柄 のうち当該機構加入者の課税分口座に記録され ている銘柄の一般債及び次条第 3 項に規定する 銘柄の一般債(同項の区分口座が課税分口座で ある場合に限る。)に係る次の事項を通知しなけ ればならない。

- (1) 当該銘柄の一般債の ISIN コード
- (2) 機構加入者の名称及び区分口座
- (3) 別表5の税区分
- (4) <u>前号の税区分ごとの当該銘柄の一般債の</u> 金額
- (5) 第3号の税区分がわかち分であるときは、 前号の金額に係る利金に対する課税額及び課 税額控除後の利金の額
- 2 <u>前項の通知は、当該利払期日の前営業日に行</u> わなければならない。

<u>(担保受入機構加入者からの通知等)</u> 第 27 条の 37 担保受入機構加入者は、機構に対 (新設)

- し、担保差入機構加入者から担保として受け入れた銘柄の一般債のうち、利払期日が2営業日後に到来する銘柄の一般債に係る次の事項を通知しなければならない。
- (1) 当該銘柄の一般債の ISIN コード
- (2) 担保受入機構加入者の名称及び区分口座
- (3) 担保差入機構加入者の名称及び区分口座
- (4) <u>前号の区分口座ごとの当該銘柄の一般債</u> の金額
- 2 機構は、前項に規定する通知があった場合に は、同項第3号に掲げる担保差入機構加入者に 対し、同項各号に掲げる事項を通知する。
- 3 前項の通知を受けた担保差入機構加入者は、 第1項第1号に規定する銘柄の一般債が同項第3 号に規定する区分口座に記録されているもの として課税情報の通知を行う。
- 4 第1項の通知は、当該利払期日の前々営業日 に行わなければならない。

(償還金及び利金の請求方法)

- 第 27 条の 38 機構は、規程第 58 条の 30 第 2 項 の規定により償還金及び利金を請求する場合に は、支払代理人に対し、当該償還期日、繰上償 還期日、定時償還期日又は利払期日の前営業日 に、次の事項を通知する。
 - (1) 償還金及び利金の請求内容に関する情報 として、次に掲げるもの(以下「元利金請求 内容情報」という。)
 - <u>イ</u> <u>償還金及び利金の請求に係る銘柄の一般</u> <u>債の ISIN コード</u>
 - 口 支払代理人の名称
 - 八 機構加入者の名称及び区分口座
 - 二 別表5の税区分
 - <u>ホ</u> 前号の税区分ごとの当該一般債の金額
 - へ ホの金額に係る償還金の額
 - <u>ト</u> <u>ホの金額に係る利金に対する課税額及び</u> 課税額控除後の利金の額
 - チ 発行者が利用する資金決済会社
 - リ 機構加入者が利用する資金決済会社
 - ヌ 機構が付した決済番号

- <u>ル</u> <u>当該一般債の銘柄に係る個別承認方式の</u> 採用の有無
- <u>ヲ</u> <u>当該一般債の銘柄が定時償還銘柄である</u> ときは、ファクター及び実質金額
- (2) 償還金及び利金(その通貨が円である場合 に限る。)の配分に関する情報として、次に掲 げるもの(以下「決済予定額情報」という。)
- イ 発行者が利用する資金決済会社
- ロ 機構加入者が利用する資金決済会社
- 八 機構が付した決済番号
- 二 決済番号ごとに集約した配分額
- <u>1</u> 前項の場合において、機構は、機構加入者に 対し、当該機構加入者に係る元利金請求内容情 報及び決済予定額情報を通知する。
- 3 第1項の通知を受けた支払代理人は、当該通知事項の内容を確認する。この場合において、当該支払代理人は、個別承認方式を採用していない一般債について、個別承認方式の採用を申請することができる。

(償還金及び利金の配分)

- 第27条の39 機構は、前条第1項第2号に規定 する決済予定額情報における発行者及び機構加 入者のそれぞれの資金決済会社が異なる場合に は、日本銀行に対し、当該決済予定額情報に係 る資金決済が日銀ネットにより行われるために 必要な情報として次に掲げる事項を、社債等振 替制度に係るシステムを通じて電磁的方法によ り通知する。
 - (1) 決済番号
 - (2) 発行者が利用する資金決済会社
 - (3) 機構加入者が利用する資金決済会社
 - (4) 資金決済金額
 - (5) 償還金又は利金の配分日
- 2 支払代理人は、前項の通知に係る資金の支払 いを行うときは、日銀ネットにより資金の支払 いを行うために必要な措置を行う。この場合に おいて、資金決済会社を利用して資金決済を行 うときは、支払代理人は資金決済会社に対し、 日銀ネットにより資金の支払いを行うこと及び

決済予定額情報を連絡しなければならない。

3 前項に規定する措置として、支払代理人は日 銀ネットによる資金の支払いを行うときに、決 済番号を指定して指図を行わなければならな い。

(利金の額の算出方法)

- 第 27 条の 40 特定の銘柄の機構関与銘柄の利金 として授受する額は、次の各号に掲げる支払い の区分に従い当該各号に定める額(1 円(外国 通貨については、当該通貨の単位の百分の一) に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。)と する。
 - (1) 発行者から支払代理人への支払い 当該機構関与銘柄の発行総額(償還済みの 額を除く。)に当該機構関与銘柄の一通貨あ たりの利子額を乗じて得た額
 - (2) 支払代理人から各機構加入者への支払い 各機構加入者の区分口座(当該区分口座が 課税分口座である場合は当該区分口座にお ける別表5の税区分)ごとの当該機構関与銘 柄の金額(定時償還銘柄については、実質金 額)に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利 子額を乗じて得た額
 - (3) 口座管理機関からその各加入者への支払

口座管理機関の備える振替口座簿における 各加入者の口座ごとの当該機構関与銘柄の 金額(定時償還銘柄については、実質金額) に当該機構関与銘柄の一通貨あたりの利子 額を乗じて得た額

(権利の放棄)

第27条の41 発行者は、前条第2号及び第3号 の規定により加入者にその自己分の利金として 支払われた額の総額又は発行要項の定めに従い 算出した利金の総額が同条第1号に規定する額 (以下「発行者支払利金総額」という。)に満たない場合であって、その差額について支払代理 人又は加入者に対して返還を請求する権利を取

(新設)

(新設)

得したときには、当該権利を放棄する。

- 2 口座管理機関は、規程第26条第1項に規定する契約(以下「口座開設契約」という。)に付随して、前項の規定による権利放棄の意思表示をその加入者のために受領する権限及び当該権限を上位機関に再委任する権限を当該加入者から取得する。
- 3 前項の規定により授権を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、口座開設契約に付随して、授権を受けた権限並びに第1項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を上位機関に再委任する権限を直近上位機関に授権する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。
- 4 前2項の規定により授権を受けた口座管理機関が機構加入者である場合には、当該機構加入者は、機構加入者口座を開設する際に機構との間で締結する契約(以下「機構加入者口座開設契約」という。)に付随して、授権を受けた権限及び第1項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限を機構に授権する。
- 5 支払代理人は、第1項の規定による権利放棄 の意思表示を自己のために受領する権限を機構 に授権する。
- 6 加入者は、前条第2号に規定する額の総額が 発行者支払利金総額又は発行要項の定めに従い 算出した利金の総額に満たない場合であって、 その差額について発行者又は支払代理人に対し て返還を請求する権利を取得したときには、当 該権利を放棄する。
- 7 発行者及び支払代理人は、前項の規定による 権利放棄の意思表示を自己のために受領する権 限及び当該権限を下位機関に対して再委任する 権限を機構に授権する。この場合において、機 構は、機構加入者口座開設契約に付随して、授 権を受けた権限を機構加入者に授権する。
- 8 前項の規定により授権を受けた口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、 口座開設契約に付随して、授権を受けた権限を

当該口座管理機関に授権する。当該口座管理機 関において、その加入者が口座管理機関である 場合も同様とする。

- 9 口座管理機関の加入者は、当該口座管理機関が前条第3号の規定により支払った額の総額が前条第2号又は第3号の規定により当該口座管理機関にその加入者の利金として支払われた額に満たない場合であって、その差額について当該口座管理機関に対して返還を請求する権利を取得したときには、当該権利を放棄する。
- 10 直接口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、口座開設契約に付随して、前項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を下位機関に対して再委任する権限を当該口座管理機関に授権する。
- 11 前項の規定により授権を受けた口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、口座開設契約に付随して、授権を受けた権限並びに第9項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を下位機関に再委任する権限を当該口座管理機関に授権する。当該口座管理機関において、その加入者が口座管理機関である場合も同様とする。

第5章の3 加入者保護信託

(負担金の支払いに伴う通知事項) 第27条の42 (略)

(<u>社債等</u>に関する重要な通知事項) 第28条 (略)

(1)~(4) (略)

第5章の2 加入者保護信託

(負担金の支払いに伴う通知事項)

第27条の2 規程第59条の5第1項に規定する 事項は、負担金を支払う口座管理機関の全国銀 行協会所定の統一金融機関番号(統一金融機関 番号をもたない口座管理機関については受託者 の定める番号)及び連絡先担当部署名をいう。

(短期社債等に関する重要な通知事項)

- 第 28 条 発行者は次の各号に掲げる事項について決定等を行った場合には、規程第 67 条の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。
 - (1) 株式交換

- (5) 商号又は名称の変更
- (6) 社債等に係る銘柄の内容の変更
- (7) 社債等に係る償還日の変更
- (8) 社債等に係る期限の利益の喪失

(社債等の内容の公示方法等)

- 社債等の内容の公示は、政令第14条に定める方 法により行う。
- 2 機構が、前項の規定により、短期社債等につ いて公示する事項は、次に掲げるものをいう。 (1)~(6) (略)

- 3 (略)
- 4 機構が、第1項の規定により、一般債につい て公示する事項は、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一般債の銘柄及びその略称
 - (2) ISIN コード
 - (3) 発行総額
 - (4) 社債管理会社の商号
 - (5) 各社債の金額及びその通貨
 - (6) 利払の有無
 - (7) 利払日(利払がある一般債に限る。)
 - (8) 利率(利払がある一般債に限る。)
 - (9) 利金(利払がある一般債に限る。)の通貨
 - (10) 利率が変動するときは、その内容

- (2) 株式移転
- (3) 合併
- (4) 会社の分割
- (5) 商号の変更
- (6) 短期社債等に係る銘柄の内容の変更
- (7) 短期社債等に係る償還日の変更
- (8) 短期社債等に係る期限の利益の喪失

(短期社債等の内容の公示方法等)

- 第30条 機構が、規程第69条の規定により行う │ 第30条 機構が、規程第69条の規定により行う 短期社債等の内容の公示は、政令第14条に定め る方法により行う。
 - 2 機構が、前項の規定により公示する事項は、 次に掲げるものをいう。
 - (1) 短期社債等の銘柄
 - (2) ISIN コード
 - (3) 発行総額
 - (4) 各社債の金額
 - (5) 発行残高(短期社債等の取得の申込みの勧 誘が私募(証券取引法(昭和23年法律第25 号)第2条第3項に規定する有価証券の私募 をいう。) により行われるものを除く。)
 - (6) 商法第304条の規定により短期社債等を発 行するときは、その旨及び各発行者の負担部 分
 - 3 短期外債に関する前項第6号の規定の適用に ついては、同号中「商法第304条の規定により」 とあるのは「発行者が合同して」とする。

(新設)

- (11) 償還日
- (12) 償還金の通貨
- (13) 商法第 304 条の規定により一般債を発行 するときは、その旨及び各発行者の負担部分
- (14) 担保附社債信託法の規定により物上担保 権を設定する一般債を発行するときは、同法 第 35 条各号に掲げる事項
- (15) 発行代理人
- (16) 支払代理人
- (17) 今回の定時償還期日、各社債の金額に対 する今回の定時償還の額及び現在のファクタ -
- (18) 次回予定の定時償還期日、各社債の金額 に対する次回予定の定時償還の額及び予定の ファクター
- (19) <u>コールオプション銘柄を発行するとき</u> は、その旨及びその内容
- (20) プットオプション銘柄を発行するとき は、その旨及びその内容
- (21) 機構関与銘柄か機構非関与銘柄かの別
- (22) 今回の利払期日及び今回の利払の一通貨 あたりの利子額(機構関与銘柄のうち利払が ある一般債に限る。)
- (23) 次回の利払期日及び次回の利払の一通貨 あたりの利子額(機構関与銘柄のうち利払が ある一般債に限る。)
- 5 地方債に関する前項第4号及び第13号の規定 の適用については、同項第4号中「社債管理会 社」とあるのは「地方財政法第5条の6におい て読み替えて準用する商法第309条第1項に規 定する地方債ノ募集又八管理ノ委託ヲ受ケタル 会社」と、同項第13号中「商法第304条」とあ るのは「地方財政法第5条の7」とする。
- 6 投資法人債に関する第4項第4号の規定の適 用については、同号中「社債管理会社」とある のは「投資法人債管理会社」とする。
- 7 相互会社の社債に関する第4項第13号の規定 の適用については、同号中「商法第304条」と あるのは「保険業法第61条第2項において準用 する商法第304条」とする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 8 特定社債に関する第4項第4号の規定の適用 については、同号中「社債管理会社」とあるの は「特定社債管理会社」とする。
- 9 特別法人債に関する第4項第4号の規定の適用については、同号中「社債管理会社」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」とする。
- 10 外債に関する第 4 項第 4 号、第 13 号及び第 14 号の規定の適用については、同項第 4 号中「社 債管理会社」とあるのは「外国又は外国法人の 発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社」と、同項第 13 号中「商法第 304 条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」と、同項第 14 号中「担保附社債信託法 の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第 35 条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及 び当該担保に係る信託証書の表示」する。

(振替口座簿の記録証明書等の申請<u>手続</u>) 第31条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この改正規定は、平成18年1月10日か ら施行する。 (新設)

(新設)

(新設)

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続き)

第31条 規程第70条第1項又は第2項の規定により振替機関等の備える振替口座簿の記録証明書の交付又は記録情報の提供を請求する者は、その口座を開設した振替機関等に対し、所定の振替口座簿記録事項証明書等請求書を提出しなければならない。

(一般債の特例)

第2条 特例一般債のうち機構が法第13条第1 項の規定に基づき特例一般債の発行者の同意を 得たものであって、振替受入簿に記録又は記載 がされたものについては、一般債とみなして、 この規則の規定(第5章、第27条の5、第27 条の6、第27条の8から第27条の12まで及び 第30条を除く。)を適用する。この場合におい て、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句 で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の 右欄の字句とするものとする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
	字句	
第 27 条の 7 第 6	機構関与銘柄か	機構関与銘柄、機
号	機構非関与銘柄	構非関与銘柄又
	かの別	は実質記番号管
		理銘柄の別
第 27 条の 40	の発行総額(償還	に係る機構加入
	済みの額を除	者口座の合計金
	<.)	額

(特例一般債の銘柄情報に係る発行代理人からの 通知事項)

- 第3条 第27条の5の規定は、規程附則第3条に おいて準用する規程第58条の6第1項第13号 に規定する通知事項について準用する。この場 合において、第27条の5(第6項を除く。)中 「一般債」とあるのは「特例一般債」と読み替 えるものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
	字句	
第 27 条の 5 第 1	初回の利払日	規程附則第3条に
項第 12 号		おいて準用する
		規程第 58 条の 6
		の通知後最初に
		到来する利払日

第 27 条の 5 第 1	規程第 58 条の 6	規程附則第3条に
項第 15 号	第1項第4号及び	おいて準用する
	第 12 号	規程第 58 条の 6
		第1項第4号及び
		第 12 号
第 27 条の 5 第 1	初回の定時償還	規程附則第3条に
項第 17 号	の日及び各社債	おいて準用する
	の金額に対する	規程第 58 条の 6
	定時償還の額	の通知後最初に
		到来する定時償
		還の日及び各社
		債の金額に対す
		る定時償還の額
		並びに現在のフ
		ァクター
第 27 条の 5 第 1	機構関与銘柄か	機構関与銘柄、機
項第 20 号	機構非関与銘柄	構非関与銘柄又
	かの別	は実質記番号管
		理銘柄の別
第 27 条の 5 第 2	地方債	特例地方債
項		
第 27 条の 5 第 3	社債	特例社債
項		
第 27 条の 5 第 4	外債	特例外債
項		
第 27 条の 5 第 5	次条に	附則第4条に
項		
第 27 条の 5 第 6	規程第 58 条の 6	規程附則第3条に
項	第8項	おいて準用する
		規程第 58 条の 6
		第8項
	発行予定の一般	特例一般債
	債	
つ 料土/口 向几/主/	カマジニ/12TB 1 1+	+81074111公人夕

- 3 特例一般債の発行代理人は、規程附則第3条 において準用する規程第58条の6の通知を行う 場合には、次に掲げる事項も併せて通知しなけ ればならない。
 - (1) 特例一般債である旨
 - (2) 一括移行方式(規程附則第5条第1項の申 請をすることについて特例加入者から授権を

受けた登録機関たる金融機関が行った当該授権に基づく当該申請により、特例一般債の銘柄に係る特定の利払期日において規程附則第8条に規定する振替口座簿への記録又は記載を行う方式をいう。以下同じ。)の採用の有無

(3) 実質記番号管理銘柄として取り扱うときは、特定口座管理機関(実質記番号管理銘柄として取り扱う特例一般債について、その記番号に基づき償還金及び利金を支払うために当該記番号を管理する口座管理機関をいう。)の名称

(特例一般債に係る発行要項の提出)

- 第4条 規程附則第3条において準用する規程第58条の6の通知を行う発行代理人は、機構に対し、遅滞なく当該通知に係る特例一般債の発行要項を提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該特例一般債が 機構非関与銘柄又は実質記番号管理銘柄であっ て、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当し ない場合には、発行要項の提出を要しない。
 - (1) 利率が変動であること。
 - (2) コールオプションが付されていること。
 - (3) プットオプションが付されていること。
 - (4) 商法第304条の規定により発行すること。
 - (5) 担保附社債信託法の規定により物上担保 権を設定する一般債を分割発行により発行す ること。
- 3 特例地方債に関する前項第4号の規定の適用 については、同号中「商法第304条」とあるの は「地方財政法第5条の7」とする。
- 4 相互会社の特例社債に関する第2項第4号の 規定の適用については、同号中「商法第304条」 とあるのは「保険業法第61条第2項において準 用する商法第304条」とする。
- 5 特例外債に関する第2項第4号の規定の適用 については、同号中「商法第304条の規定によ り」とあるのは「発行者が合同して」とする。

(特例一般債に係る振替受入簿の記録又は記載の

申請方法)

- 第5条 規程附則第5条第1項の申請は、特例加入者(機構加入者及び間接口座管理機関を除く。以下この項において同じ。)の直近上位機関が口座管理機関である場合には、当該口座管理機関が、当該特例加入者から当該申請をすることについて授権を受け、当該特例加入者に代わってこれを行うこととする。
- 2 規程附則第5条第1項の申請に係る特例一般 債の銘柄が一括移行方式を採用する登録債であ る場合には、特例加入者は、当該銘柄の登録機 関たる金融機関に対し、当該申請をすることに ついて授権することができる。この場合におい ては、前項の規定は適用しない。
- 3 規程附則第5条第1項第6号に規定する事項 は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 特例加入者が機構加入者である場合には、 当該特例加入者の名称及び区分口座
 - (2) 特例加入者が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者の区分口座
 - (3) 特例一般債の銘柄の ISIN コード

(特例一般債に係る振替口座簿の記録又は記載及 び通知事項)

第6条 規程附則第8条第2項第2号に規定する 事項は、特例加入者の上位機関である機構加入 者の名称及び区分口座とする。

(特例一般債の内容の公示方法等)

- 第7条 第30条(第2項及び第3項を除く。)の 規定は、規程附則第10条に規定する規則で定め る方法について準用する。この場合において、 第30条中「一般債」とあるのは「特例一般債」 と読み替えるものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
	字句	
第 30 条第 1 項	社債等	特例一般債

第30条第4項第5	各社債の金額	各社債の金額(各
号		社債の金額が複
		数ある場合はそ
		の最低額。以下こ
		の項において同
		じ。)
第 30 条第 4 項第	今回の定時償還	現在のファクタ
17 号	期日、各社債の金	_
	額に対する今回	
	の定時償還の額	
	及び現在のファ	
	クター	
第 30 条第 4 項第	機構関与銘柄か	機構関与銘柄、機
21 号	機構非関与銘柄	構非関与銘柄又
	かの別	は実質記番号管
		理銘柄の別
第 30 条第 5 項	地方債	特例地方債
第 30 条第 6 項	投資法人債	特例投資法人債
第 30 条第 7 項	社債	特例社債
第 30 条第 8 項	特定社債	特例特定社債
第 30 条第 9 項	特別法人債	特例特別法人債
第 30 条第 10 項	外債	特例外債
L		

3 機構は、規程附則第10条の公示を行う場合に は、特例一般債である旨も併せて公示する。

> (削る) <u>別表 1</u> 機構 C P 端末による業務区分別の利用時 <u>間帯</u>

<u>別表 1</u> 統合Web端末等によるデータの授受 (新設) 別表2 機構における区分口座 (新設) 別表3 振替等の処理順位 (新設) 別表 4 利払期日における自動振替処理 (新設) 別表 5 税区分一覧表 (新設)

統合Web端末等によるデータの授受

- . 短期社債等
- 1. 統合Web端末からの入出力によるデータの授受
- (1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
未仍	<u> </u>			佣写
		発行予定・引受情報・DV	払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日	
		P決済情報通知	9:00~17:00	
			払込日	
			9:00~15:30	
		発行予定・引受情報通知	払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日	
	λ		9:00~17:00	
	入 力		払込日	
			9:00~15:30	
		引受照合	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知	
			の入力日から払込日	
			9:00~17:00	
		資金振替済通知(新規記録)		
			9:00~17:00	
		引受情報・DVP決済情	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知	発行予定・引受情
		報・ISINコード通知	の入力日	報・DVP決済情
新			9:00~17:00	報通知の入力日が
新規記録				払込日である場合
記				は、15:30までと
録				する。
		発行口記録情報・決済番号	引受照合の入力日	
		通知	9:00~17:00	
		発行照合非承認通知	引受照合の入力日	
	111		9:00~17:00	
	出力	発行口記録情報・ISIN	発行予定・引受情報通知の入力日	発行予定・引受情
	/ / /	コード通知	9:00~17:00	報通知の入力日が
				払込日である場合
				は、15:30までと
				する。
		新規記録済通知	払込日	
			9:00~17:00	
		発行申請取消 (決済未了)	払込日	
		通知	17:00	
		引受情報取消(決済未了)	払込日	
		通知	17:00	

		1-+++	1C++ C + -	LE ++ E 101+ = 0 0.4
		振替申請	振替日まで	振替日が特定の銘
			9:00~17:00	柄の短期社債等に
				係る償還日である
	入 力			場合は、振替日の
	//			15:00 までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日	100000000000000000000000000000000000000
			9:00~17:00	
		キューイング通知(振替)	振替日	
			8:30~17:00	
振替		振替口記録情報・決済番号	振替日	
替		通知	8:30~17:00	
		振替済通知	振替日	
	出		8:30~17:00	
	岩	振替申請取消(残額一括償	振替日	
	'	還処理) 通知	15:00	
		振替申請取消(決済未了)	振替日	日本銀行適格担保
		通知	17:00	に係る振替申請の
			17.00	場合は、16:00と
				する。
		抹消申請	償還日の前営業日	9 00
		1水/日中間	9:00~17:00	
			償還日	
			9:00~15:00	
	١ ,	 一時停止・解除申告(抹消)	 償還日の前営業日	
	 力	四份正、联络中日(14/14)	9:00~17:00	
	/3		賞還日	
		資金振替済通知(抹消)	賞還日	
		貝並派首消進和(孫府)		
		ナ - ノン, ゲスケロ / ++ 沿 >	9:00~17:00 償還日	
		キューイング通知(抹消)		
抹消		份温口的结束的 法交买口	8:30~15:00	
/H		償還口記録情報・決済番号	償還日	
		通知	8:30~15:00	
		償還口記録情報・非DVP	償還日	
		通知	8:30~15:00	
	出力	抹消済通知	償還日	
	/)	14 NV 4 44 TR NV 4 7 1 4 7 1 7 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9:00~17:00	
		抹消申請取消 (残額一括償	償還日	
		還処理)通知	15:00	
		抹消申請決済未了通知	償還日	
			17:00	
		抹消申請取消(決済未了)	償還日	
		通知	17:00	

	入力	買入消却申請	買入消却日の前営業日から買入消却日 9:00~17:00	買入消却日が特定 の銘柄の短期社債 等に係る償還日で ある場合は、買入 消却日の15:00ま でとする。
買		一時停止・解除申告(買入	買入消却日の前営業日から買入消却日	
<u> </u>		消却)	9:00~17:00	
入消却		キューイング通知(買入消	買入消却日	
치		却)	8:30~17:00	
		買入消却済通知	買入消却日	
	出 力		8:30~17:00	
	カ	買入消却申請取消(残額一	買入消却日	
		括償還処理)通知	15:00	
		買入消却申請取消(決済未	買入消却日	
		了)通知	17:00	
照	숝		8:30~19:00	

(2)決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
		連動振替申請(DVP)	振替日の前営業日まで 7:00~22:00 振替日 7:00~16:20	振替日が特定の銘 柄の短期社債等に 係る償還日である 場合は、振替日の 15:00 までとする。
振替	分	連動振替申請(非DVP)	振替日の前営業日まで 7:00~22:00 振替日 7:00~16:50	振替日が特定の銘 柄の短期社債等に 係る償還日である 場合は、振替日の 15:00 までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替日の前営業日まで 7:00~19:00	

2.ファイル伝送によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
		振替申請	振替日の前営業日 3:00~20:00	
	入力		ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。なお、営業日の次の休業日においては、当該休業日の翌営業日にする振替に係る申請はできない。	
		キューイング通知(振替)	振替日 3:00~20:00	振替日の前営業日 までに入力された
振替			ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00 までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。
替		振替口記録情報・決済番号 通知	振替日 3:00~20:00	振替日の前営業日 までに入力された
	出力		ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00 までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。
		振替済通知	振替日 3:00~20:00	振替日の前営業日 までに入力された
			ただし、営業日の次の休業日は、3:00~8:00 までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は8:00~20:00までとする。	振替申請並びに振替日の前営業日19:00までに入力された連動振替申請(DVP)及び連動振替申請(非DVP)分に限る。

	1			
		キューイング通知(抹消)	償還日	償還日の前営業日
			3:00~20:00	に入力された抹消
				申請分に限る。
			ただし、営業日の次の休業日は、3:	1 41373 1-120 -0
			00~8:00 までとし、休業日の次の営業	
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
			00 までとする。	
		償還口記録情報・決済番号	償還日	償還日の前営業日
		通知	3:00~20:00	に入力された抹消
++	141			申請分に限る。
抹消	出力		ただし、営業日の次の休業日は、3:	
/13	/ / /		00~8:00 までとし、休業日の次の営業	
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
			00までとする。	
		償還口記録情報・非DVP	償還日	償還日の前営業日
		通知	3:00~20:00	に入力された抹消
			3.00 20.00	申請分に限る。
			 ただし、営業日の次の休業日は、3:	中間刀に取る。
			00~8:00までとし、休業日の次の営業	
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	00までとする。	m > 2// 1= m = 2// 2//
		キューイング通知(買入消	買入消却日	買入消却日の前営
		却)	3:00~20:00	業日に入力された
				買入消却申請分に
			ただし、営業日の次の休業日は、3:	限る。
			00~8:00 までとし、休業日の次の営業	
_			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
貝 入	.44		00までとする。	
買入消却	出力		買入消却日	買入消却日の前営
却			3:00~20:00	業日に入力された
			2.00 20.00	買入消却申請分に
			 ただし、営業日の次の休業日は、3:	限る。
			00~8:00 までとし、休業日の次の営業	י עי אין ₀
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
			00 までとする。	

3. CPU直結によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
		発行予定・引受情報・DV P決済情報通知	払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日 9:00~17:00 払込日	
		発行予定・引受情報通知	9:00~15:30 払込日の1ヶ月前から払込日の前営業日	
	入 力		9:00~17:00 払込日 9:00~15:30	
		引受照合	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知 の入力日から払込日 9:00~17:00	
		資金振替済通知(新規記録)	払込日 9:00~17:00	
立に		引受情報・DVP決済情報・ISINコード通知	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知 の入力日 9:00~17:00	発行予定・引受情報・DVP決済情報通知の入力日が
新規記録				払込日である場合 は、15:30までと する。
		発行口記録情報・決済番号 通知	引受照合の入力日 9:00~17:00	
	ш	発行照合非承認通知	引受照合の入力日 9:00~17:00	
	当	発行口記録情報・ISINコード通知	発行予定・引受情報通知の入力日 9:00~17:00	発行予定・引受情報通知の入力日が払込日である場合は、15:30までとする。
		新規記録済通知	払込日 9:00~17:00	
		発行申請取消(決済未了) 通知	払込日 17:00	
		引受情報取消(決済未了) 通知	払込日 17:00	

		振替申請	振替日まで	振替日が特定の銘
			9:00~17:00	柄の短期社債等に
			9.00~17.00	係る償還日である
	入			
	入力			場合は、振替日の
		마셔		15:00 までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日	
			9:00~17:00	
		キューイング通知(振替)	振替日	
振			8:30~17:00	
振替		振替口記録情報・決済番号	振替日	
		通知	8:30~17:00	
	_	振替済通知	振替日	
	出力		8:30~17:00	
	/)	振替申請取消(残額一括償	振替日	
		還処理)通知	15:00	
		振替申請取消(決済未了)	振替日	日本銀行適格担保
		通知	17:00	に係る振替申請の
				場合は、16:00と
				する。
		抹消申請	償還日の前営業日	
			9:00~17:00	
			償還日	
			9:00~15:00	
	入力	一時停止・解除申告(抹消)	償還日の前営業日	
	カ		9:00~17:00	
			償還日	
			9:00~15:00	
		資金振替済通知 (抹消)	償還日	
			9:00~17:00	
		キューイング通知(抹消)	償還日	
抹			9:00~15:00	
抹消		償還口記録情報・決済番号	償還日	
		通知	8:30~15:00	
		償還口記録情報・非DVP	償還日	
		通知	8:30~15:00	
	#	抹消済通知	償還日	
	出力		9:00~17:00	
		抹消申請取消(残額一括償	償還日	
		還処理)通知	15:00	
		抹消申請決済未了通知	償還日	
			17:00	
		抹消申請取消(決済未了)	[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [
		通知	17:00	
L	L	, ~-·-		Į.

	入力	買入消却申請	買入消却日の前営業日から買入消却日 9:00~17:00	買入消却日が特定 の銘柄の短期社債 等に係る償還日で ある場合は、買入 消却日の15:00ま でとする。
		一時停止・解除申告(買入	買入消却日の前営業日から買入消却日	
		消却)	9:00~17:00	
買		キューイング通知(買入消	買入消却日	
入消却		却)	9:00~17:00	
却		買入消却済通知	買入消却日	発行者及び支払代
			9:00~17:00	理人宛の通知(前
				日申請の夜間バッ
	出力			チ分)は、8:30~
	/ 1			17:00 とする。
		買入消却申請取消(残額一	買入消却日	
		括償還処理)通知	15:00	
		買入消却申請取消(決済未	買入消却日	
		了)通知	17:00	

(2)決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
		連動振替申請(DVP)	振替日の前営業日まで 7:00~22:00 振替日 7:00~16:20	振替日が特定の銘 柄の短期社債等に 係る償還日である 場合は、振替日の 15:00 までとする。
振替	分	連動振替申請(非DVP)	振替日の前営業日まで 7:00~22:00 振替日 7:00~16:50	振替日が特定の銘 柄の短期社債等に 係る償還日である 場合は、振替日の 15:00 までとする。
		一時停止・解除申告(振替)	振替日の前営業日まで 7:00~19:00	

. 一般債

- 1.統合Web端末からの入出力によるデータの授受
- (1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
		銘柄情報登録	払込日の前営業日まで	
	入力		9:00~16:30	
銘 柄 情 報	カ	銘柄情報変更	払込日の翌営業日から	
情			9:00~17:00	
報	.44	銘柄情報登録受付通知兼I	銘柄情報登録の入力日	
	出力	SINコード付番通知	9:00~16:30	
		÷r+=÷¬∧= ++÷		
		新規記録申請	銘柄情報登録受付通知兼ISINコード	
	入		付番通知の出力日から払込日 │ 9:00~17:00	
	力		9.00~17.00 払込日	
		負金抓自冯旭州(别戏记錄)	9:00~17:00	
		発行口記録情報・決済番号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	連動新規記録申請
				(DVP)の入力
			│ │ 入力日が払込日の前営業日までの場合	が 19:00~22:00
			8:30~19:00	であった場合は、
空后			入力日が払込日の場合	入力日の翌営業日
規			8:30~16:20	8:30とする。
新規記録		発行口記録情報通知	新規記録申請及び連動新規記録申請(非 D	連動新規記録申請
並求	ш		VP)の入力日	(非DVP)の入
	出力			力が 19:00~22:
			入力日が払込日の前営業日までの場合	00 であった場合
			8:30~19:00	は、入力日の翌営
			入力日が払込日の場合	業日8:30とする。
		☆□+日≑□をヨミ文ミスケロ	8:30~17:00	
		新規記録済通知	払込日 9:00~17:00	
		 新規記録申請取消(決済未	<u> </u>	
		了) 通知	17:00	
		振替申請	振替日まで	
	λ	7/K II 1 HP	9:00~17:00	
	入 力	一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日	
			9:00~17:00	
		キューイング通知(振替)	振替日	
			8:30~17:00	
振替		振替口記録情報・決済番号	振替日	
替		通知	8:30~17:00	
	出力	振替済通知	振替日	
	刀		8:30~17:00	
		振替申請取消(決済未了)	振替日	日本銀行適格担保
		通知	17:00	に係る振替申請の
				場合は、16:00と
L	<u> </u>			する。

		T		1
		加入者別担保受入データ	利払期日3営業日前の日	
		(予定)	17:30~19:00	
		加入者別担保受入データ	利払期日の前々営業日	
			17:30~19:00	
		課税情報申告データ	利払期日の前営業日	
	λ		8:30~10:00	
	入力	元利金請求内容承認可否通	償還期日又は利払期日の前営業日	
		知	13:00~15:30	
		資金振替済通知(抹消)	償還期日	
			9:00~17:00	
		プットオプション行使	行使受付期間	
			9:00~17:00	
		元利払対象残高データ(予	償還期日又は利払期日の前々営業日	
元		定)	8:30~19:00	
元利払		元利払対象残高データ	償還期日又は利払期日の前営業日	
•		7513327337771=37	8:30~19:00	
抹消		元利金請求データ	償還期日又は利払期日の前営業日	
月		20113775 HH-21/2	13:00~19:00	
			償還期日又は利払期日の前営業日	
		7013mm,3113mm,227m	16:00~17:00	
	出	元利金請求データ(再計算	償還期日又は利払期日の前営業日	
	当	は果)	17:00~19:00	
		償還口記録情報・決済番号	プットオプション行使の入力日	
			9:00~17:00	
		償還口記録情報・非DVP	プットオプション行使の入力日	
		通知	9:00~17:00	
		上	償還期日	
			9:00~17:00	
			償還期日	
		מישל ניארואוויויינואווי	17:00	
		 買入消却申請		
	λ	>> () Jells II HB	9:00~17:00	
	入力	一時停止・解除申告(買入	こ・60 ハ・60 買入消却日の前営業日から買入消却日	
	, ,	消却)	9:00~17:00	
買入消却		キューイング通知(買入消	買入消却日	
当		却)	8:30~17:00	
却	典	買入消却済通知	買入消却日	
	出 力	X/ \/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	8:30~17:00	
			買入消却日	
		了)通知	17:00	
照	 수	3 / YEVH	8:30~19:00	
74	4		0.00 10.00	1

(2)決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
		連動新規記録申請(DV	払込日の前営業日まで	
		P)	7:00~22:00	
新			払込日	
規	入力		7:00~16:20	
新規記録	カ	連動新規記録申請(非 D V	払込日の前営業日まで	
球		P)	7:00~22:00	
			払込日	
			7:00~16:50	
		連動振替申請(DVP)	振替日の前営業日まで	
			7:00~22:00	
			振替日	
			7:00~16:20	
振替	入	連動振替申請(非DVP)	振替日の前営業日まで	
替	入 力		7:00~22:00	
			振替日	
			7:00~16:50	
		一時停止・解除申告(振替)	振替日の前営業日まで	
			7:00~19:00	

2.ファイル伝送によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
> 177	스기			C [*] t H N
	入	銘柄情報登録 	払込日の前営業日まで	
餡	入力		9:00~16:00	
銘 柄 情 報		│ │ 銘柄情報登録受付通知兼 I	 銘柄情報登録の入力日	
報	出力	新州旧報豆球支刊週和兼工 SINコード付番通知	9:00~20:00	
	カ	3 1 Nコード内宙通知	9.00~20.00	
		<u>│</u> │振替申請	 振替日の前営業日	
		1/以自中間	3:00~20:00	
			3.00 20.00	
			 ただし、営業日の次の休業日は、3:	
	入力		00~8:00までとし、休業日の次の営業	
	カ		日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
			00 までとする。なお、営業日の次の休	
			業日においては、当該休業日の翌営業日	
			にする振替に係る申請はできない。	
		キューイング通知(振替)	振替日	振替日の前営業日
			3:00~20:00	までに入力された
				振替申請並びに振
			ただし、営業日の次の休業日は、3:	替日の前営業日
			00~8:00 までとし、休業日の次の営業	19:00 までに入力
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	された連動振替申
			00 までとする。	請(DVP)及び
				連動振替申請(非
振替				D V P)分に限る。
替		振替口記録情報・決済番号	振替日	振替日の前営業日
		通知	3:00~20:00	までに入力された
				振替申請並びに振
	ш		ただし、営業日の次の休業日は、3:	替日の前営業日
	出力		00~8:00 までとし、休業日の次の営業	19:00 までに入力
	, ,		日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	された連動振替申
			00 までとする。	請(DVP)及び
				連動振替申請(非
				DVP)分に限る。
		振替済通知	振替日	振替日の前営業日
			3:00~20:00	までに入力された
			1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	振替申請並びに振
			ただし、営業日の次の休業日は、3:	替日の前営業日
			00~8:00までとし、休業日の次の営業	19:00 までに入力
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	された連動振替申
			00 までとする。	請(DVP)及び
				連動振替申請(非
				D V P)分に限る。

		T		
		加入者別担保受入データ	利払期日3営業日前の日	
		(予定)	17:30~20:00	
		加入者別担保受入データ	利払期日の前々営業日	
	入力		17:30~20:00	
	カ	課税情報申告データ	利払期日の前営業日	
			3:00~10:00	
		元利金請求内容承認可否通	償還期日又は利払期日の前営業日	
元		知	13:00~15:30	
元利払		元利払対象残高データ(予	償還期日又は利払期日の前々営業日	
払		定)	3:00~20:00	
抹消		元利払対象残高データ	償還期日又は利払期日の前営業日	
消			3:00~20:00	
		元利金請求データ	償還期日又は利払期日の前営業日	ただし、再計算さ
	出力		13:00~20:00	れる場合は、13:
	/ / /			00~15:30とする。
		元利金請求内容確定通知	償還期日又は利払期日の前営業日	
			16:00~20:00	
		元利金請求データ(再計算	償還期日又は利払期日の前営業日	
		結果)	17:00~20:00	
		キューイング通知(買入消	買入消却日	買入消却日の前営
		却)	3:00~20:00	業日に入力された
				買入消却申請分に
			ただし、営業日の次の休業日は、3:	限る。
			00~8:00 までとし、休業日の次の営業	
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
冒			00 までとする。	
買 入 消 却	出力			
消	カ	買入消却済通知	買入消却日	買入消却日の前営
ᆌ			3:00~20:00	業日に入力された
				買入消却申請分に
			ただし、営業日の次の休業日は、3:	限る。
			00~8:00 までとし、休業日の次の営業	
			日(年始営業日を除く。)は8:00~20:	
			00 までとする。	

3. CPU直結によるデータの授受

(1) 振替業の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
1= 44		銘柄情報変更	払込日の翌営業日から	
情 銘 報 柄	入 力		9:00~17:00	
TIX 1173	/1			
		新規記録申請	銘柄情報登録受付通知兼ISINコード	
	λ.		付番通知の出力日から払込日	
	入 力		9:00~17:00	
	, ,	資金振替済通知(新規記録)	払込日	
			9:00~17:00	
		発行口記録情報・決済番号	連動新規記録申請(DVP)の入力日	連動新規記録申請
		通知) カロがけら ロの前骨器ロまでの担合	(DVP)の入力 が19:00~22:00
			入力日が払込日の前営業日までの場合 8:30~19:00	か 19:00~22:00 であった場合は、
			入力日が払込日の場合	入力日の翌営業日
新規記録			8:30~16:20	8:30 とする。
記		発行口記録情報通知	新規記録申請及び連動新規記録申請(非D	連動新規記録申請
録			VP)の入力日	(非DVP)の入
	出 力		,	力が19:00~22:
	/1		入力日が払込日の前営業日までの場合	00 であった場合
			8:30~19:00	は、入力日の翌営
			入力日が払込日の場合	業日8:30とする。
			8:30~17:00	
		新規記録済通知	払込日	
		ᅉᆟᆛᆉᆉ	9:00~17:00	
		新規記録申請取消(決済未 了)通知	払込日 17:00	
		振替申請	 振替日まで	
	λ	加度自中時	9:00~17:00	
	入 力	一時停止・解除申告(振替)	振替申請入力日から振替日	
			9:00~17:00	
		キューイング通知(振替)	振替日	
			8:30~17:00	
振		振替口記録情報・決済番号	振替日	
替		通知	8:30~17:00	
	出 力	振替済通知	振替日	
	71		8:30~17:00	
		振替申請取消(決済未了) 通知	振替日	日本銀行適格担保
		週 和	17:00	に係る振替申請の 場合は、16:00 と
				する。
		 資金振替済通知(抹消)		2 0 0
	λ		9:00~17:00	
	入 力	プットオプション行使	行使受付期間	
		,	9:00~17:00	
元利払		償還口記録情報・決済番号	プットオプション行使の入力日	
払		通知	9:00~17:00	
•		償還口記録情報・非DVP	プットオプション行使の入力日	
抹消	出	通知	9:00~17:00	
	力	抹消済通知	償還期日	
		世別中華治文士で通知	9:00~17:00	
		抹消申請決済未了通知 	償還期日 17:00	
			17:00	

		買入消却申請	買入消却日の前営業日から買入消却日	
	入		9:00~17:00	
	入 力	一時停止・解除申告(買入	買入消却日の前営業日から買入消却日	
		消却)	9:00~17:00	
		キューイング通知(買入消	買入消却日	
買		却)	9:00~17:00	
入 消 却		買入消却済通知	買入消却日	支払代理人宛の通
却			9:00~17:00	知(前日申請の夜
	出力			間バッチ分)は、
	/ / /			8:30~17:00 とす
				る。
		買入消却申請取消(決済未	買入消却日	
		了)通知	17:00	

(2)決済条件の照合等に関する業務の機能を利用した入出力によるデータの授受

業務	区分	データの種別	利用時間帯	備考
		連動新規記録申請(DV	払込日の前営業日まで	
		P)	7:00~22:00	
新			払込日	
規	入力		7:00~16:20	
新規記録	カ	連動新規記録申請(非 D V	払込日の前営業日まで	
球		P)	7:00~22:00	
			払込日	
			7:00~16:50	
		連動振替申請(DVP)	振替日の前営業日まで	
			7:00~22:00	
			振替日	
			7:00~16:20	
振替	入	連動振替申請(非DVP)	振替日の前営業日まで	
替	入 力		7:00~22:00	
			振替日	
			7:00~16:50	
		一時停止・解除申告(振替)	振替日の前営業日まで	
			7:00~19:00	

機構における区分口座

. 短期社債等

口座区分	区分口座		
口座区方	口座名称	コード	
	保有口	0 0 ~ 1 9	
	体有口	40~49	
自己口	信託口	20~39	
	質権口	9 8	
	信託口	9 9	
顧客口	顧客口	60~89	

. 一般債

	区分口座									
口座区分	口座名称	信託口(1)~(5)に記録する一般債	課税種別	各課税種別に記録する一般債	コード					
	(D.t.C.		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等) 割引債等及び国際機関債	0 0 ~ 0 4 1 0 ~ 1 4 4 0 ~ 4 4					
	保有口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	05~09 15~19 45~49					
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第11条第 3 項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託又は同法第	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、そ の振替後に利払期日が到来していないものを除く。) 割引債等及び国際機関債	2 0					
	(1)	13 条第 1 項第 1 号に規定する受益者若しくは同項第 2 号に規定する委託者が国、同法別表第 1 に掲げる法人若しくは外国政府等である信託の信託財産に属する一般債 当該機構加入者を受託者とする信託のうち租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 3 項に規定する合同運用信託又は所得税法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する受益者若しくは同項第 2 号に規定する委託者が指定金融機関等若しくは指定内国法人である信託の信託財産に属する一般債(当該受益者又は当該委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間の初日が確認日から起算して一年を経過する日以前であるものに限る。)	課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後 に利払期日が到来していない利付債	2 5					
	信託口(2)		源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除くものとし、所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者又は同項第2号に規定する委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債にあっては、今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものに限る。)割引債等及び国際機関債	2 1					
自己口	(2)		課税分	所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者又は同項第2号に規定する委託者が指定内国法人である信託の信託財産に属する利付債(今回の利払日に係る利金の計算期間が確認日以後一年を経過する日までの期間内に開始するものを除く。)並びに利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していない利付債	2 6					
		当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第 1 項第 1 号に掲げる証券投資信託若しくは特定目的信託、	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後に利払期日が到来していないものを除く。) 割引債等及び国際機関債	2 2					
	信託口(3)	租税特別措置法第9条の4第2項に規定する証券投資信託以外の投資信託又は所得税法第13条第1項第1号に規定する受益者若しくは同項第2号に規定する委託者が特定投資法人等である信託の信託財産に属する一般債	課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後 に利払期日が到来していない利付債	2 7					
	信託口	当該機構加入者を受託者とする信託のうち所得税法第 176 条 第1項第2号に掲げる信託の信託財産に属する一般債	源泉徴収不適用分等	利付債(利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、そ の振替後に利払期日が到来していないものを除く。) 割引債等及び国際機関債	2 3					
	(4)		課税分	利払期日及び利払日翌日以外の日に、課税分口座から振り替えられ、その振替後 に利払期日が到来していない利付債	2 8					
	信託口 (5)	当該機構加入者を受託者とする信託の信託財産に属する一般 債(信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)又は信託口(4) の欄に掲げるものを除く。)	源泉徴収不適用分等	割引債等及び国際機関債 利付債	2 4					
			源泉徴収不適用分等	□ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	9 8					
	質権口		課税分	利付債 (源泉徴収不適用分等) 以外の利付債	9 6					
	信託口		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等) 割引債等及び国際機関債	9 9					
	insu		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	9 7					
薛	45 ch C		源泉徴収不適用分等	利付債(源泉徴収不適用分等) 割引債等及び国際機関債 	60~64 70~74 80~84					
顧客口	顧客口		課税分	利付債(源泉徴収不適用分等)以外の利付債	65~69 75~79 85~89					

振替等の処理順位

短期社債等

処理種別	処理順位
イ.DVP振替申請	1
ロ.決済条件の照合結果により直接機構に行われた振替の申請(イ.に掲げるものを除く。)	2
ハ.ファイル伝送による振替の申請	3
二.振替の申請(イ.からハ.までに掲げるものを除く。)、抹消の申請及び買入 消却の申請	4

一般債

処理種別	処理順位
イ.自動振替処理に係る振替の申請	1
口.DVP振替申請	2
八.決済条件の照合結果により直接機構に行われた振替の申請(ロ.に掲げるものを除く。)	3
ニ.ファイル伝送による振替の申請	4
ホ.振替の申請(イ.から二.までに掲げるものを除く。)及び買入消却の申請	5

利払期日における自動振替処理

区分口座	減額記録する口座区分コード	増額記録する口座区分コード
	0 5	0 0
	0 6	0 1
	0 7	0 2
	0 8	0 3
	0 9	0 4
	1 5	1 0
	1 6	1 1
保有口	1 7	1 2
	1 8	1 3
	1 9	1 4
	4 5	4 0
	4 6	4 1
	4 7	4 2
	4 8	4 3
	4 9	4 4
信託口(1)	2 5	2 0
信託口(2)	2 6	2 1
信託口(3)	2 7	2 2
信託口(4)	2 8	2 3
質権口	9 6	9 8
質権信託口	9 7	9 9

税区分一覧表

税区分コード	税区分		税率	対象となる一般債
00	(元金のみ)		-	-
10	分離課税			課税分口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。以下同じ。)に 記録又は記載されている一般債
20	総合課税		15%	II .
30	非課税法人及び源泉徴収不適用			源泉徴収不適用分等口座(信託口(3)及び信託口(4)を除く。)に 記録又は記載されている一般債
31	非課税信託財産(投資信託)		0%	信託口(3)に記録又は記載されている一般債
32	非課税信託財産(年金信託)		0%	信託口(4)に記録又は記載されている一般債
40	少額貯蓄非課税(マル優)			課税分口座に記録又は記載されている一般債
50	少額公債非課税(特別マル優)			II .
60	財形貯蓄非課税			II .
70	非居住者		0%	II .
71	非居住者		10%	II .
72	非居住者		12%	II .
73	非居住者		12.5%	II .
74	非居住者		15%	II .
75	非居住者		25%	II .
90	非課税法人及び源泉徴収不適用	総合課税分	15%	"
91	(わかち分) 非課税分		0%	
92	マル優	分離課税分	15%	"
93	(わかち分)	非課税分	0%	"
94	特別マル優	分離課税分	15%	"
95	(わかち分)	非課税分	0%	

短期社債振替制度に係る手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新	旧				
社債等振替制度に係る手数料及びその料率	短期社債振替制度に係る手数料及びその料率				
(別添資料参照)	(別添資料参照)				
7/4 51					
附則					
この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行					
する。					

社債等振替制度に係る手数料及びその料率

社債等に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関並びに資金決済会社等は、下記の各手数料及びその料率に基づいて算出した金額(1円に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。)に消費税及び地方消費税の相当額を加算して、機構に納入するものとする。

. 短期社債等

1.制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
口座開設金及びシ ステム接続準備手 数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開 始に係る処理	口座開設時	定額	20万円/社 (追加1区分口座ごと5万円)	・口座開設時には社振法に定められている 保有口、信託口、顧客口、質権口、質権信 託口の5区分まで開設可能となる。 ・同じ区分口座を複数開設する場合は区分 口座数が5以内でも、追加手数料が必要と
システム接続準備手数料	発行者 発行代理人· 支払代 理人	システム接続開始に係る処理	発行者の同意時 代理人に指定時	定額	5万円/社	なる。 ・機構加入者又は発行者が代理人になる場合には、別途同手数料が必要となる。 ・代理人が複数の発行者の代理業務を行っても手数料5万円/社は変わらない。
端末接続料	機構加入者・発行者 (統合 Web 端末を 利用し、短期社債振 替制度以外の機構 の制度に参加して いる者に限る。)	継続的な端末接続によるシス テム資源利用	(月1回)	短期社債振替 システム業務 管理者の 1ID ごと定額	1 業務管理者 ID につき 5 千円 /月	
	機構加入者・発行者 (上記に該当する 者を除く。)	継続的な端末接続によるシス テム資源利用	(月1回)	1 接続回線ご と定額	1接続回線につき1万円/月	・端末を複数台設置していても接続回線が1 つであれば1万円/月となる。
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関	間接口座管理機関に対しての 管理	(年1回)	定額	1万円/年	・間接口座管理機関に口座を開設している 口座管理機関についても同様の課金を行 う。

2.振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
新規記録手数料	発行者	発行から償還までの発行残高	新規記録時	残高・発行期	引受額×0.19bps(年率)	・市場規模の推移等を勘案のうえ、手数料
		管理		間に対して定	但し、当面はキャップ制併用	体系を見直す。
				率	(引受1件当り4,000円)	・引受が複数の機構加入者又は区分口座に
						分かれる場合、それぞれの引受額に対して
						手数料を算出し、4千円を超えた場合はそれ
						ぞれにキャップを適用する。
ISIN コード設定料	発行者	ISIN コードの設定	設定時	定額	25 円 / 銘柄	・設定後に発行の取消や訂正があった場合
						でも課金する。

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
銘柄情報公示手数	発行者	銘柄内容の公示	新規記録時	新規記録ごと	30円/銘柄	・社振法第 87 条
料				に定額		
振替手数料	発行・償還(発行	振替口座簿の記録内容の異動	発行・振替・抹消	記録内容の異	DVP 渡方100円/件	・同一口座管理機関内の口座間の振替であ
	者・機構加入者)、	処理(一括償還処理を含む)	に伴う振替口座	動ごとに定額	受方 100 円 / 件	っても同額とする。
	流通(渡方・受方機		簿の記録内容の		FOP 渡方50円/件	
	構加入者)		異動時		受方 50 円 / 件	
買入消却手数料	抹消(買入消却)申	買入消却による振替口座簿残	買入消却による	減額記録ごと	50円/件	・最終的に残高を保有していた者に課金す
	請者	高の減額処理	抹消時	に定額		వ 。
口座残高管理手数	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管	日々の振替口座	日々の振替口	口座残高×0.065bps(年率	・口座残高は月中の毎営業日の口座残高の
料		理	簿の残高確認時	座簿残高に対		平均値をいう。
				して定率		

3 .その他サービス

- · · - ·						
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
振替口座簿記録事	機構加入者・利害関	振替口座簿記録事項証明書の	交付時	1 通につき定	1 通につき 10 枚まで 500 円(10	・社振法第 128 条
項証明書交付手数	係者	作成・交付		額	枚を超えるものについて、10	・1 通とは交付申請 1 回当りを指す。
料斗					円/枚)	
振替口座簿記録情報	機構加入者・利害関	振替口座簿記録情報の作成・提	提供時	1通につき定	1 通につき 10 頁まで 500 円(10	・社振法第 128 条
提供手数料	係者	供		額	頁を超えるものについて、10	・1 通とは提供申請 1 回当りを指す。
					円/頁)	
情報照会料	発行者・機構加入者	照会情報(口座処理明細画	照会時	照会ごとに定	100円/件	・口座残高画面、各種明細画面等の通常業
		面、 銘柄情報一覧画面)の作		額		務に関する照会は除く。
		成• 処理				・発行者はのみ照会可能。
ダウンロード手数	発行者・機構加入者	データ (口座残高照会デー	ダウンロード時	ダウンロード	100円/件	・日々の残高確認処理などのダウンロード
料		タ、 口座処理明細照会デー		ごとに定額		を除く。
		タ、 申請進捗管理データ)の				・ についてはダウンロードデータをそ
		ダウンロード処理				のまま帳票印字することが可能。
						・発行者はのみダウンロード可能。
FAX送信手数料	発行者・機構加入者	F A X送信処理(情報作成)	(月1回)	定額	1,000円/月	
		(申請の進捗が遅れている場			(別途通信料を実費請求)	
		合等に FAX を送信することに				
		よってその旨知らせるオプシ				
		ョンのサービス)				

4 . エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
訂正・取消手数料	発行・償還(発行	発行口、振替口、償還口の記録	訂正・取消時	訂正・取消ご	DVP 渡方100円/件	
	者・機構加入者)、	内容の訂正・取消処理		とに定額	受方 100 円 / 件	
	流通(渡方・受方機				FOP	
	構加入者)				発行口 渡方 100 円 / 件	!
					償還口 渡方 100 円 / 件	

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法		手数料	備考
DVP決済エラー	発行・流通(受方機	DVP決済を行う過程におい	渡方の承認によ	エラー処理ご	受方	300円/件	・システム障害のため同様の処理を行った
処理手数料	構加入者), 償還(発	て、日銀からの資金振替済通知	る非DVP決済	とに定額			場合は除く。
	行者)	と発行口等の内容が不一致と	時(発行口、振				・渡方には課金しない。
		なった場合、かつ渡方の承認に	替口又は償還口				
		より非DVP決済を行った場	のロック解除)				
		合の処理					
決済未了処理手数	発行・流通(受方機	決済未了時の処理	決済未了処理時	エラー処理ご	DVP	受方 200 円 / 件	
米斗	構加入者)償還(発			とに定額	FOP		
	行者)				発行	渡方 50円/件	
						受方 50円/件	
					償還	渡方 50円/件	
						受方 50円/件	

(注)発行代理人、支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。

.一般債

1.制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率	
口座開設金及び	機構加入者	口座開設及びシステム	口座開設時	(1) 新たに機構加入者となる場合	20 万円
システム接続準		接続開始に係る処理		ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の[口座開設金及
備手数料		32/30/3741-13:072:1		びシステム接続準備手数料については、20万円に当該2組以上の部	部分の各々に
				つき(2)の料率に準じて得られた金額を加算した金額とするものと	し、この場
				合には、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は	は信託口(5)
				(以下「保有口における各信託口」という。)は同一の口座名称と	して取り扱
				う。	
				(2) 区分口座を開設する場合((1)に該当する場合を除く。)	
				1 組につき	5 万円
				ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座関	開設金及びシ
				ステム接続準備手数料については、開設する区分口座1組につき 9	5 万円で計算
				した金額から5万円を控除した金額とするものとし、この場合には	は、保有口に
				おける各信託口は同一の口座名称として取り扱う。	
システム接続準	発行代理人及び支払代理人	システム接続開始に係	発行代理人及び支払		5 万円
備手数料	としての指定を受けた者	る処理	代理人に指定時		
端末接続料	統合Web端末の全利用者	継続的な端末接続によ	(月1回)	業務利用者ユーザID数が5以下の部分5ユーザIDまで	月額1万円
	(資金決済会社を除く。)	るシステム資源利用		業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき	月額1千円
間接口座管理機	間接口座管理機関の承認を	間接口座管理機関の承	間接口座管理機関の		5 万円
関定額負担金	得た者	認処理	承認時		
2.振替業務		T	T		
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率	
	徴収対象者 新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘	徴収基準時 新規記録時	新規記録に係る銘柄ごとに	T 0.5
手数料項目		発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理			万分の
手数料項目		発行から償還までの銘		新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき	0.95円
手数料項目		発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理		新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の	0.95 円 80%
手数料項目		発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元		新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の	0.95 円 80% 60%
手数料項目		発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元		新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の	0.95 円 80% 60% 40%
手数料項目		発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元		新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の (5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の	0.95円 80% 60% 40% 20%
手数料項目		発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元		新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分	0.95 円 80% 60% 40% 20% 10%
手数料項目		発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元		新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分	0.95 円 80% 60% 40% 20% 10% 5%
手数料項目 新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知	新規記録時	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分	0.95円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5%
手数料項目	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知 振替口座簿の記録内容	新規記録時	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分	0.95 円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5%
手数料項目 新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知	新規記録時 振替に伴う振替口座 簿の記録内容の異動	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が5億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の (5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の (6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の (7) 民行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の (1) の料率の	0.95 円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5%
手数料項目 新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知 振替口座簿の記録内容	新規記録時	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円起の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の (5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の (6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の300億円以下の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の DVP決済の場合 1件につき ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件にする。	0.95円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5% 100円
手数料項目 新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知 振替口座簿の記録内容	新規記録時 振替に伴う振替口座 簿の記録内容の異動	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が5億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の (5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の (6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が500億円超の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の DVP決済の場合 1件につき ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件にする。 非DVP決済の場合 1件につき	0.95円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5% 100円 ごき50円と
手数料項目 新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知 振替口座簿の記録内容	新規記録時 振替に伴う振替口座 簿の記録内容の異動	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円起の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の (5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の (6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の300億円以下の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の DVP決済の場合 1件につき ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件にする。	0.95円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5% 100円 ごき50円と
手数料項目 新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知 振替口座簿の記録内容 の異動処理	新規記録時 振替に伴う振替口座 簿の記録内容の異動 時	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円起の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の (5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の (6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の DVP決済の場合 1件につき ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件に する。 1件につき	0.95円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5% 100円 ごき50円と
手数料項目 新規記録手数料 振替手数料	新規記録に係る発行者 振替に係る渡方機構加入者 及び受方機構加入者	発行から償還までの銘 柄情報管理、残高管理 及び支払代理人への元 利払情報の通知 振替口座簿の記録内容	新規記録時 振替に伴う振替口座 簿の記録内容の異動	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき (2) 発行総額が1億円起の5億円以下の部分 (1)の料率の (3) 発行総額が5億円起の10億円以下の部分 (1)の料率の (4) 発行総額が50億円起の50億円以下の部分 (1)の料率の (5) 発行総額が50億円起の100億円以下の部分 (1)の料率の (6) 発行総額が500億円起の500億円以下の部分 (1)の料率の (7) 発行総額が500億円起の1000億円以下の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の (8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の DVP決済の場合 1件につきただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件にする。 非DVP決済の場合 1件につきただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件にする。	0.95円 80% 60% 40% 20% 10% 5% 2.5% 100円 つき50円と

機構加入者	保有期間中の振替口座 簿の管理	(月1回)	0.	万分の .065円 率換算) 60% 40%
			(2) 口座残高が5000億円超1兆円以下の部分(1)の料率の(3) 口座残高が1兆円超5兆円以下の部分(1)の料率の(4) 口座残高が5兆円超10兆円以下の部分(1)の料率の	60%
			(3) 口座残高が1兆円超5兆円以下の部分(1)の料率の(4) 口座残高が5兆円超10兆円以下の部分(1)の料率の	
			(4) 口座残高が5兆円超10兆円以下の部分 (1)の料率の	
				20%
			1 (3) 口座戏向か 10 26 76 76 76 70 10 71 (1) 07 14 14 10	10%
			(6) 口座残高が20兆円超30兆円以下の部分 (1)の料率の	5%
			(7) 口座残高が30兆円超の部分 (1)の料率の	2.5%
			ただし、一の機構加入者に係る口座残高管理手数料が月額 10 万円に い場合の当該機構加入者に係る口座残高管理手数料は、月額 10 万円と	
2017 社会 耂	中 宏	2017 甘淮吐	(神) 川 本才 大力	
				500 円
版音日産海北級事項証明音の交付を受けた機構加入者 及び利害関係人	明書の作成・交付	文 17时	ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の振替口座簿記録事項証明書数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円をた金額とする。	交付手
辰替口座簿記録情報の提供	振替口座簿記録情報の	提供時	1通につき	500 円
を受けた機構加入者及び利 害関係人	作成・提供		ただし、1 通の頁数が 10 頁を超える場合の振替口座簿記録情報提供手 ついては、500 円に当該 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算し とする。	
社債権者集会用証明書の交	社債権者集会用証明書	交付時	1通につき	500 円
付を受けた機構加入者	の作成・交付		ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の社債権者集会用証明書交付については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算額とする。	
口座処理明細画面の情報照 会を行った発行代理人、支払 代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	照会時	1 件につき	100円
統合Web端末を利用して 口座処理明細データ又は申 請進捗管理データのダウン ロードを行った発行代理人、 支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード 処理	ダウンロード時	1 件につき	100円
/#LUDA-1-2-		/III. 1 199 ++ >++ -+	Ald the district	
				50 TT
発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者の発行代理人	決済未了時の処理	· 決済未了処理時	非リVP沢済の場合 1 件につき	50 円
の及 振を害 社付 口会代統口請口支 発規に	で利害関係人 替口座簿記録情報の提供受けた機構加入者 質けた機構加入者 債権者との理理のの情報を受けた機構加入者 座処理のの情報を受けた機構加入者 座処理のの情報を利用のの情報を 座ののでは、 を受けた機構がよる。 座がでするのがでするが、 を必要ではます。 を必要ではます。 を必要ではます。 を必要ではます。 を必要ではます。 を必要ではます。 を必要ではます。 を必要ではます。 を必要ではます。 を必ずでするのができます。 はいするとは、 をといるとは、 をといるとは、 をいると、 をいると、	潜口座簿記録事項証明書 交付を受けた機構加入者 で利害関係人 潜口座簿記録情報の提供 受けた機構加入者及び利 関係人 債権者集会用証明書の交を受けた機構加入者 企型明細画面の情報照 を行った発行代理人、支払 理人及び機構加入者 合Web端末を利用して 座処理明細データのダウンードを行った発行代理人、 地代理人及び機構加入者 合Web端末を利用して 座処理明細データのダウンードを行った発行代理人、 地代理人及び機構加入者 会Web端末を利用して 座処理明細データのダウンードを行った発行代理人、 地代理人及び機構加入者 会別ではまる当時では、 地理 の内容 である。 である。 である。 である。 「おいては、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	潜口座簿記録事項証明書 振替口座簿記録事項証	## ただし、一の機構加入者に係る口座残高管理手数料が月額 10 万円とい場合の当該機構加入者に係る口座残高管理手数料が月額 10 万円とい場合の当該機構加入者に係る口座残高管理手数料は、月額 10 万円と 後回座簿記録事項証明書

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率		
	発行口に記録した銘柄の新 規記録が未了となった場合	決済未了時の処理	決済未了処理時	DVP決済の場合	1件につき	200 円
	における当該決済に係る買 方機構加入者			非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時		1 件につき	200円
	償還口に記録した銘柄の抹 消が未了となった場合にお	決済未了時の処理	決済未了処理時	DVP決済の場合	1 件につき	200 円
	ける当該銘柄の発行者の支 払代理人			非DVP決済の場合	1 件につき	50 円
	償還口に記録した銘柄の抹 消が未了となった場合にお ける当該決済に係る抹消申 請機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	非DVP決済の場合	1 件につき	50円

- (注) 1.口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいう。また、組数は、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税 分口座を同時に開設する場合又はその一方の口座を開設する場合(他方の口座が開設済みの場合を除く。)に組の開設があったものとして計算する。
 - 2.各社債の金額の通貨が円以外である場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、原則として、払込日の属する月の前月の最終営業日現在における東京外国為替 市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
 - 3.特例一般債については新規記録手数料を納入することを要しない。
 - 4.新規記録手数料の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。
 - 5.口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高とは、月中の各営業日終了時の振替口座簿における金額(定時償還銘柄である場合は実質金額)の総額の平均値とする。この 場合において、機構非関与銘柄については、振替口座簿における金額(定時償還銘柄である場合は実質金額)に 80%を乗じて得た金額に基づいて計算するものとし、実質 記番号管理銘柄については、計算対象に含めないものとする。
 - 6.各社債の金額の通貨が円以外である場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、原則として、各前月末の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧 客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
 - 7. 振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを1通とする。
 - 8. 振替口座簿記録情報提供手数料については、同一日に提供請求を行ったものを1通とする。
 - 9. 社債権者集会用証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを1通とする。

.短期社債等・一般債共通

. 超期私順守。	放頂六週				
手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率	
システム接続準備手数料	資金決済会社としての登録 を決済会社としての登録 を決済会社に関等2条にに関する1 ででででは、 でででででででででででででででででででででででででででできる。)でででででででででで	システム接続開始に係る処理	社債等に関する業務 規程施行規則第2条 第1項各号に規定す る方法により情報の 授受を行うための手 続時		5 万円
端末接続料	統合Web端末を利用する 資金決済会社	継続的な端末接続によ るシステム資源利用	(月1回)	業務利用者ユーザID数が5以下の部分5ユーザIDまで業務利用者ユーザID数が5超の部分1ユーザIDにつき	月額1万円 月額1千円
資金決済情報配 信手数料	社債等に関する業務規程施 行規則第2条第1項各号に規 定する方法により情報の授 受を行う資金決済会社	資金決済情報の配信処 理	(月1回)		月額1万円

短期社債等に関する業務規程第59条の規定に基づく手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者並びに間接口座 管理機関等は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

. 制度参加

手数料項目	徵収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
口座開設金及びシ ステム接続準備手	機構加入者	口座開設及びシステム接続開 始に係る処理	口座開設時	定額	20万円/社 (追加1区分口座ごと5万円)	・口座開設時には社振法に定められている 保有口、信託口、顧客口、質権口、質権信
数料					,	託口の5区分まで開設可能となる。
						・同じ区分口座を複数開設する場合は区分 口座数が 5 以内でも、追加手数料が必要と
						なる。
システム接続準備	発行者	システム接続開始に係る処理	発行者の同意時	定額	5万円/社	・機構加入者又は発行者が代理人になる場
手数料	発行代理人·支払代		代理人に指定時			合には、別途同手数料が必要となる。
	理人					・代理人が複数の発行者の代理業務を行っ
						ても手数料5万円/社は変わらない。
端末接続料	機構加入者・発行者	継続的な端末接続によるシス	(月1回)	短期社債振替	1 業務管理者 ID につき 5 千円	
	(統合 Web 端末を	テム資源利用		システム業務	/月	
	利用し、短期社債振			管理者の 1ID		
	替制度以外の機構			ごと定額		
	の制度に参加して					
	いる者に限る。)		(0.4.0)		↓☆☆□☆└○☆ ↓ 〒□ / □	
	機構加入者・発行者	継続的な端末接続によるシス	(月1回)	1 接続回線ご	1 接続回線につき 1 万円 / 月	・端末を複数台設置していても接続回線が1
	(上記に該当する 者を除く。)	テム資源利用 		と定額		つであれば1万円/月となる。
間接口座管理機関	間接口座管理機関	間接口座管理機関に対しての	(年1回)	定額	1万円/年	・間接口座管理機関に口座を開設している
定額負担金		管理				口座管理機関についても同様の課金を行
						う。

. 振替業務

手数料項目	徵収対象者	内容	徵収基準時	課金方法	手数料	備考
新規記録手数料	発行者	発行から償還までの発行残高	新規記録時	残高・発行期	引受額×0.19bps(年率)	・市場規模の推移等を勘案のうえ、手数料
		管理		間に対して定	但し、当面はキャップ制併用	体系を見直す。
				率	(引受1件当り4,000円)	・引受が複数の機構加入者又は区分口座に
						分かれる場合、それぞれの引受額に対して
						手数料を算出し、4千円を超えた場合はそれ
						ぞれにキャップを適用する。
ISIN コード設定料	発行者	ISIN コードの設定	設定時	定額	25 円 / 銘柄	・設定後に発行の取消や訂正があった場合
						でも課金する。

手数料項目	徵収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
銘柄情報公示手数	発行者	銘柄内容の公示	新規記録時	新規記録ごと	30円/銘柄	・社振法第 87 条
料				に定額		
振替手数料	発行・償還(発行	振替口座簿の記録内容の異動	発行・振替・抹消	記録内容の異	DVP 渡方 100 円 / 件	・同一口座管理機関内の口座間の振替であ
	者・機構加入者)、	処理(一括償還処理を含む)	に伴う振替口座	動ごとに定額	受方 100 円 / 件	っても同額とする。
	流通(渡方・受方機		簿の記録内容の		F O P 渡方 50 円 / 件	
	構加入者)		異動時		受方 50 円 / 件	
買入消却手数料	抹消(買入消却)申	買入消却による振替口座簿残	買入消却による	減額記録ごと	50円/件	・最終的に残高を保有していた者に課金す
	請者	高の減額処理	抹消時	に定額		వ 。
口座残高管理手数	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管	日々の振替口座	日々の振替口	口座残高×0.065bps(年率)	・口座残高は月中の毎営業日の口座残高の
料		理	簿の残高確認時	座簿残高に対		平均値をいう。
				して定率		

.その他サービス

手数料項目	徵収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
振替口座簿記録事	機構加入者・利害関	振替口座簿記録事項証明書の	交付時	1 通につき定	1 通につき 10 枚まで 500 円(10	・社振法第 128 条
項証明書交付手数	係者	作成・交付		額	枚を超えるものについて、10	・1 通とは交付申請 1 回当りを指す。
料					円/枚)	
振替口座簿記録情報	機構加入者・利害関	振替口座簿記録情報の作成・提	提供時	1通につき定	1 通につき 10 頁まで 500 円(10	・社振法第 128 条
提供手数料	係者	供		額	頁を超えるものについて、10	・1 通とは提供申請 1 回当りを指す。
					円/頁)	
情報照会料	発行者・機構加入者	照会情報 (口座処理明細画	照会時	照会ごとに定	100円/件	・口座残高画面、各種明細画面等の通常業
		面、 銘柄情報一覧画面)の作		額		務に関する照会は除く。
		成• 処理				・発行者はのみ照会可能。
ダウンロード手数	発行者・機構加入者	データ (口座残高照会デー	ダウンロード時	ダウンロード	100円/件	・日々の残高確認処理などのダウンロード
料		タ、 口座処理明細照会デー		ごとに定額		を除く。
		タ、 申請進捗管理データ)の				・ についてはダウンロードデータをそ
		ダウンロード処理				のまま帳票印字することが可能。
						・発行者はのみダウンロード可能。
FAX送信手数料	発行者・機構加入者	F A X送信処理(情報作成)	(月1回)	定額	1,000円/月	
		(申請の進捗が遅れている場			(別途通信料を実費請求)	
		合等に FAX を送信することに				
		よってその旨知らせるオプシ				
		ョンのサービス)				

. エラー処理

手数料項目	徵収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
訂正・取消手数料	発行・償還(発行	発行口、振替口、償還口の記録	訂正・取消時	訂正・取消ご	DVP 渡方100円/件	
	者・機構加入者)、	内容の訂正・取消処理		とに定額	受方 100 円 / 件	
	流通(渡方・受方機				FOP	
	構加入者)				発行口 渡方 100 円 / 件	
	·				償還口 渡方 100 円 / 件	

手数料項目	徵収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法		手数料	備考
DVP決済エラー	発行・流通(受方機	DVP決済を行う過程におい	渡方の承認によ	エラー処理ご	受方	300円/件	・システム障害のため同様の処理を行った
処理手数料	構加入者),償還(発	て、日銀からの資金振替済通知	る非DVP決済	とに定額			場合は除く。
	行者)	と発行口等の内容が不一致と	時 (発行口、振				・渡方には課金しない。
		なった場合、かつ渡方の承認に	替口又は償還口				
		より非DVP決済を行った場	のロック解除)				
		合の処理					
決済未了処理手数	発行・流通(受方機	決済未了時の処理	決済未了処理時	エラー処理ご	DVP	受方 200 円 / 件	
米斗	構加入者),償還(発			とに定額	FOP		
	行者)				発行	渡方 50円/件	
						受方 50円/件	
					償還	渡方 50円/件	
						受方 50円/件	

注.発行代理人、支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。

制定 H15. 1.10

改定 H16. 4. 1、H16. 5. 6、H16. 10. 1